

第27回 (2000年度)

資生堂児童福祉海外研修報告書

カナダ (モントリオール、トロント)



財団法人 資生堂社会福祉事業財団

第27回 (2000年度)

資生堂児童福祉海外研修報告書

カナダ (モントリオール、トロント)



(2000. 8. 29)

	鈴木	由利	村井	前川		
	藤井	中野	竹花	千日	塩見	小島
安川団長	齋藤部長	全国社会福祉協議会	福島会長	全国児童養護施設協議会	資生堂社会福祉事業財団	小川常務理事
				厚生省	萩原課長	
				福原理事長		
				資生堂社会福祉事業財団		

第27回 海外研修報告書

目 次

第27回海外研修実施要綱	1
研修団メンバーリスト	2
海外研修日程表	4
あいさつ 全国児童養護施設協議会会長 福島 一雄	6
団長報告 団 長 安川 実	7
事務局報告 資生堂財団常務理事 小川 知一	9
第1章 カナダの概要案内 (モントリオール、トロント)	11
第2章 訪問施設概要報告	
Ⅰ. ケベック青少年センター協会 (モントリオール)	15
1. バットショウ青少年家庭センター	18
グループホーム・メゾヌーブ	22
ドーバルキャンパス	24
2. モントリオール青少年センター	26
モンサンアントワヌキャンパス	28
Ⅱ. 子ども家庭サービスアドボカシー事務所 (トロント)	31
Ⅲ. ペイブ青少年資源センター (PARC) (トロント)	35
第3章 特徴のある取り組みの紹介	
Ⅰ. ソーシャルワーカー研修プログラム (モントリオール)	39
Ⅱ. バットショウ・ユーザー委員会 (モントリオール)	48
Ⅲ. 「1, 2, 3, GO! (アン・ドゥ・トロワ・ゴー!)」プログラム (モントリオール)	51
Ⅳ. 仕事探しのプログラム (モントリオール)	54
Ⅴ. 「平等に生まれて元気で大きくなる」プログラム (モントリオール)	57
Ⅵ. 「コミュニティーにおける家族にどう対応するか」のプログラム (モントリオール)	61
Ⅶ. 州省際諮問委員会 (IMPAC) (トロント)	65
Ⅷ. グリフィンセンター・プログラム (トロント)	67

第 4 章 研修のまとめ

1. 現場主義とプレゼンテーション	71
2. ジェンダーフリー—女性の地位	73
3. 家庭主義—施設より里親	75
4. 日本の保証人制度の現状—カナダの保証人制度と比較して	77
5. 利用者中心主義—措置と契約の違いを巡って	79
6. カナダで見たマイノリティーに対する考え方	81
7. ネットワークとコミュニティーサポート	85
研修訪問施設及び関係機関リスト	87
研修先からの入手資料	87
研修団員名簿	88
資生堂児童福祉海外研修の実績一覧	89
編集後記	90



第27回 資生堂児童福祉海外研修 要 綱

1. 目 的

児童福祉施設の中堅職員を対象に、福祉先進国の福祉情報、専門知識、処遇技術、施設の運営形態などの研修に加え、広く訪問国における人々との交流を通して、参加者の幅広い人間形成と資質の向上を図り、将来の児童福祉界を担う人材の育成を目ざす。

2. 主 催 財団法人 資生堂社会福祉事業財団

3. 後 援 厚生省、全国社会福祉協議会

4. 研修テーマ

- (1) 同じ法律のもとでも文化のちがいにより運営方法が異なる英語系、仏語系の同種の施設の差異研究を通じて、海外の福祉政策を日本に導入する際の留意点、日本の状況に適合させるためのアレンジの重要性などについて学ぶ。
- (2) 親と子、学校、施設、コミュニティがネットワーク化された、自助、共助、公助による自立支援教育を学ぶ。特に、子どもに対する「親の責任と子育てに関する教育」などについて。

5. 研 修 先 カナダ（モントリオール、トロント）

6. 実施期間 2000年9月30（土）～10月13日（金）（14日間）

7. 推薦要件

- ①過去に他財団、団体の主催する同類の海外研修に参加していない者。
- ②職務経験年数が5年以上で年齢が45歳以下の者。（2000-4-1 現在）
- ③児童の処遇に真剣に携わり、本テーマによる研修について高い関心をもち、強い意欲と責任感のある者。
- ④心身ともに健康で長期にわたって児童福祉に貢献できる者。

8. 選考方法

全国児童養護施設協議会、全国母子生活支援施設協議会、ならびに関連諸団体の推薦にもとづき、資生堂児童福祉海外研修選考委員会の審査により決定する。

9. 研修報告書の作成及び発表

- ①研修団は2001年3月末までに報告書を作成する。
- ②それぞれの協議会等の主催する研修会等において研修結果の報告を行う。

27TH SHISEIDO CHILD WELFARE STUDY TOUR TO CANADA

第27回 資生堂児童福祉海外研修団 ～カナダ～



(石川県)
団 長
聖霊愛児園園長
安川 実



(東京都)
事務局
資生堂社会福祉事業財団
小川 知一



(東京都)
事務局
資生堂社会福祉事業財団
鈴木 順治





(東京都)
 児童養護施設
 聖ヨゼフホーム
 児童指導員
 小笠原正樹



(三重県)
 児童養護施設
 みどり自由学園
 児童指導員
 中野 智行



(兵庫県)
 児童養護施設
 三光塾
 児童指導員
 小島いく子



(埼玉県)
 児童家庭支援センター
 愛泉こども家庭センター
 センター長
 藤井 美憲



(兵庫県)
 情緒障害児短期治療施設
 清水が丘学園
 心理治療士
 塩見 守



(東京都)
 自立援助ホーム
 青少年福祉センター新宿寮
 指導員
 前川 礼彦



(千葉県)
 知的障害者更生施設
 大久保学園
 指導員
 千日 清



(大阪府)
 児童養護施設
 救世軍希望館
 児童指導員
 村井 徹



(埼玉県)
 児童養護施設
 光の子どもの家
 主任保育士
 竹花 信恵



(千葉県)
 母子生活支援施設
 国府台母子ホーム
 少年指導員
 由利 誠

(左上からアイウエオ順、施設名は研修時の在籍施設)

第27回 資生堂児童福祉海外研修スケジュール

月 日(曜)	時 間	日 程
9 / 30(土)	18:00 10:30 15:30	東京(成田)発 JL018 バンクーバー着 市内視察 ホテル着
10 / 1(日)	7:45	バンクーバー・ビクトリア地区視察
10 / 2(月)	14:20 22:30	バンクーバー発 CP912 モントリオール着
10 / 3(火)	9:30 14:00	Association des Centres Jeunesse du Québec 訪問 (ケベック青少年センター協会) ・組織の概要説明(組織の任務、サービスの内容など) ・講義 ①児童福祉制度における文化的配慮について ②児童福祉制度におけるコミュニティーの係わり方について
10 / 4(水)	9:00 14:00 15:30 16:30	Batshaw Youth and Family Centres 訪問 (バットショウ青少年家庭センター、英語のサービス) ・青少年、非行少年の保護システムについて ・Batshaw Youth and Family Centresのユーザー委員会について メゾヌーブ・グループホーム 訪問 バットショウ青少年家庭センタードーバルキャンパス 訪問 (閉鎖型施設、更生施設)
10 / 5(木)	9:00 14:00	Montreal Youth Centre Mont Saint-Antoine 訪問 (モントリオール青少年センター、フランス語のサービス) ・コミュニティー組織の「1,2,3,GO!」の実践紹介 ・Montreal Youth Centre のプログラム (責任ある大人になるためのプログラム、職探しプログラム紹介) モンサンアントワヌキャンパス 訪問 (職業訓練)
10 / 6(金)	9:00 14:00	Auberge (ロレンシャン高原のホテルにて) ・ジョリエット保健所員(平等に生まれて元気で大きくなるプログラム) ・ラノディエール青少年センター員 (コミュニティーにおける家族にどう対応するかプログラム)

月 日(曜)	時 間	日 程
10/6(金)	18:00	お別れパーティー
10/7(土)	9:00	ケベック視察
10/8(日)	8:00 9:14	モントリオール発 CP3403 トロント着 トロント市内視察
10/9(月)	9:00	ナイアガラ地区視察
10/10(火)	9:30 14:30	Office of Child and Family Service Advocacy 訪問 (子ども家庭サービスアドボカシー事務所) ・IMPAC (州省際諮問委員会) の活動内容について ・グリフィンセンター (コミュニティサポートネットワーク、一時保護、二重診断 などについて) お礼の夕食会
10/11(水)	9:30 10:00 14:00 18:00	Pape Adolescent Resource Centre (PARC) 訪問 (Pape青少年資源センター、自立生活支援施設) ・PARCの概要説明 ・実習及び講義 ・実習及び講義 ・パークの青少年と交流
10/12(木)	10:15 12:05 15:05	トロント発 CP985 バンクーバー着 バンクーバー発 JL015
10/13(金)	16:50	東京(成田)着 通関手続終了後、研修終了の挨拶 解 散

あいさつ

全国児童養護施設協議会
会長 福島 一雄

財団法人 資生堂社会福祉事業財団のご厚志により、昨年9月30日から10月13日にかけて、第27回資生堂児童福祉海外研修に児童養護施設職員をはじめ、全国の児童福祉施設職員に参加の機会を与您いただきましたことを心からお礼申し上げます。

さて、ここ数年増加の一途にある児童虐待や、青少年によるさまざまな事件は、近年のわが国の子ども・家庭を取り巻く社会構造上の問題を象徴的に表しています。これらの事件を子どもからの悲痛なメッセージと受けとめ、これに児童養護施設がどう応えて行くかが問われています。

特に、昨年5月には「児童虐待の防止等に関する法律」が国会で成立し、11月より施行されました。これにより、今後、被虐待児の児童養護施設への入所に一層拍車がかかることが予想されます。施設生活を通した日々の癒し等職員によるケア、そして心理担当職員あるいは他機関と連携した専門的なケアにより、虐待によって心に深い傷を負った子どもの自立支援に取り組むことが求められています。さらにまた、児童養護施設は、これまでさまざまな形で子育て家庭に対する支援活動をすすめています。今後、市町村児童虐待防止ネットワークへの参画等地域のネットワークの一員として、持てる力を発揮し、地域福祉の推進においてその役割を担って行くことが求められています。

こうしたなか今回の海外研修においては、「親の責任と子育てに関する教育」などについて、親と子、学校、施設、コミュニティーがネットワーク化された、自助、共助、公助による自立支援教育を学ぶために、高い人権思想を掲げ子どもの自立支援の実践に取り組んでいるカナダの福祉現場を訪問し、研修されましたことは、今後のわが国の児童福祉を考えるうえでも、大変時宜を得たものであったと思います。

本研修の企画・実施から報告書の作成に至るまで事務局としてお世話いただきました資生堂社会福祉事業財団の皆様、さらには研修の内容充実のためにご配慮いただきました厚生省の関係者の皆様にあらためて感謝申し上げますとともに、本研修が引き続き児童福祉施設職員にとって実りの多い機会として、今後の児童福祉と子どもの健全育成に一層寄与してまいりますよう祈念いたしまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

団 長 報 告

聖霊愛児園
園長 安川 実

2000年度のカナダ研修は、プログラム・場所・同行メンバーその他すべてに恵まれたと言え、誇張のしすぎであろうか。本来の「団長報告」は研修の概略を伝える役割を担うものなのであろうが、それらは別項で十分に理解されると判断して、今回は貴重な紙面を「個人的報告」に使用させていただくことにした。

土壌の異なる遠い国の福祉を美しく語ってもらっても自分の実践に結びつかない、むしろ近い国の人たちとつながることが大切、という偏見？が私の内にあった。それがみごとに覆されたのが今回の研修であった。確かに、日本とカナダの現状だけを比較すれば人間への心とオカネのかけ方に彼我の差は著しい。しかしその大きな差のある現状への「向き合い方」にも差のあることを実感させられ衝撃を受けた。例えば、報告書にも紹介されている目を見張るようなあるプログラムの実践に対して、団員の一人が「どうしてそんなことができるのか」と感嘆して質問したところ「それはヤル気の問題だ」と一蹴された場面を、その講義を受けたロレンシャン高原のみごとな紅葉に囲まれた山荘風ホテルの印象と共に、今も鮮やかに憶い起こす。

それでは「ヤル気」の彼我の差はどこから生まれてくるのか。キーワードはやはり「アドボケート」（代弁する）に収斂されよう。社会的立場の弱い人を代弁しようという気概が「個人差」という枠にはめられないことを、特にケベック州で見聞したインパクトの強い数々のプログラムと実践から確信した。具体的には本報告書の第3章に記載されているが、どの一つも人間への深い洞察力を感じさせて魅力的であった。それは例えば、移民してきた人々に対してその出身国の文化への理解に裏付けられた忍耐強い人間的交流によって土着化に成功するソーシャルワーカーの姿勢や、「専門家」とのつきあいに辟易した無職の若者たちを一般企業の「素人」にモデルを見つけて就業させてしまう「素人の顔をした専門家」の姿などが象徴している。そしてそこには、彼・彼女らの実践を可能にするプログラムとそれを支える組織、そして新しい試みに補助金を出す行政当局の姿勢があった。

上述の2例にも無論ウラがある。移民の積極的受入れは、世界第2位という広大な土地に人口は僅か3000万人のカナダという国を維持するための人口減少防止策とも言えようし、後者は税金を無駄使いする者から納める者への転身に対する投資とも考えられよう。つまり補助金を出す行政側には、その経済効果を見込む計算が働いているという見方が成り立つ。問題は人間と経済のどちらを優先させるかという点である。本研修での私の印象では、どうひいき目にみても「カナダは人間・日本は経済」という図式になってしまう。ではこの優先度の差異はどこに起因するのか？

「出発点の違い」であることは明白である。カナダでのプログラム実践は、援助の必要

な人の傍らにいる人々から発想されている。つまり政策の源は現場である。これに対して我が国の場合は、委員会等を作って現場の声を「参考意見」としては聞くが、新しい政策は行政主導で立案される場合が多い。これが人間の生の声にもとづいて施策を作る国と、声の届きにくい所から発想され立案される国との違いとなって表れてくるのではないか。さらに学識経験者の役割という点でも、カナダでは現場からの要求に応えての資料提供に徹していると聞いたが、我が国の場合は、(一部かもしれないが)国の政策立案の方に肩入れし現場に流す役割を演じているように見える。

以上の「出発点の違い」の克服こそ私たちの最大の課題ではないか。現今の日本の社会福祉の世界は、M. プーパーのことばを借りれば「我れと汝」から「我れとそれ」の関係に限りなく近付いているだけに、既成の構造の上で時流に乗る「甘え」からそろそろ脱皮しないとますます「アドボケイト」から遠ざかってしまう。助けを求めている人々を対象化してしまう。

さて、カナダの人たちの羨ましい限りのプログラム実践が一朝一夕に実現したのでないことも認識しておきたい。そこには悪戦苦闘の歴史があり、「福祉国家」の裏付けである経済成長の止まった現在も「闘い」の最中にあるという。日本と同じように、マスコミや地域社会や行政との関係に苦労しているという話も聞いた。「アドボケイト」が己れの存在を賭けた自他との「闘い」の中で実現するものであることを考えた時、彼らをその行動に駆り立てている根は何なのであろうか…。それはつまるところ、「人権意識」とそれを支える「宗教」に帰結すると私は思うのだが、それらに言及する紙面のゆとりはない。ただ、その血肉化された姿が団員の努力によって本書の第4章に精確に報告されているので、そこから感じとって頂ければ幸いである。

本研修の中心地となったモントリオール滞在の初日は、偶然カナダのP. トルドー前首相の葬儀の日と重なった。国民の信望を一身に受けていた同首相の感動的な葬儀の様子が、テレビで深夜までくりかえし放映された。興奮で眠れぬ夜を過ごした翌朝、まだうす暗いモントリオールの街に出て葬儀のあった教会を訪ね、折からの早朝ミサに与かった。先住民や移民を大切に、ベトナム戦争を忌避したアメリカからの若者を受け入れ…カナダを「人権大国」にしたトルドー前首相への敬慕の気持ちが、教会からホテルへの帰途に出会った人々への「インタビュー」でもしっかり感じとれた。そして改めて、施設のそれを含めてトップの質について考えさせられた。

最後になってしまいましたが、本研修に関するすべての責任を静かに担ってくださった資生堂社会福祉財団の皆様、私たちを派遣して下さった厚生省・全社協・全養協の皆様、事前研修を担当して下さった東洋英和女学院大学の嶋恭二先生、通訳以上のおつきあいをして下さった菊池幸工さんとマレット明美さん、そして2週間という長期間の留守を守って下さった各施設のみなさんに、改めて心から感謝申し上げます。

事務局報告

資生堂社会福祉事業財団
常務理事 小川 知一

今回の海外研修も昨年に引き続きカナダで実施した。

その理由は

- ①英語、仏語が公用語のカナダで、しかも仏語文化圏のモントリオールに行ったにもかかわらず仏語系の施設研修がまったくなかったこと
- ②昨年モントリオール訪問時、仏語系施設のプログラムにユニークなメニューが多々あるとの情報を得たこと

そのため、今回はモントリオールで仏語系のメニュー研修を中心に実施した。

そして、そのテーマは「本質を知る」とした。

なぜなら青々とした木（児童）のなりたちは、根っこの強さ、土壌の肥沃度、気象条件（親、コミュニティ、宗教観、教育観など）も観察して初めて理解できる、換言すれば、海外のメニューを単純輸入しても日本の児童福祉の土壌で育たないと考えたからだ。

日本人が得意とする加工技術、品種改良技術に生かせる研修にしたいという意志を込めてカナダ研修を実施したのである。

個々のメニュー内容は、後の報告に譲るとして、今回最も感銘を受けたことは「本気な仕事」をしている人達の多さである。

具体的には、課題達成に向けて障害があっても戦術を変えて再度、再々度と行動に移す勇気と、この勇気を一時的な熱意に終わらせず、持続する根気を有していることだ。たとえば、富士山の頂上目指して登頂の際、静岡ルートに障害があれば、山梨ルートを利用するなどゴールに向かって粘り強くかつ柔軟な対応を俊敏にすることだ。

課題達成は、勇気と根気を持った人のみが獲得できるものであり、新たな行動を起こすために不可欠な要素だと痛感した。

その意味で、本気、勇気、根気は独立した単語ではなく、セットで意味のある言葉なのだ。なお、英仏文化の差異研究については、理論的に整理される迄には届かず肌実感の状況に留まったといえる。短期日程の中で欲張り過ぎたと反省している。それでも、気付いた点はつぎのとおりである。

・ケベックの仏語系施設でのみ見られた光景として、有名絵画がたくさん掲示（英語系施設はなし）されていて芸術文化の国フランスが感じられたこと

・ケベックの英仏文化の違いより、ケベックの仏文化とトロントの英文化が互いに良きライバルとなって、英仏文化を超越して児童福祉向上に貢献していること

さて、今回の研修は、時間延長の毎日であり、かつ、それでも十分な質問が出来なかったと団員の皆さんからお叱りを受ける程活発で、その熱心さには敬服した。また、スケジュール調整の難しさを知らされた。これは、永遠の課題のようだ。

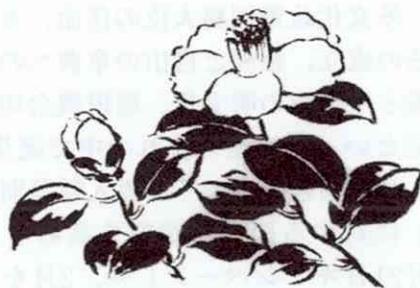
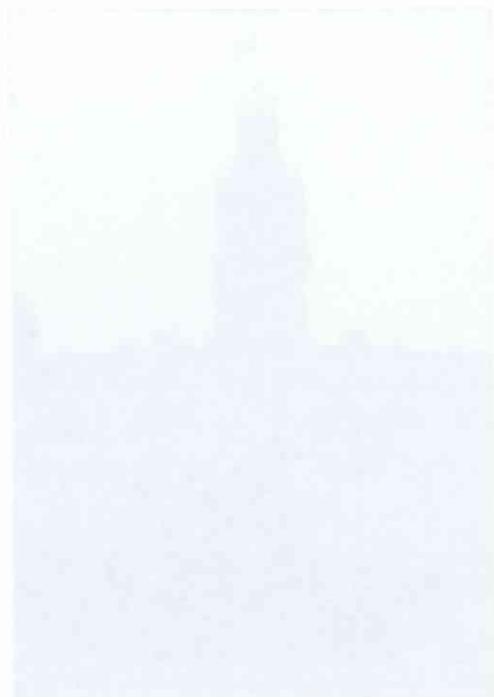
（イロイイサークル） 内幕裏面のせめて 章「業」

このように、問題はあったものの皆さんの協力で、私としては実りある研修を持てたと判断でき、そのことに感謝と満足感を持ちつつ、彼等なら必ず「本気な仕事」をしてくれると確信している。

このような密度の濃い研修が出来たのも昨年に引き続き、福祉通訳士である菊池幸工氏の絶大な協力があったことである。特に通訳面での充実に加えて、アレンジについてもきめ細かな事前調整を推進いただき、円滑に研修が終了できたことに対し心より感謝する次第である。

21世紀は福祉の時代といわれているが、2001年度も利用者や社会にとって必要とされる職員のための海外研修とすべく内容を吟味して実施する。

今後とも関係各位のご支援をお願いいたします。



第1章 カナダの概要案内 (モントリオール、トロント)

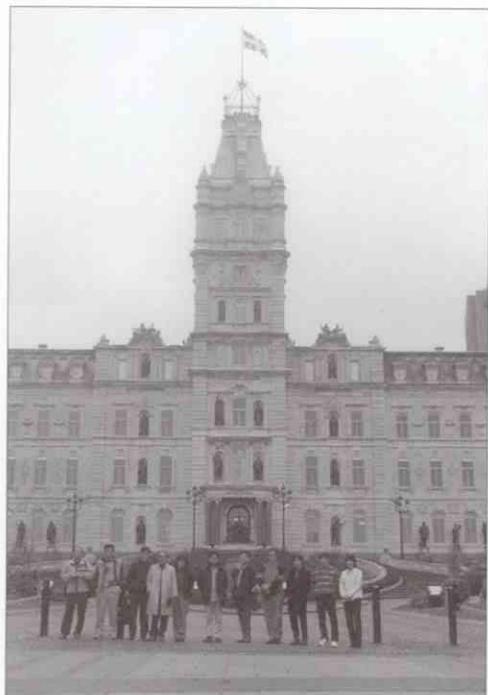
■カナダの多文化主義

カナダは、多文化主義をとり、移民の受け入れも積極的に行っている。こうした多文化主義は先住民族社会が多文化、多言語社会であったことが基盤となっている。フランス、イギリスの冒険家がカナダの地を訪れて以降、東欧や北欧からの移住と平行し、中国や南アジアから仕事を求めて移民してくる人たちが増えていった。1991年には英仏系以外の民族的ルーツを持つ人たちが、先住民を含め国民の42%を占めるまでになった。このように移民が増加する中で、少数民族に対する差別や不正（不当な取扱い）も数々見られた。カナダの多文化主義は国の実情に合わせ、こうした差別撤廃への努力と人権擁護の歴史とも考えられ、その努力は現在も続けられている。

1988年に制定された「カナダ多文化政策法」により、多民族的性格を尊重・公認する政策が進められた。この法律は、各市民が民族系ルーツに関係なく、「カナダ社会のあらゆる分野に参画する均等の機会を有する」と述べている。「カナダの社会、文化、経済、政治機関がその多文化的性格を尊重し、包含するよう、奨励・援助する」というのが、この法律の趣旨である。この法律は1971年に多文化政策の導入に始まり、多文化政策国務大臣の任命、カナダ人権法の成立、権利と自由の章典への多文化主義と平等権の明文化、雇用機会均等法の制定といった一連の流れの中で誕生した。こうした動きの中で「世界人種差別廃止の日」に対する国民の意識を高めるための「3月21日キャンペーン」や、2月を「黒人

の歴史の月」に制定するなど反人種主義キャンペーンが積極的に行われている。

また、教育面においても、さまざまな民族や言語に対応することが求められている。学校の教師は、生徒・学生たちに自分以外の文化を理解し尊重するように教え、ヘリテージ言語（先祖から受け継がれてきた言語）の教育も、多くのコミュニティで受けることができる。さらにメディアにおいても、多くの民族新聞やさまざまな言語による出版物が発行され、テレビやラジオにおいては多文化、多民族への対応を「カナダ放送法」により規定している。また移民としてやってきたカナダ人が、ビジネスの世界で重要な役割を果たすことにより国の経済面に大きく貢献することが認められるようになってきた。



ケベック・シティー、州議会議事堂

■移民の受け入れ

カナダが移民政策をとる要件の一つに人口問題があげられる。現在、カナダの一家族の平均は3.1人、うち子ども1.2人で出生率は1.56となっている。今後も出生率の増加は望めず、年齢構成が逆ピラミッド型になることが予想されている。また学者、医療従事者、通信技術者などがアメリカに流出しており、こうした状況に危機感を持っている。これに応えるように、先頃カナダ移民局は「今後は、高度な技術を持った移民の受け入れを重点的に行う」と発表した。移民審査はポイント制がとられるようになり、職業と語学力が重視される。また移民による経済効果にも主眼が置かれるようになった。移民一世（外国で生まれてカナダへ移住してきた人）にカナダのことを教えるサービスは、多数のコミュニティープログラムの中で大きな部分を占めている。警察やメディア、保健所、社会福祉機関、労働組合、地方自治体といったさまざまな組織が、カナダ政府と共同で教育プログラムに参加し、人種差別問題の改善や、市民が文化的多様性に馴染むように手助けしている。また移民にとって住み易い、移住しやすい条件を整えることへの努力が重ねられている。

■カナダの社会福祉

カナダの社会福祉の特徴は連邦と州がそれぞれの所轄する部門を分割していることにある。連邦は所得・経済保障と保健・医療、公衆衛生等を担当するのに対し、州政府は主に福祉サービス部門の責任主体としての役割を果たしている。こうした福祉サービスは、各部門が協力して横断的に関わられるようにネットワークの構築を行っている。

今回訪れたケベック青少年センター協会もその一例ではあるが、福祉の主体は民間

の社会事業の一環として位置づけられ、その財政は民間企業からの寄付や、政府からの援助等から成り立っている。今日、福祉予算は削られる方向にあり財政的な破綻の危機に瀕している。しかし各青少年センターやCLSC（日本の保健所のような機関）などは独自の活動を続けている。それぞれの機関は独自に判断し問題解決のためのアプローチをする権限を有している。日本の場合は、措置権が行政機関である児童相談所にあり、緊急一時保護なども児童相談所の了解で行われる。しかしカナダの福祉は実務的に独自の活動をする権限を有していることから、各機関の実践力や活動への自由度は高いと言える。その分、社会的認知度も高く事故や人権侵害などの問題を起こす機関への社会的批判も集中的に受けることになる。権限を有する反面、そのサービスの質も問われるという厳しさもまたカナダの福祉の特徴と言えよう。

サービスの質は、人権擁護の質でもあり、実践のレベルでもある。カナダの人権擁護を中心とする福祉のあり方は、対象になるユーザーを中心として、そのユーザーを包み込むようなサービスの提供を基本としている。この発想も日本の縦割り行政や縦割り機関の役割を考えるのとは違った発想で



オールド・モンリオール

あり、機関や省を越えたプログラム作りなどユーザーのニーズに可能な限りの確に応じられる体制を整えようとする姿勢がある。

■ケベック州及びオンタリオ州の紹介

今回の訪問先は、前年度と同様、カナダのケベック州モンリオールとオンタリオ州トロントが中心となった。この両州はカナダ創設期の州である。共に多文化の社会であり移民の率が高い地域である。

ケベック州は面積においてカナダ最大の州であり約700万の人口を抱えている。そのうちフランス系は500万人、英国系は35万人でケベック州はカナダの中で最大のフランス語圏となっている。ケベック州民の83%がフランス語を母語とし、英語を母語とするのは約10%である。そのケベック州民の約80%はセントローレンス川流域の都市部に住み、モンリオールとその周辺に300万人以上が暮らしている。モンリオールは63%がフランス系であり、フランス語が68%を占めている。ケベック州への移民の95%はモンリオール島に移住している。モンリオール島の住民は、42%が移民で占められる。

このケベック州はカナダからの政治的独立をめざし1978年の「静かな革命」以降、2度の国民投票が行われるなど、独自のフランス文明を築いている。しかしこの独立への運動が、企業の流出や優秀な人材の流出といった経済面でのマイナス面を呈している。

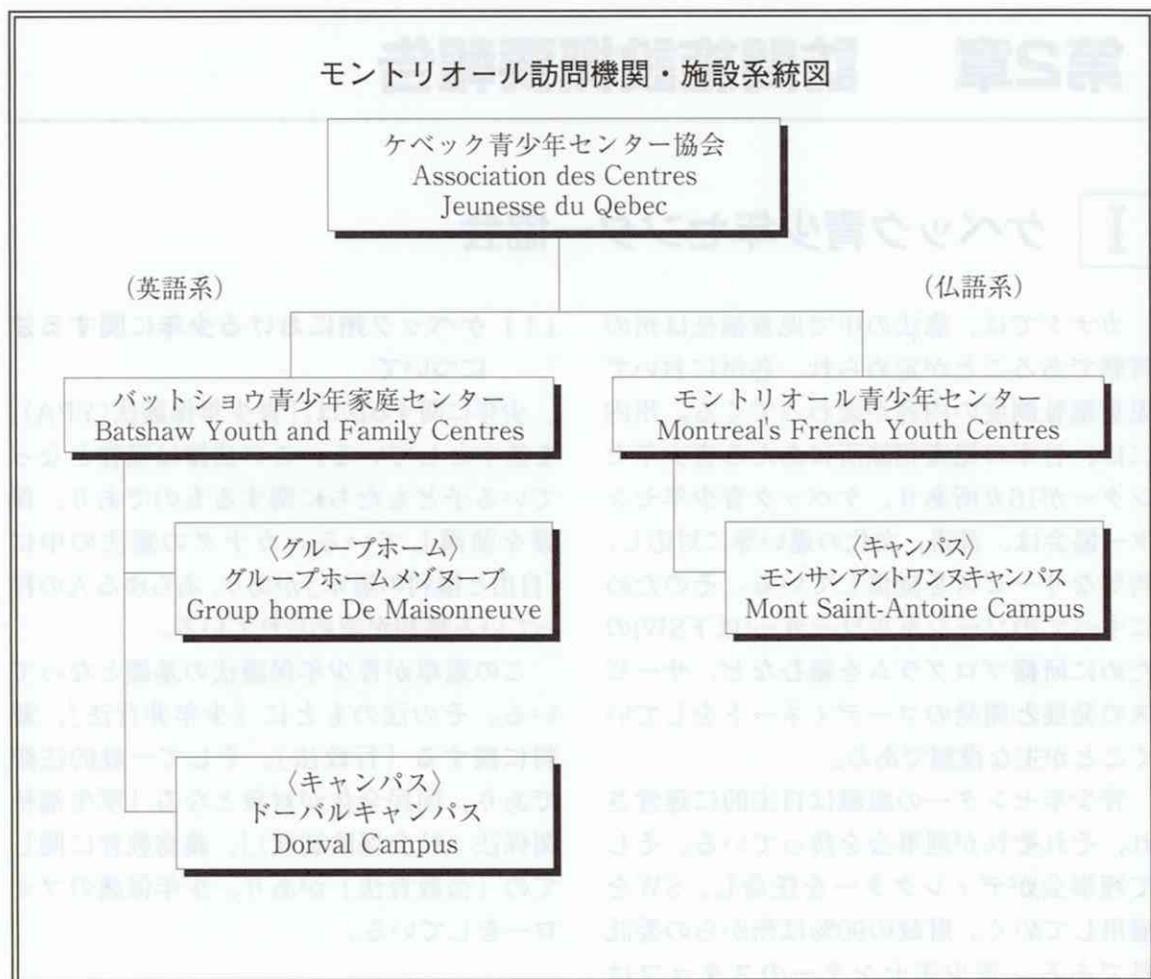
このような文化的背景の中、我々が訪れたモンリオール島の児童福祉の中心はケベック青少年センター協会が担い、その下に英語系のバットショウ青少年家庭センターやフランス語系のモンリオール青少年センターが地域の児童福祉施策を担っている。しかしフランス語系の青少年センターと英語系の青少年センターの間に連携や情報交換はほとんど見られなかった。

オンタリオ州の人口は約1,100万人とカナダで最も人口の多い州である。トロントは、その州都でありカナダ随一の大都市である。地域人口は400万人を超え、カナダの工業製品の多くを産し、企業の本社が多数ある。20世紀半ばから急速な発展をとげ、カナダの経済、金融の中心地となり、近隣の地区を合わせカナダ最大の都市圏を形成している。かつてはイギリス系住民が多かったが、移民の率も40%を超える状況となり多様な文化および民族で構成された国際都市となっている。トロントの児童福祉は「トロント子ども援助協会」や「アドボカシー事務所」が中心となり活動している。言語の面は、基本的には英語が中心的言語であるが、その土地の事情に応じて柔軟に対応している。

今回の研修報告に際し、施設等の概要報告は昨年度に詳しく報告されているので簡略にした。今回は、フランス語圏として独自の文化的背景を持つケベックを中心とし、トロントの新しい試みや児童援助プログラムなどに的を絞って報告したい。

(塩見)

モンリオール訪問機関・施設系統図



今回の研修では2つのグループに分けられましたが、これとは別に自然発生的に、買い物、パソコン、お酒、喫煙のグループができました。その中でも喫煙グループは、フライト、研修中、ホテルなど、喫煙が厳しいといわれるカナダでの合間を見ての一服が最高でした。ちなみに、カナダではタバコ一箱が5ドル（日本円で400円）。

第2章 訪問施設概要報告

I ケベック青少年センター協会

カナダでは、憲法の中で児童福祉は州の管轄であることが定められ、各州において児童福祉制度の内容が変わってくる。州内には、日本の児童相談所にあたる青少年センターが16カ所あり、ケベック青少年センター協会は、言語、文化の違い等に対応し、均等なサービスを提供している。そのためすべてのソーシャルワーカー(以下SW)のために研修プログラムを組むなど、サービスの発展と開発のコーディネートをしていくことが主な役割である。

青少年センターの組織は自主的に運営され、それぞれが理事会を持っている。そして理事会がディレクターを任命し、SWを雇用していく。財政の90%は州からの委託料である。青少年センターのスタッフは9千人、年間^{*}6億Ca\$ (約480億円)の予算である。SWの人数は対象となる子ども160万人に対して4千人である。

(※1Ca\$=80円換算)



ケベック青少年センター協会での講義

(1) ケベック州における少年に関する法について

少年に関する法は、「青少年保護法(YPA)」を基本としている。この法律は犠牲となっている子どもたちに関するものであり、保護を強調している。カナダの憲法の中に「自由と権利の憲章」があり、あらゆる人の持っている権利が認められている。

この憲章が青少年保護法の基礎となっている。その法のもとに「少年非行法」、裁判に関する「行政法」、そして一般的法律であり、国民全体が対象となる「厚生福祉関係法(社会保険制度)」、義務教育に関する「公教育法」があり、少年保護のフォローをしている。

(2) 青少年センターの役割について

青少年センターは、虐待やネグレクトの通告を受けた時、その状況が青少年保護法に該当するかを判断し、該当する場合は調査を開始し、子どもが現時点で安全かどうかを判断する。調査の結果、危険と判断した場合はすぐに保護を行い、引き取り先としてまず親族を捜し、無理な場合は里親、里親も無理であれば施設を捜すことになる。13歳以下の子どもは施設ではなく里親が対象となる。

青少年センターは24時間対応している。ケベック州の法律では裁判所に出廷しなくても24時間は子どもを青少年センターに保護することができる。24時間を過ぎても保

護を必要と判断された場合には親と契約を結んで継続保護する方法と、裁判所に介入を要請する方法がある。裁判所が命令を出した場合、引き受け先がない時は何らかの理由で閉鎖してあった場所（施設）を開けても保護をしていく。

調査の目的は報告内容の事実確認である。その結果、内容が事実でない判断された場合にはそのケースは終わることとなる。

(3) 少年に関するサービスについて

子どもたちが正當に保護されていない場合は、上述のように青少年保護法によって青少年センターへの即時通告が義務付けられている。また、非行を犯した子どもたちは法的罰則を受け、社会復帰に向けてどのような場で更生を図っていくかを青少年センターで決定していく。

このように青少年センターは「劣った状況」にある子どもたちが対象である。また、何らかの問題があっても青少年センターに行くまでもないケースについては、144カ所の保健所（CLSC）が対応している。精神面の治療、あるいは薬物中毒等の場合は3カ所ある医療機関に通知し、医者の手に委ねられていく仕組みになっている。

(4) 青少年センターと子どもの現状

青少年センターに通告されてきたケースは、年間5万件であり、これらを調査して実際に介入が必要と思われたケースは2万5千件である。その内容を主訴によって5つのカテゴリーに分けると次のとおりである。

① 完全に無視（ネグレクト）	40%
② 行動上の問題	24%
③ 暴力	11%
④ 性的虐待	10%
⑤ その他	15%

約5万件の通告件数は州の児童人口の3%となる。また、介入の対象となるのは約半分であり、それらが親から完全に無視され、あるいは虐待されていることになる。

介入の結果としては50%が家庭にとどまり、そして50%が家庭と引き離されることとなる。基本的な考えとしては子どもの安全が保証されている限り家庭に置く。それは何より子どもたちを家庭から引き離すことの精神的ショックを考慮することと、引き離してもいずれ家庭に戻るのを家庭自体の改善を目指さなければ問題解決にならないからである。このことは逆に引き離される50%のケースの深刻さを示している。その中で38%が里親、12%が施設を利用している。



所長のラマルシュ氏

〈所感〉

ケベック青少年センター協会は、カナダ研修の最初の訪問先であった。今回の研修のオリエンテーションを含め、少年保護の概要についての説明を受けた。

骨組みとなる法律は、その背景となる歴史、底辺に流れている文化性や考え方等を踏まえながら考えることで少しずつ理解できるように思う。

「犠牲者」としての子ども達を生み出し続けている社会の状況は、私たちの国と同

1. バットショウ青少年家庭センター

(昨年は、「バショウ」と記述されていたもの)

(1) 概要説明

ケベック州は、17の地区に分かれ、その地区ごとに理事会が設けられている。各地区の理事会は、病院、保健所、老人介護センター、リハビリテーションセンター、青少年家庭センターの5部門をネットワークし、サービスのコーディネートをを行っている。17地区のうち2地区は北方のクリー族やイヌイットが住んでおり、青少年センターはない。15地区は、それぞれ青少年センターがあり、モントリオールには英語系とフランス語系の2つの青少年センターを持っている。こうした青少年センターは、Health and Social Services Act (provincial) 厚生福祉法(州)、Youth Protection Act (provincial) 児童保護法(州)、Young Offenders Act (federal) 少年非行法(連邦)、Summary Pursuits Act (provincial) 少年非行法(州)、Adoption Act (provincial) 養子法(州)、Quebec Civil Code (provincial) 民法(州)の6つの法で管理されている。

バットショウ青少年家庭センター(以下「バットショウ」と略す)は、ケベック州にある16の青少年センターの一つであり、唯一英語系の青少年センターである。サービスを提供する対象は、0~17歳の児童で11万7千人にのぼる。毎日の相談件数は約2,500件あり、実際に青少年センターが介入し、対応する利用者は年間約5,500人となっている。

職員数は千人、そのうちフルタイムで700人が雇用されている。キャンパス2カ所、グループホーム15カ所、事務所6カ所を経営、運営している。

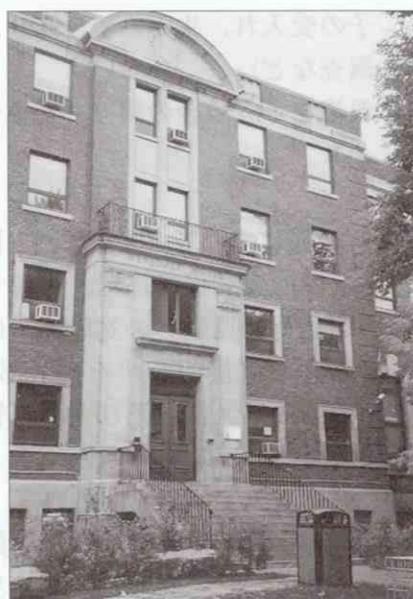
(2) 活動の基本姿勢

バットショウの理事会では主要なオリエンテーションは英語で行われ、経営運営理念のコアになる部分が決められている。

- ① 明確な倫理規定を設ける。
 - ・ ユーザーに対してどのように対応するのか決められている
 - ・ 秘密保持(守秘義務)
 - ・ 独立した人間として尊重する。
 - ・ 文化背景を尊重する。
- ② 多様民族、多様文化に関わり合う。

スタッフはユーザーの文化や宗教的背景を理解し、違和感のない対応をする。色々な団体とリンクしながら具体的に対応していく。
- ③ 差別・ハラスメントをしない。

人種・色・宗教・性・性嗜好について差別しない。



バットショウ青少年家庭センター

④ 家族を単位としたアプローチをする。

家族を一番大切にし、家族から離さなくてはならないときは、子どもの安全、安定に長期的な見通しが持てること。子どもにとって最善の場所となるようにプログラムを作り対応する。

(3) 青少年センターの義務

バットショウには、すべての虐待の報告に対し、聴取し調査する義務がある。その結果、介入が必要と思われる場合、州の青少年保護法に基づき保護者と任意の契約を結ぶか、青少年センターの判断により、拘留、保護観察、その他の方法をとるか選択する義務がある。また裁判を受ける場合は、事前に調査した児童及び家庭の情報を裁判所に提供する。

(4) 青少年センターの業務

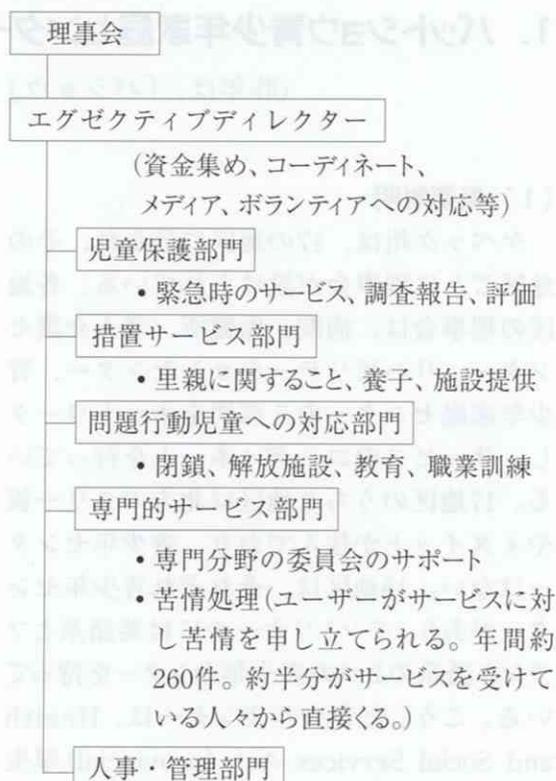
- ① 里親の採用とネットワークの維持。
- ② 住居施設であるキャンパス、グループホームの経営。
- ③ 養子法に基づくサービスの提供（移民の子の受入れ、生みの親を知りたい場合の調査など）。
- ④ 親権を争う場合の調停や判事へのアドバイス。

(5) 組織について（直接部門と間接部門）

右上図の児童保護部門、措置サービス部門、問題行動児童への対応部門は子どもを中心とした直接的なサービス部門であり、専門的サービス部門及び人事・管理部門は間接的なサービス部門である。

① エグゼクティブディレクター

理事会をサポートする役割を負い、資金集めやコーディネート、地区との関係維持、広報活動、文化交流の推進、ボラン



ティアの募集、子どもたちや里親への支援、法的な面のサービス、翻訳の仕事など多くの役割を抱え、組織運営の中心的な存在となっている。

② 児童保護部門

主に児童の保護や非行児童への対応、コーディネートを柱とする部門である。緊急時の状況の確認や家族への調査及び評価を行う。また児童犯罪に対する措置の選択や性格診断、執行猶予となった場合の監督も行う。また里親や施設、学校との連携を通して支援方法を考えたり、オリエンテーションテーブルをもとに意見交換の場を設定したりする働きを負う。

③ 措置サービス部門

里親の募集、説明、訓練、支援を担当している部門である。緊急性の低い子どもは里親へ委託し、治療を要する児童については施設治療を行う。養子法との関係

で養子縁組の調整を行ったり、生みの親との面会についても調査したり援助したりする。

④問題行動児童への対応部門

10代の子どもたちのために、閉鎖、開放施設を利用して治療を行う部門である。緊急保護への対応も行い、心理的な問題で危険度の高い子どもたちのためのグループホームもある。公教育、職業訓練などの支援も行っている。

⑤専門的サービス部門

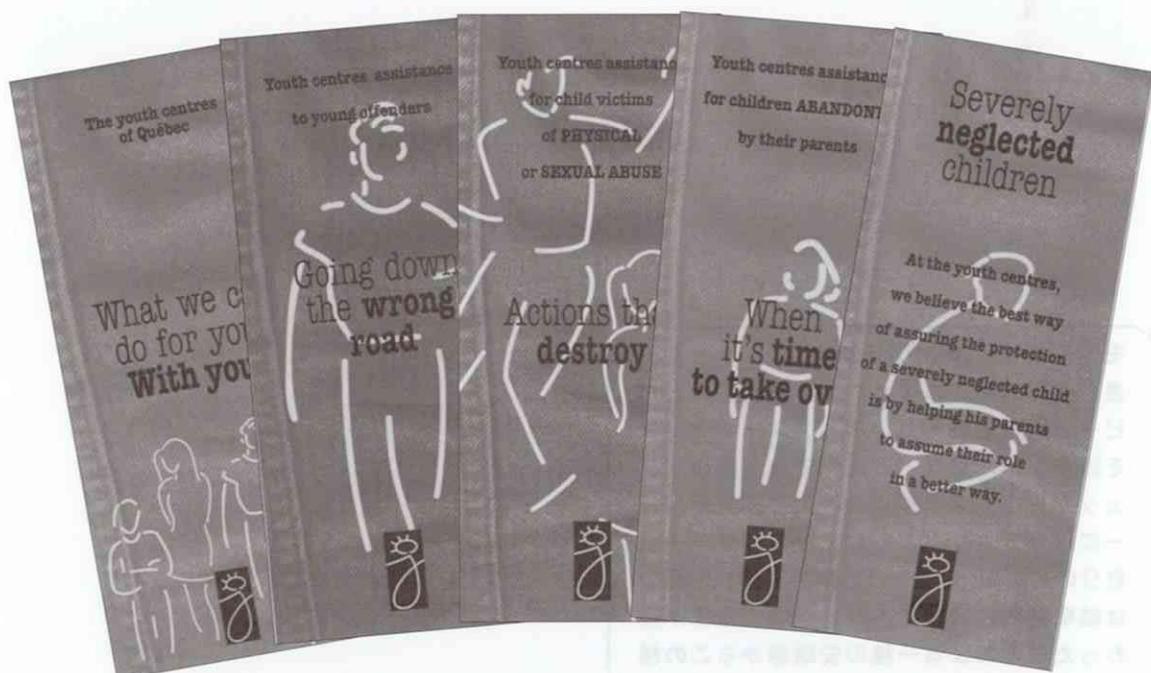
この部門では、心理教育、弁護士、公共医療、言語学や通訳等の専門家により、子どもの発達年齢に応じた対応のあり方や、評価や調査がサポートされる。また専門知識のライブラリー・サービスが提供される。SWだけでは対応しきれない分野でのサポートも行われる。

⑥人事・管理部門

人員募集やスタッフのトレーニングを行い、ボランティアとなる一般の学生や研究者のマネージメントを行う。また労働組合への対応や、資金の調達、予算の計上と報告（経理）といった事務も重要な仕事となる。施設の保守修理から、食料の調達、資材の運送、電話の設置等といったハード面の安全管理を行う。その他、麻薬やシンナー等の薬物への対応も行っている。

(6) 各機関や団体との協力関係

保健所、学校、病院、開業医、弁護士やその他の地域社会のグループと連携しサービスの提供に向けた検討会を実施している。地域社会のグループには、先住民族、ユダヤ系など、さまざまな民族や宗教、性嗜



バットショウ青少年家庭センターのパンフレット

好の文化的なコミュニティグループがある。

〈所感〉

子育てや家族を取り巻く環境においては、何がノーマルで何がそうでないのか、という基準は日々変化している。里親の審査基準に、ゲイカップル等、同性愛者であることも、生活保護受給世帯であることも抵触しないということの意味を理解することは日本では簡単ではない。そこに多民族、多文化を受け入れ続け、お互いの人権、価値観を尊重しあってきたカナダの歴史の重さを感じる。

社会の中で育つ子どもの4人のうち1人が単親である状況もあり、「偏見を教えな

い限り、さまざまな偏見を価値観として受け止め育っていく」という子どもの成長過程を意識して、行政側も制度上も多民族、多文化を受け入れる努力をしていると感じた。

「子どもの成長を妨げる環境要因は、親から愛情を受けないこと、充分ケアされないことである。」という説明もあり、児童福祉を考える上で基本であり、原点である内容にも改めて目が開かれる思いがした。日本における児童福祉行政も単に児童の権利擁護を視点とするだけでなく、児童の発達についても環境や価値観、周囲の大人や親の影響といったものに左右されることを意識できるような内容に近づけていく努力が必要だろうと思う。(竹花、千日)

モントリオールでの研修が終わりほっと一息。今日はバスによるケベック視察、とロビーで団員を待っていると、スーツケースを持ち、バッグなどの荷物で身を固め、チェックアウトスタイルの一人の団員がロビーに降りてきた（これにはびっくり、一瞬自分の目を疑ったが…）。海外研修は内面では結構緊張の連続であり、一つの研修が終わったことによる一種の安堵感からこの様なことが起こるのであると思った次第である。

グループホーム・メゾヌーブ

(バットショウ青少年センターのグループホーム)

このグループホームは、バットショウの組織では措置サービス部門に位置するものである。

(1) 施設見学

住宅街にある一戸建ての家であり、地下1階と地上2階で構成されている。1階はホール、食堂、厨房、2階には児童の居室、地下には多目的室があり、ビリヤード、パンチングマシン等があり、ストレス解消にも役立っている。その他食料貯蔵庫、ボイラー室がある。

バットショウはいくつかグループホームを持っているが、ここに入所する児童は比較的問題の少ないケースである。それぞれのグループホームには特徴があり、精神的に不安定な児童の対応が出来る等、児童の状態に合わせた所を選定する。児童がグループホームを選ぶことは出来ない。ここは活動制限が少ない開放型であるが、グループホームによっては閉鎖型もある。

メゾヌーブの児童の在籍は現在9人。職員はバットショウの職員でチャイルドケアワーカーは常勤が4人、非常勤が2人、ハ

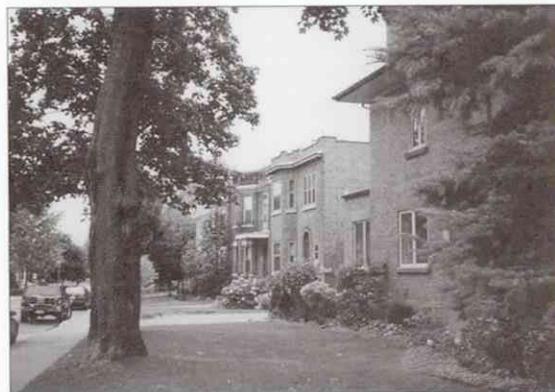
ウスキーパーが1人、夜警が1人である。

(2) 自立支援プログラム

退所後の自立を考えて、17歳になった頃に半年から9カ月のトレーニングを行い、自活できる知識や能力を身につける。具体的には仕事探しや金銭管理、料理、口座の作り方などを専任職員が教える。そして退所半年前にバットショウが持っているアパートで実際にアパート生活を体験してもらうのである。3カ月利用した中で何がうまくいかなかったか、問題点について話し合う。1人で生活することがどういうことなのか体験をしてから本格的にアパートに移る。退所の際、職員がアパート探しをサポートするが、学校に通っている児童には家賃の一部を補助、通っていない児童は自分で働いてすべてを賄うことになっている。

(3) 費用について

費用は親の収入に応じて親が払う。それは親が子どもを育てる義務があることを忘れないでもらう意図がある。費用を徴収す



グループホームメゾヌーブ



通訳の菊池さんとスタッフのみなさん

る職員がバットショウにいて、支払い額を算定して請求書を送るようにしている。払わない場合は裁判所を通して強制的に徴収する。未納があるとバットショウの予算が減ることになり、徴収は重要な作業となる。

〈所 感〉

日本とは規模の違う大きさであり、スペースを生かした多目的室の娯楽など、ストレスの発散にはいいアイデアである。日本の現状に見るように情報化が進み、ストレスの多い社会では、施設内でも良いリラク



個室の様子

ゼーションの工夫ができるようにしたいものである。

施設よりグループホーム、それより里親、理想は家庭という図式になるのかもしれないが、臨床など専門的に心のケアを体得している職員がいることにより、子どもにとっては救われることもあるだろう。チームのもつ強みもあることは事実だが、やはり理想は家庭の中で育つことが自然であり、子どもの成長には欠かせないことなのだ。その視点なのか、カナダの児童福祉の在り方として親子関係を尊重し、「家庭」を中心とする考えのもとにサービスを提供している。そのための予防ケアに力を入れ、仮に危険な状況であればその環境から引き離し、その間に子どものケアと同時に親のケアを図る。親子の面会や連絡等で相手の考えを尊重しながら介入し、最終的には家族関係の再統合を目標とするアプローチを行う。子育て教育という予防へのケア、家庭復帰へのケアという考えは長い目で見れば最良のアプローチとなるだろう。

(前川)

初めて体験した時差。言われるままに時計を進めたり、戻したり…不思議な時間感覚。それにしても一つの国の中での時差に、この国の大きさを実感しました。また、バスの車窓から見えたカボチャ畑。オレンジ色のハロウイーンのあのカボチャだった。家の窓にはかわいいお化けが飾られ、ハロウイーンの日が目に浮かんだ。

ドーバルキャンパス

(バットショウ青少年センターのドーバルキャンパス)

この施設はキャンパスと呼ばれる収容施設であり、バットショウの組織では措置サービス部門に位置するものである。

(1) 施設見学

バットショウが管轄している施設であり、ここには家庭の崩壊、機能不全、長期の虐待等、かなりの問題を抱え、そのため問題行動が多い児童が入所している。

広い敷地に住居施設が3棟、うち2棟が女子棟であり、学校も併設されている。この施設は閉鎖型であり、屋外に面する窓ガラスに金網が張り巡らせてあり、逃亡への対策が施されている。キャンパスはモントリオールにいくつかあるが、郊外にもある。このように都市部に近い所は、犯罪を誘発する環境や誘惑からの防止、また重度の虐待を受けたため自己否定による自傷行為の防止など、身の安全を確保することがなされ、厳しく管理されている。

(2) プログラム内容

規制はかなり細かく決まっており、守れないとさらに厳しくなっていく。具体的に

は職員や他の人に対して失礼な言動があった場合、職員が話をするまで部屋で謹慎。それも守れなかったら鍵付きの部屋に謹慎となる。また、かなりの問題行動を起こす児童もいるので、落ち着かせるために反省室という2畳程のスペースで独房のような部屋が2つある。その他規制として、許可なく食べ物を部屋に持ち込んではいけない、床に服を置いてはいけない、必要以上の漫画を持ち込んではいけない、武器になる物、可燃物、刃物、飾り物、他人の物、小銭など持ち込んではいけない等々、職員が適切でない判断するものはすべて禁止されている。

1日のスケジュールも分単位で決まっており、規制を守ることができた児童には買い物同行の外出の権利が特典として与えられる。以上の内容を入所している女子が説明してくれた。それもプログラムの1つであり、見学者への説明など職員の指示に協力すると点数が上がるシステムとなっている。

入所年齢は13歳から17歳前後で、17歳半になると自活の準備を行う。内容はグループホームと同様である。



ドーバルキャンパスの食堂

(3) 学校、医療

カリキュラムは5時限あり、25人を5人の先生が対応する。学校の教育については教育委員会の管轄であり、児童の問題行動、臨床については処遇職員の責任で行う。臨床スタッフを教室の中に入れ、問題を起こした時に対応できるように配置している。定期的に学校、マネージャー(学校、施設との連携や運営を管理する)、施設の3者

でカンファレンスを行い、いかにその児童が地域に戻れるかを話す機会が設けられている。

医療を必要とする児童も多いが、常駐する精神科ドクターはいない。外の病院と連携を取りながら往診してもらい、月1回助言をしてもらう。投薬もあり、看護婦が週3回来所して対応する。

〈所感〉

この施設を見学した時、今まで権利擁護について話されてきたはずであるが、窓ガラスの金網や反省室、細かい規制があり、子どもを強制的に縛る施設であることにギャップを感じ、ショックを受け、理解に苦しんだ。質問の時間が少なくその真意を理解するまでには至らなかったが、話の中で「ここまで重い虐待や家庭崩壊の中で育っ

て、自制がきかなくなった児童に対しては行動を形から抑制し規制する方法しかないのだ」と教えて頂いた。少々理解はしたが、金網の中で生活していくことが子どもの成長過程にどう影響していくのか疑問は残る。

ここに入所する児童は今までさまざまなケアを受け、最終的にここに来ている。安定して無事地域に戻れるケースは半数以下という現状からも、私はキャンパスのあり方を前向きには受け止められなかった。しかし子育ての場合、幼少から行う「躾」というものは子どもへ意味を理解してもらうより形から教えていることもあるだろう。理解からか形からか、その論議は現状の社会を見る限り、一概にどちらとは結論づけられないだろう。その最たる形を今回の施設で感じ、考えさせられた。

(前川)



グローバルキャンパスにて

2. モントリオール青少年センター

(1) 概要

フランス語圏を中心にモントリオール島全島で活動を行っている。モントリオール島を7地区に区分し家庭やそのコミュニティと連携をとりやすいよう青少年センターを配置している。

(2) 対応

在宅ケア・里親・グループホーム・閉鎖施設といった4つのパターンに分けられる。

基本的には、オープンケアを旨とし、センター職員が家庭訪問し、親と話し合って援助することで問題解決を図ることを目標にしている。これは、親子分離による子どもの精神的ショックを軽減すると共に、家族がコミュニティから孤立しないように援助することにある。しかし、家庭状況により子どもの発達が害され身体的に危険が及ぶおそれがある場合は、家族から子どもを離し保護する。また、子どもに行動上の大きな問題があった場合は、更生センターに送致される。このように、家庭状況や子どもの状況により対応のあり方は変わってくる。

(3) ケアの内容

親から分離して子どものケアをしなければならないとき、子どもの年齢によっても方法が異なる。

10歳までの子どもは里親家庭に保護される。これは、家族的な雰囲気を持続し子どもの発達により良い刺激を与えていくことが目的となる。里親になる家庭は青少年センターによるトレーニングを受け、評価した上で里親としての資格が認められて登録する。管内に1,000家庭あり、一家庭について子どもを9人まで預かれる。現在、一家庭につき平均2~3人、全体で1,800人の児童が里親のもとで生活をしている。

11歳から14歳の英語を話す子どもはバットショウ管轄のグループホームで保護される。規律や躾などの枠組みは決められているがオープン制（オープンケア）をとっている。地域の学校に通うかセンターに附属している学校に行くか自由に選択できる。このグループホームを生活拠点にし、ここから通勤して社会復帰を図ろうとしている者もいる。このようなグループホームは島内に3カ所ある。

(4) 更生センターにおけるケア

この他にシテデプレヴィオ地区に閉鎖的な更生センターがある。ここに送致される子どもは行動に問題のある非行少年である。ここでは大変厳しい規律により生活改善をし、問題行動を直して社会復帰を図る。16歳以上の非行少年は問題行動によっては大人の裁判を受ける可能性がある。しかし、更生センターに収容されたケースで社会復帰を果たした児童も多い。カナダでは現在、



モントリオール青少年センター

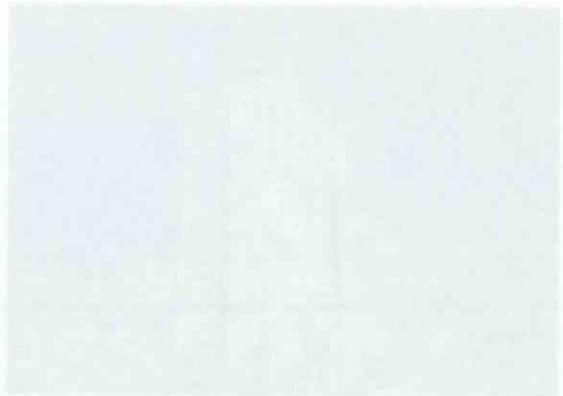
少年非行法の対象を16歳から14歳に下げる法案が提出されている。しかし刑務所の多くの犯罪者と接触することで、子どもをさらに犯罪者に追い込んでしまう可能性がある。子どもが必要としているものを見ていくことにより悪循環から救い出し自信を持たせる方が、社会復帰にはより効果的である。

<所感>

フランス語及びその他の言語に対応しているモントリオール青少年センターは、元教

会を利用しているのも、玄関に子どもを抱く母のレリーフがあり大変立派な感じがした。センター内はモンサンアントワヌキャンパスを併設しており大変広かった。バットショウとの連携はなく、各青少年センターがそれぞれのコミュニティに対応しているという状況であった。フランス語系がモントリオール市内の人口の80%だけに幅を利かせているのかもしれない。また、ここでは権利擁護というよりも自立のために社会復帰を中心とするプログラムが多いと感じた。

(中野)



バンクーバーで何人かで飲みに出かけた。団員の一人がバーボンを注文するが店の人は分からない様子。何度も“バーボン”と繰り返すが分かってもらえない。最後に店内のメニューを指してやっとお目当てのものが…。その後注文する時は我々専用のウエイトレスがついてしまった。

モンサンアントワヌキャンパス

(モントリオール青少年センター内のモンサンアントワヌキャンパス)

モンサンアントワヌキャンパスは、モントリオール郊外の広大な敷地に設置されている。フランス語系の人たちを中心とし、英語系以外の人のための施設となっている。施設は公道に面し、敷地に入ると、左手に評価ユニットがあり、正面には歴史を感じさせる建物がある。この建物には、事務所や木工のための作業室、学校、食堂等、ユニットで生活する子ども達の共同の施設が整備されている。また玄関を入ると、各プロジェクトのための事務所があった。この建物を抜けると、芝生が敷き詰められた構内に、子ども達が生活するユニットが配置されている。

(1) 施設概要

①目的

法を犯した少年を保護(収容)し、社会復帰を図る。学校教育と平行して職業訓練を行う。



通訳のあけみさんとスタッフ

②歴史

1873年、更生学校という名で市内ダウンタウンに設立される。1932年、モンサンアントワヌに職業学校として移転し、1階の作業室と2階に100名を収容する宿舍を備えた校舎となる。1940年代になり、青少年の自立に学力の向上を迫られ、学校を増設するに至った。1965年には小規模の宿舍(パビリオン)を8棟建設した。

③定員

パビリオンは1棟が2つのユニットから構成されている。1ユニットに15名が収容できるが、現在は入所人数を減らし1ユニット12名とし、より対応しやすくしている。全8棟16ユニットで最大入所定員は240名である。

④対象児童

12歳から18歳の少年を対象とする。入所に際し、評価ユニットにおいて行動観察と評価の後、親を交えて生活プランを作成し収容ユニットを決定する。例えば、インターセクションというユニットでは問題行動の多い児童を収容している。

⑤入所期間

最長3年であるが、現在平均1~2年間の在籍となっている。

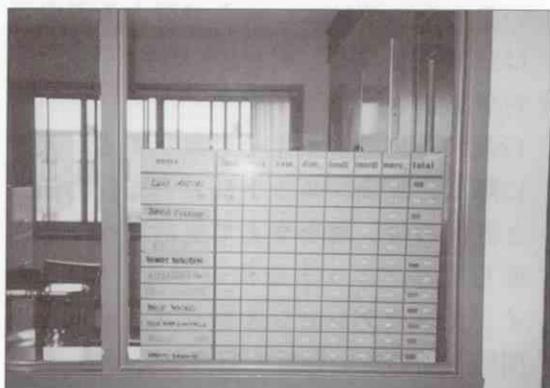
⑥ユニット

2階建てで、1階はスタッフルームの他、居間(個別の面接にも使用)、体育室、ビリヤード室、食堂(朝食にのみ使用)、洗濯室(2台で12人が使用)、バスルーム等の施設が整備されている。2階はスタッフが常駐する職員室と居室(個室)で構成される。職員室は、2つのユニットの中間に設置され2つのユニットを夜

勤者で対応する。

⑦管理運営と生活ケア

教育担当職員とSWの23人で2つのユニットを担当する。14名の教育担当職員が、7:00~15:00と15:00~22:30の2つのシフトに分かれて勤務する。22:30~7:00は1名で2つのユニットを管理する体制をとっている。児童の起床は7:00、就寝は22:30となっていた。2階の職員室の廊下側には子ども達の行動評定を行う掲示板があり、各自の行動をスタッフと共に評価を行う。目標の基準に達した子どもはキャンパス外への買い物等に行ける特典が与えられる。学校はキャンパス内の学校と地域の学校に通学する者がいる。



掲示板

(2) 職業コース（木工作业）

16歳以上で大きな問題を抱え学力が2年以上遅れている青少年に対し、自立できる技術を身につけることを目的としている。木工作业は、技能の習熟度別に3つのステップが設けられている。技術の習得のみでなく安全管理の知識や、自らの意見を表明し必要な物を要求していく力を育てていく。作業で必要な保護メガネや耳栓、エプロンが必要であれば要求できるように指導していく。

①第1段階（原材料の加工）

作業室で150時間の実習を行う。主に木材を乾燥させ床材や、暖炉の火付け材への加工を行っている。

②第2段階（物の製作）

第1段階の実習が終了した者で、次のステップを希望する者を対象とする。作業室内で150時間の高度な作業実習を行う。ビーチ用の椅子や鳥の巣箱製作等を行う。職業コースで製作したもの(200~300個)は販売しており、受講者は週に25Ca\$の収入を得る。

③第3段階（キャンパス外研修）

第2段階が終了した者で、さらに次のステップを希望する者に実施する。実際会社や現場など、キャンパス外でアルバイト（例えば、工場に入りアシスタントをすることで、社会との接触を図り潜在能力を引き出す。コミュニティーとの関わりをもつアルバイトを実施）や研修を行う。木工や溶接など色々な仕事を体験し社会復帰を図る。

(3) 職業コースの現状

第1段階の受講者の60%が第2段階へ進み、第2段階に進んだ者の内60%が第3段階に進んでいる。第3段階を終了した者の80%は会社に定着している。就職後も青少年センターがフォローを行っており概ね良好な結果を示している。3つの終了証を獲得すると、教育省の証書に結びつき資格となる。職業コースは本人の選択を重視し、アシストすることで自立支援を促進している。

ケベック州の青少年保護法（Youth Protection Act）では0歳から18歳を対象にしている。そのため17歳で罪を犯したとき、18歳までは青少年センターに入所し、18歳

からはコミュニティーや他の機関に委ねる事となる。アパートに入居し指導を受ける青少年もいる。日本と違い、ケベックでは求職やアパートを借りるときに保証人は必要がない。アパートを借りるときに貸主は借主を選んではいけないという考え方が定着している。仕事の雇用者が保証人を担っており、生活保護の受給をするということが、一つの保証にもなるという考え方があ

〈所感〉

ユニット職員の勤務体制については非常に興味があった。1ユニットにおける細かい職員配置がわからなかったが、2ユニットの児童24名で23人の職員配置はかなり手厚い配置だと思う。これは児童の自立を支援するに当たり必要な配置なのだろう。

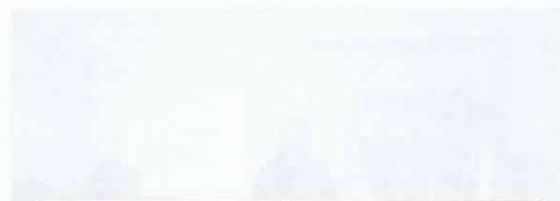
木工作业は、カナダの特産物を生かした手に職をつける取り組みである。各段階を

クリアすることで得られる修了証は資格に生かせるので、自立を支援する上で非常に効果的な作業だと思う。

また、社会に自立する児童の抱える課題は、日本では常に保証人の問題が障害になることがある。カナダでは保証人が不要であり、例えば部屋を借りるのに貸主が借主を選んでいけないという借主中心の考え方が定着している。就職についても雇用は雇用者の責任で行われる。言い換えれば雇用者が保証人を兼ねていることになる。また生活保護を受給していることも、経済的な保障を国や州が果たしているという考え方となるので、児童の自立が促しやすい。

日本でも法的に雇用者の責任や経済的な保障の問題も明文化されれば、児童の自立支援も促しやすくなり、社会的自立のためのハードルも低くなるのではないかと思う。

(中野)



メイプル街道、素晴らしい紅葉!!。ついシャッターを切ってしまう、この感動を写真に残したいと…。日本に帰って現像し、楽しみに写真を見ると皆同じだった。

Ⅱ 子ども家庭サービスアドボカシー事務所

(1) アドボカシー事務所の設立と「子ども家庭サービス法」

1980年代初頭、カナダで児童虐待、とりわけ性的虐待が大きな社会問題となった。オンタリオ州は、それまであった児童福祉法を改正し、1984年に「子ども家庭サービス法」と変えた。この法律の制定により、立場の弱かった子どもも、大人と同じように権利を有すると認められた。さらに虐待など何らかの理由で権利を脅かされそうな場合や実際にそれが起こった時には、子どもを公的に守る権利擁護システムも同時に整備された。

その代表的な機関の一つが、このアドボカシー事務所である。同法には、①自分のために発言する権限を与えること、②子ども及び青年に代わって仲裁すること。つまりインフォームドコンセントへの意志決定を子ども自身ができるように、受けるサービスのオプションを提供することが規定されている。

(2) 運営とスタッフ

子ども家庭サービス法制定と時を同じく



所長のジュディさん

してスタートしたアドボカシー事務所は、オンタリオ州コミュニティー・ソーシャル・サービス省局長の直属の機関である。アドボカシー事務所は、「国連の権利条約に従い、子ども及び青年は聞いてもらう権利を擁し、敬意・尊厳・平等・寛容・参画及び機会の精神のもと、社会の一員として潜在的な発達可能性を完全に達成できるように支援を受けなければならない」という条約を基本方針としている。

アドボカシー事務所のスタッフは、所長以下、コミュニティー・サービス省担当(厚生省相当)6人、教育・訓練省担当(文部省相当)2人、司法・更生サービス省担当(法務省相当)1.5人の専従アドボカシースタッフに加え、学生の準スタッフや秘書等がおり、これらの人達でアドボカシー事務所は構成されている。専従スタッフはいくつかの省から派遣されている。

(3) ケース・レゾリューション・メカニズム

子どもへのサービスはオープンケアを中心に考えられ、コミュニティーにしながらサービスを受けられるようになっている。つまり、子どもを中心に、「家族」「隣人、親戚」「コミュニティー」と地域の中で子どもを周りから包み込むようにサービスを提供していくことが基本である。施設入所は、最後の手段である。

また州内にいるすべての子どもは、いつでも・どこでも・だれでも・必要なときにアドボカシー事務所にアクセス出来るようになっている。それを可能にするため事務所内に24時間体制のフリーダイヤル回線が敷かれている。

また、アドボカシー事務所の役割や内容を載せたポスターを作成して、学校やグループホーム、保健所といった関係諸機関に貼付義務を課せて配った。その効果が表れたかどうか分からないが、アクセス件数は年間15%ずつ増え続け、現在年4,000件の電話がかかってくる。

(4) アドボキットに望まれる資質

アドボキットには、チャイルドケアワーカー、SW、警察官、教師、神父や牧師等、その地域で最もふさわしい人を選出している。子どもに代わって子どもの権利を擁護し、なおかつ安心して子どもが苦情を言える人である。そして、アドボカシー事務所がその人達をサポートしながら子どもたちを代弁し権利を擁護していく。

この仕事を進める上で、アドボキットが心しなければならない考え方は、①（誰にでも）平等であること、②（条件をつけず）無条件でサポートすること、③ユーザーが中心、④（アドボキットがユーザーに）人間への尊厳のモデルになること、⑤成長していくこと、などが大切とされる。これらはユーザーとの信頼関係を保つためには、絶対に欠かせない要素である。また、「仕事の時だけでなく、日々の生活のなかで、誰に対してもこのことを実践出来てこそ、初めて本物のアドボキットになれる」と考えられている。

(5) 具体的な活動

アドボカシー事務所では、ケースに対応する活動と同様に、システムを改革していくことも重要な仕事になる。苦情の電話の他に、施設にいる子どもたちから「乱暴な扱いを受けている」「なぜ施設にいるのかわからない」「自分のケアプランがどうな



アドボカシー事務所での講義の様子

っているのかわからない」といった電話も来る。アドボカシー事務所は、子どもの権利擁護のため、「人権救済」、「権利代弁」、「権利調整」の3つの機能を有し具体的な活動を行っている。

- ① 子どもに代わって下される重要な決定が、子どもに影響を与える場合、決定過程で子ども自身が発言できること、子どもの意見を聴いてもらう権利を保障する。
- ② 自分で責任の取れる決定を、自分で下せるように学ぶ機会を提供する。
会話を通じて自分で解決策を探れるようにし、ロールプレイをしながら自分で悩んでいることを言葉にする。
- ③ 虐待があった時に苦情を申し立てて、公共のレジデンス、グループホーム、里親等で受けているケアに関して心配なことがあったら発言する権限を保証する。
職員と苦情者本人を入れ、そこにアドボキットも参加する。施設の中では職員と子どもでは力関係があるが、アドボキットがいることで力関係のバランスがとれる。
- ④ 特別な状況では、第三者の精密な調査を行う。
- ⑤ 公平でわかりやすい苦情処理システムを作るよう指導していく。

子どもたちは苦情処理過程から問題解決の手法を学んでいく。相手と自分とシステムを尊重しながら問題を解決し、また、自分が抱えている問題を自分のこととして捉え、自分の責任において解決していくようになる。

あまりにも苦情の多い施設については、訪問調査を行い施設に改善命令を出す権限も持っている（年間15～25件）。調査は、ケアの中身、プログラムの内容、職員との関わり、相談できる人の存在、権利の尊重等、施設でケアを受けている子どもと職員全てに同じ項目でインタビューされる。インタビューの結果にもとづいて、前述の活動が展開されていくことになる。

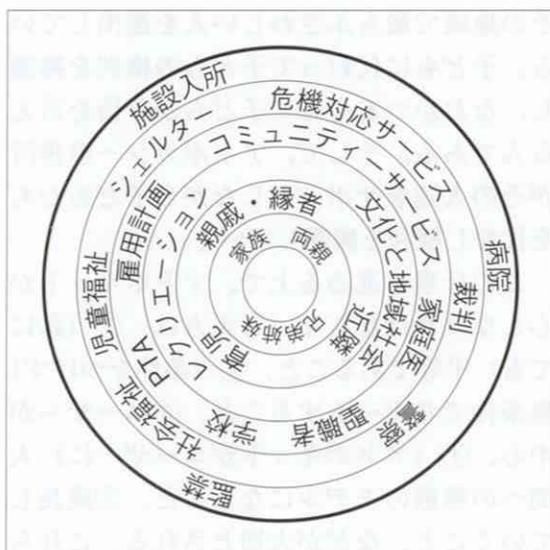
(6) サービスの質について

子どもと職員の施設のルールに対する意見の食い違いや、職員の子どもへの乱暴な取扱いから苦情が寄せられる。一人の職員に関わる子どもの比率が高くなるほど管理しようとする職員が増える。

苦情の多い施設における課題は、実はサービスをいかに提供するかということにある。このサービスの質の問題が苦情に繋がっていることが多い。職員が子どもとの関係の中で注意しなければならないのは、一人一人の子どもの置かれている状態であり、不平や不満への説得である。忙しさのゆえに余裕のなくなった職員が陥る解決策として、子どもを管理する発想が出てくるのである。

管理しようとする前にやらなければならないことがある。まず施設では夜明けから夜更けまで子どもに意義のあるプログラムを考えて作る必要がある。ボードゲームやテレビを中心とした生活はプログラムでは

ない。職員は子どもにスキルを教えるためのロールモデルとなるようトレーニングが必要となる。子どもとコミュニケーションを取りながら、お互いを尊重する人間関係を築いていく必要がある。そのために職員は、非暴力の文化を学び、子どもの権利を擁護する文化を築き上げなければならない。それは言い換えれば「オニオンの図」に示したような、一人の子どもを中心とするプログラム作りであろう。



サービスプログラム—オニオン(たまねぎ)の図

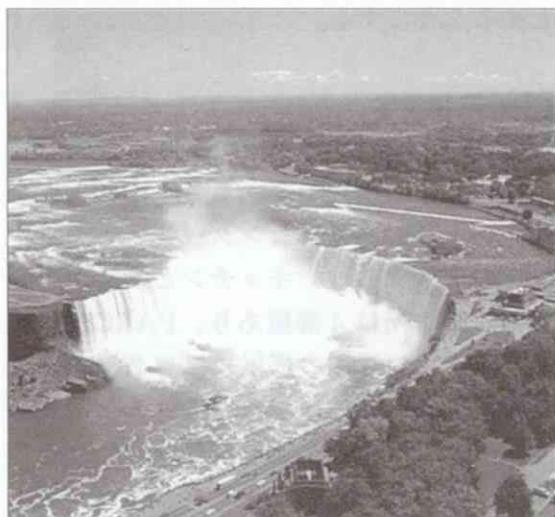
〈所 感〉

アドボカシー事務所の基本的な考え方は、子どもの権利擁護につきる。子どもの話を聞くという単純な言葉の裏にこそ、重要な意味があるのだと考えさせられた。大人は、常に子どもに対して権力を振るえる立場にいる。だからこそ、子どもの言葉に耳を傾け自らを律し、より弱い立場に置かれている子ども達との信頼関係を構築する必要性が生まれる。

このアドボカシー事務所が、一人の活動から始まったと聞いた時、驚きと共に良いものを受け入れていくカナダの柔軟性と行動力に感銘を受けた。第三者による調査・苦情処理機関が州全域をカバーし、そのシ

ステムが整理されて機能している。言い換えればアドボカシー事務所という一つの機関に権力が集中している訳であるが、その権力は子どもを守るという純粋なことのみに使われるというプロとしての規範があった。今回の研修のテーマにある児童の権利擁護のあり方について、一番参考になった場所であろう。カナダの権利擁護が進んでいると言われるゆえんを垣間見たと感じた。アドボカシー事務所の話は、我々に子ども達のためにどれくらい"よりよい状態"を考えられるか、そしてその実現に向けて、どれだけ行動を起こせるかという課題を突きつけられたように思う。

(小笠原)



ナイアガラの滝の壮絶さにドラマを感じた。
人生において必見の世界遺産でした。

Ⅲ ペイプ青少年資源センター(PARC)



PARCの正面玄関

今回の研修では、PARCでの様々なプログラムの一部に我々が実際に参加することができたので、そのプログラムとPARC利用者との交流の内容に重点を置き報告をまとめることにする。

(1) 建物見学

PARCは閑静な住宅街にあり、建物は地下を備えた3階建てである。1階は主に交流スペースであり、センター長・アーウィン氏のデスクの他、キッチンと食堂が中心である。2階は4部屋あり、PARCの事務所やスタッフ専用の部屋、プログラムに必要な部屋として活用している。3階は3部屋あり、就職情報を集めた部屋(リソースルーム)や利用者が活動をするための部屋などがある他にバスルームがある。地下室は寄付でもらったパソコンを設置し、利用者の遊びや情報集めの場として利用している。

ウォッシュルーム(バスとトイレ)には

コンドームが自由に持っていけるように常備しており、セックスの問題に対応して経済的な理由で中絶をできなかった女性の問題もあり、性に対する権利や義務を伝えると共に避妊の手助けが自然にできるよう配慮されている。地下室のパソコンは取扱い方を十分に知らない利用者が不器用に扱ってプログラムを壊してしまうこともありPARC内でもその状況について議論をしている。

(2) 概要及び現状

今回の説明では、昨年に無かった内容をまとめていくことにする。

利用者の状況は、インケアだった子どもで虐待と判断されるケースが多い。

日本の入所理由とカナダの入所理由には違いがあるが、CAS(トロント子ども援助協会)で相談受理されていないとCASのケアには入れないのが現状である。16歳という年齢は重要な年齢で、自己主張もできて法的にも自立できる年齢である。PARC内でも施設に早期に入った方がいいのか、入所しない方が幸せなのかについて議論がある。それは親子や家族の繋がりが関係は、人間の育ちに必要なことであるという見解に立てば、一般的な家族ではあり得ないことを彼らが経験することになるからである。いわば親子の絶縁状態を作ることになる状況に対しての疑問でもある。カナダでは27歳が社会的自立の年齢であると言われるようになり、PARCの利用者もそれぞれ社会的に自立をして行くが、30代~40代でまた自分の家に戻る人もいるのが現状である。

インケアの意味は、家族との繋がりが切

れることであり、入所は家族と切り離されたままの状態である。通常はケースの発生で、緊急に保護された児童は、里親への道を考えるが、里親でうまくいかずに転々とする児童も存在している。児童が里親やSWに会い、児童本人でなく里親やSWの主観でその後の進路の選択が決められてしまうことが多い。それは児童の責任でなく里親やSWの責任であり、どちらも悪い。本当にやらなければいけないことは人間関係の継続性を保っていくことである、と強い意見を伺った。

PARCにおける取り組みは、現在カナダでは1カ所になっている。PARCも当初は高層ビルの1カ所にオフィスを借りて行くか、現在運営している場所にするか2つの場所の候補があった。家族的で家庭的な運営を目指し、敢えて閑静な住宅街にある1戸建てを選択して現在まで続けられている。様々なプログラムを準備することや、「Speak Out」を中心として利用者が当事者として参加し、本来の主体性を発揮していくことを目指した取り組みをしている。

(3) アイスブレイカープログラム：演習1

会議や行事に集まったメンバーの間にある緊張感や心の葛藤・不安といったものを解きほぐすためのプログラムである。我々参加者は白紙の名札をもらい、その名札に自分の名前を英語で書き胸に貼る。書いた名前のスペルの一文字を自分で選んで自己紹介をしながらそのスペルから始まる単語を言って自分の特徴をアピールするというプログラムである。

参加者の中には、意味不明の英文を話したり、その単語はもっともだという紹介をした者が出たりその場を和ませてくれた。PARCスタッフの配慮である。

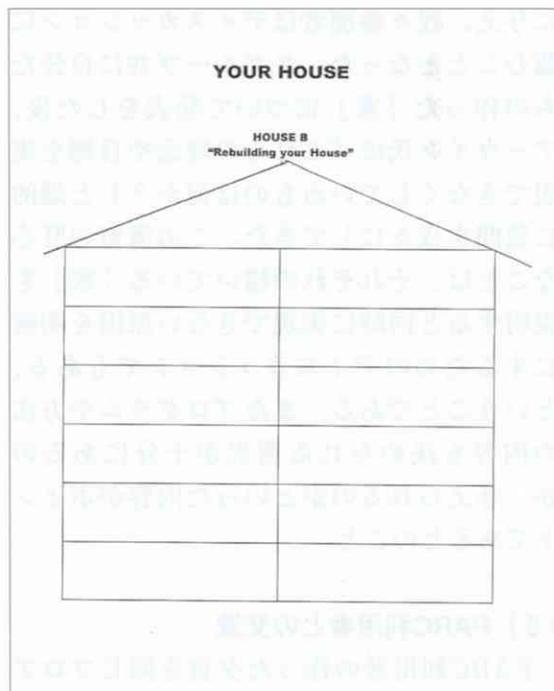


所長のアーウィン氏とスタッフ

(4) 「What's in Your House?」

プログラム：演習2

下の図のような「家 (House)」を用いて、自分の置かれている状況を表現し、問題を明らかにすると共に目標も明確にしていくことのできるプログラムである。



屋根の部分は、目指すべき目標や理念を指し、基礎の部分は精神的な面を指し、信頼関係や愛情など人間に不可欠な部分を入

れるようにする。部屋については、さまざまなプログラムや具体的な事業、分類項目や目標達成のための具体的な方法を入れたりして仕上げていく。それをもとに自分の考えを整理し、更にそれをディスカッションの道具として用いることができるようになるための具体的な演習を行った。

2グループに分かれて行ったこの演習では、発想や視点の違いでその家の形（成り立ち）も変わり、説明の仕方も変わってくることがわかった。具体的にその家を作り上げる作業を各グループ共に10分間という短い時間で行った。短時間で参加者の共通理解を作り上げることは難しく、基本的な枠組を確認する内容となった。

アーウィン氏は、この演習で作った2グループの「家」について夕食後の利用者との交流の時に発表してほしいと課題を私たちに与え、我々参加者はディスカッションに臨むこととなった。2グループ共に自分たちの作った「家」について発表をした後、アーウィン氏は「これらの理念や目標を実現できなくしているものは何か？」と端的に質問を我々にしてきた。この演習の肝心なことは、それぞれの描いている「家」を説明すると同時に実現できない原因を明確にするためのディスカッションでもある、ということである。またプログラムや方法の内容も決められる選択が十分にあるのか、与えられるのかといった内容がポイントであるとのこと。

(5) PARC利用者との交流

PARC利用者の作った夕食を同じフロアで一緒に食べることから始まった交流は、夕食後に会場を庭に移すこととなった。利用者が率先して我々をリードしてくれた。庭では椅子を並べて、日本でも馴染み



タムラさんによる説明

のある「フルーツバスケット」など3種類ほどのレクリエーションを行い、ゲームを通して互いの緊張感をほぐしてくれた。レクの司会進行は、PARC利用者のなかで企画をしている女性だった。気持ちのよい歓迎方法だった。

レクリエーションの後、また1階のフロアに戻り改めて話し合いの時を持つことができた。各自が自己紹介を行い、我々の質問に彼らが自分たちの考えを話してくれた。

質問は「自分の将来の夢は何ですか？」「PARCに来てよかったと思いますか？」「PARCのスタッフが利用者の要望を聞くと言ったら何を要望しますか？」などがあった。

彼らもまた、日本の施設で生活する児童や家庭から離れて生活している児童が感じているような内容で、社会からの不当な差別的扱いや自立の社会的ハードルが高いことなど率直に話してくれた。また大学に通っている者、レストランで調理の修行をしている者など、将来の夢も現実的に地に足の着いた内容であり自立度の高さを感じた。

その後、アーウィン氏が我々に演習として出した課題である2グループの「What's in Your House?」について、我々に代わって利用者に説明をしてくれた。日本の現状

や課題そして目標や理念についても整理して説明をしてきて、利用者の日本への理解と同じ問題を抱えていることへの共感がその場に生まれた。短時間ではあったが問題意識を共有する機会ができた。

〈所 感〉

アーウィン氏をはじめとするスタッフの方々の受け入れ準備に配慮が十分に感じられた。PARCの取り組みは日本でも紹介され、「Speak Out」を中心とするプログラムの研究活動も進められている。「Speak Out」自体は単一のものでなく、むしろ自立支援のための一過程であることを改めて知らされた。当事者がその経験を語り始める時、本人は自分の過去について整理し、前向き



PARCのユーザーと一緒に



グループミーティングの案内

に物事を考えられる様に変化していく。自らが語り始めていくことの重要性をPARCの「Speak Out」は教えてくれていると思う。また自立の社会的ハードルや不当な差別的扱いに苦しむ彼らの気持ちを、PARCのスタッフは実に素朴に受け止めている。「子ども達と共に歩む」という簡単なようで難しいことをスタッフは、見事に積み重ねていると感じさせられた。利用者の真のニーズを受け止めることの難しさは、我々職員は誰しも感じていることと思う。スタッフの熱意と愛情が本当に利用者を受け止められているのがPARCのあり方そのものなのだろう。

利用者たちが主体的に関わるプログラムをスタッフが共に作り上げていく姿勢とその過程は、自立支援のプログラムを作る際に大いに役に立つ示唆を与えてくれた。

何よりも利用者の明るさとさまざまな境遇の中でも、前向きに生きようとする姿勢に励まされると同時に、PARCにおける日々の取り組みの重要性を感じた。

(藤井)

やっぱり“ROOTS”。2日目、バンクーバーの寿司やの隣にあった。3日目の朝早速皆を連れて行きました。モントリオール、ケベック、トロント、ナイアガラ、へと旅するのに防寒具を持っていなかったのではいろいろと購入しました。バンクーバーでの購入を見ていた皆もモントリオールで一杯購入していました。ROOTS て人気ブランドなんですね。

第3章 特徴のある取り組みの紹介

I ソーシャルワーカー研修プログラム(モントリオール)

講師：クリスチャン・アルタミラノ氏 (Christian Altamirano)

●テーマ「児童福祉制度における文化的配慮について」

1. 多文化理解のモデル

(1) 多文化による問題点

モントリオール島は、ケベック州への移民の95%を受け入れ、その住民の45%が移民で占められるまでになった。この移民の子ども達が問題を起こしたとき、このモントリオール島で活動するSW達は、移民してきた人たちの文化背景を理解できず、施設に送ることが多くなった。こうしたことを無くすためにSWの研修プログラムを作成することになった。そのため情報収集として移民層を対象としているSWから80人を選出し、どのような経験があったのか調査して問題点を洗い出した。そこから引き出された共通のテーマというのは、

①個人主義に対する集団主義

(個人の自由や独立を尊重する考え方ではなく、集団が大切であるという考え方。)

青少年保護法では、国が直接18歳未満の少年に介入できると謳っているが、家族の権利が個人の権利より優先すると考えている家族には理解されにくい。個人対家族で権利の考え方の違いで問題の起こることがよくある。



講義を行なうクリスチャン・アルタミラノ氏

②伝統にのっとりない主義

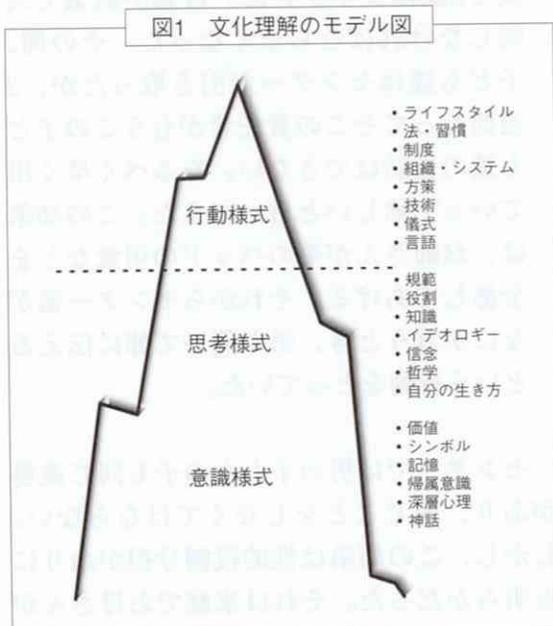
(伝統を尊ばないと言うところが伝統主義とぶつかる。)

“これまでこうしていたからこうしよう”という規律の強い国から来た移民の人の考え方と、ケベックでの伝統に囚われない考え方とぶつかる。内的なコントロールとは、自分で自分を決めていくところにある。それに対し外的なコントロールとは、あくまで親が子どものすることを決めていくことになる。こうした相反する考えが家庭との確執となる。

③国が家庭に関与することへの驚き

例えば、住んでいる地区によって、行く学校が決められている。

この3点が移民層を対象とするSWの持つ共通したテーマとなる。



(2) 文化理解のモデル

移民層を対象とするSWがより効率よく働けるように、文化を氷山にたとえ、水面上の部分とどの様に反応し感じるかを表した。

例えばSWが子どもを虐待する父親に注意するが、父親は自分たちの文化だと反論する。それが一つの文化として存在することになる。ある集団で学ばれ分かち合われ、伝えられて来た考え方、感じ方、振る舞い方が氷山の形を取るのではないかと考えた。振る舞い方とは氷山の上の部分に入り、生活の仕方、法律や慣習、いろいろな施設やシステム、方法、技術や慣習、言語等が考えられる。

事例1

10歳の少女から、父親が性的な接触をしてくるといった訴えがあった。そのときにSWが調査すると、父親は性的な意味

でさわっているのではなく、子どもが処女であるか確認している。それは文化であると話した。SWはイスラム教の女性に聞くことで、男性の言うことが虚偽であることが確認された。

こうした場合にどのような集団的な価値観が作用しているか聞かなくてはならないが、SWにはモントリオールにいる移民の人たち、すべての文化背景を調べている時間がない。この場合は同じ文化背景を持つ集団の意見が意味を持ってくる。



オールドモントリオール

(3) 文化の違いによる感じ方と振る舞い方

氷山の水面上の部分を変えるのは、水面上に色々な要素があるので簡単なことではない。感じ方とそれによる振る舞い方というのは文化により違って来る。

① SWの欲求不満

“私たちの言ったように行動してくれた方が、よっぽど合理的で簡単なのに従ってくれない”という欲求不満がある。

② 価値観の板挟み

もう一つの問題として、移民の家庭が出身国とカナダの価値観の間に位置し、子ども達は学校と家庭の板挟みになる。

例えば学校では子ども達に目を見て話

しなさいと教える。ところがコミュニティー、移民の出身国によっては、お父さんは目を見て話す存在ではないということはよくある。そうした場合、学校に行くと先生の目を見、家庭に帰ると父親の目を見ないという両方の相反する規律の中で段々と混乱してくる。

③ 自立性の問題

例えば学校や青少年センターで持っている目標の一つに、「自立せよ」と言う項目が必ず掲げられるが、それは国によって価値観が違う。

事例 2

オーストラリアで、ギリシャ人とイギリス人の家庭を調査した研究がある。それは娘が自立しているかとの意識調査であるが、どちらの家庭も自立していると答えた。2番目は、どうして娘が自立していると考えられるかと質問をした。イギリス人の家庭では、働いていて自分でお金を管理している。外出時間を守る。そして大人の存在があるないにかかわらず自分で物事を判断し行動している。ところがギリシャ人の家庭では、娘は料理ができて年少の弟や妹の世話ができる。そして母親がいないときは家の中をきれいに保つことができると答えた。

このように自立するという言葉一つとっても、そこに込められた意味合いが違うことがこの例からも分かる。

(4) 青少年センターと家族の考え方の違い

そして同じように青少年センターと家族との間でも違いがある。

事例 3

ハイチから来た母子家庭で、10歳の少女と8歳の少年がいた。母親が病気で入院しなければならなくなった。その間、子ども達はセンターが引き取ったが、2週間たってそこの責任者がもうこの子ども達の世話はできない。なるべく早く出て行って欲しいと言ってきた。この姉弟は、お姉さんが弟のベッドの用意などを全部してあげる。それからセンター側がなにか言うとき、弟が聞いて姉に伝えるという行動をとっていた。

センターでは男の子も女の子も同じ義務があり、同じことをしなくてはならない。しかし、この姉弟は性的役割分担が余りにも明らかだった。それは家庭でお母さんがいつも言っていたことであり、入院前に母親が特に言い聞かせていた。

事例 4

ベトナム人の女の子が病気で病院に行ったとき、背中にいろいろな痣があることから、青少年センターに虐待を受けているのではないかと病院から連絡があった。青少年センターが父親に会うと、父親はひどいショックを受け、「この子は病気だから国に伝わる民間療法を施したのである」と話した。センターは直ぐには信じられず、その女の子を週末ごとにセンターで過ごさせた。父親にとってよかれと思っていたことを責められたため、名誉にかかわる問題となり、それを苦にして自殺した。

子ども達は両者間の二つの価値観で生きていかざるを得ず、なおかつこちら側の価値観に染まっていく。それが家庭に帰ると

両親にショックを与えることになる。普通、家族や親は自分たちの価値観を子どもに伝えたいと思うものである。しかし、移民の親たちは子ども達が自分たちと違う価値観を身につけていくことを認めざるを得ない。こうした家族を助けるためにも家庭の方から話を進めて行かなくてはならない。

移民してきた家族は、子ども達に自分たちの国の伝統を守ることを要求し、逆にセンターは大多数の考え方に従った方が良いとメッセージを出していく。そのため子ども達は罪の意識を持たずに多数派に組みすることもできないだけでなく、自分たちの伝統に対しても疑問を持つことになる。こうした二重の基準のせめぎ合いが非行や不適応、それから時には精神的な問題の原因となることがある。相手の話をすべて認めるのではなく、そして効率よく物事を進めていけるかが研究の大きな枠組みとなる。

(5) ソーシャルワーカーのアプローチ

ここでは社会的な共通のスペースと共に、家族の個人的なスペースも持っている。その両者の間での平行をとり、また法律がどういうときに私的な空間に入っているかを考える。今までの経験からSWは単

なる抑圧や禁止することでは目標は達せられないと理解している。そして多くのSWも今までと同じアプローチを繰り返しても効果的ではないという経験を持っている。また逆にあまりに急激な方法を使ったために物事を悪化させてしまうこともある。

事例5

家族とセンターとが喧嘩に近い状態で子どもの取扱い方について協議した。そのあげく、子どもをセンターが引き取ってしまった。家族は子どもを取り返したいという考えを失ってしまい、センターがずっと子どもの面倒を見なければならぬということになった。

本来、子どもの養育は家族に責任があるが、家族が扉を閉ざしてしまうと子どもを家族に戻す方法が無くなってしまう。そうなるコスト的にリスクの高いものとなる。こうした状況を回避するため、センターとしては家族との連絡を絶やさないと非常に大切なことになる。そのため時にはコンタクトを絶やさないために家族の言い分を飲まなくてはならないこともある。



講義風景

2. 文化的な差のマネージメント

(1) 所属する文化の確認

子ども達が文化の違う世界の中で生きていくことを調整していく。これは文化的な差のマネージメントと呼んでいる。方法は10人のSWで一つのチームを組み、一人が一つのケースを詳細に紹介し、そのケースがどこのこういった文化の出身であるかを細かく見ていく。現在、ここでは特別な問題に直面している。

事例6

ソマリアやエチオピアから保護者なしで、子どもだけが飛行機で送られてくる。こうした子ども達がモントリオールに着いたとき、ケベックのメンタリティーでは、子ども達は捨てられたと考え、捨てられた子ども達特有の態度や振る舞いを探し証拠づけようとした。しかし観察しているうちに子ども達が適応性に富んでおり、放置された子ども特有の症状が見られないことに気づいた。子ども達は放置されたのではなく、戦争や飢餓で食べ物がない状況のなかで飛行機代を一所懸命にかき集め、子ども達を飛行機に乗せるといった親の愛の行為だった。

こうした先入観にとらわれた見方は変えていかなくてはならない。

(2) 文化による振る舞い方の確認

ここでは少数派に属する文化の家庭のとする振る舞いというのを分析する。家族が学校に対して何を願っているか、子ども達がどう振る舞うことを願っているかを理解する。そしてセンターサイドとしては多数派

の考え方やパターンを捨て、子どもに何を要求していくかを白紙に戻って考え直さなくてはならない。ここに住んでいる多数派に属する人間は、自分たちの行動を詳細に分析する必要に迫られることは少ない。

事例7

フィリピン人の母親が3人の子どもと2年前にケベックに来た。子どもは11歳・9歳・7歳である。母親はダウンタウンで夜の7時頃まで掃除婦として働いた。下校後から母親が帰宅するまでは子ども達だけで過ごした。近隣の人たちは、いつも子ども達だけで過ごしているとセンターに通告した。しかし母親にはしっかりとした基準があった。その母親は「私が11歳の時には4人の弟たちを面倒見ていた。それは学校から帰ってから7時までというような短い時間ではなく、何日も4人の弟たちの面倒を見ていたことがあります」と言う。

SWは、親から無視されずに子ども達だけでいられる時間帯は何時間なのかということで大きな議論が生まれた。例えば昼間なら夜とは違うという人もいる。ところが冬になるとここでは4時になると暗くなる。そうすると、昼夜ということになると夏はずっとほっといてもよいが冬はいけないという問題になる。こういうことはきちんとした一つの数字があるわけではない。こうしたことから子ども達を放置しておいて、子ども達の発達に害があるというような考え方や基準がどこまで当てはまるかということが難しい問題となってくる。例え

ば子ども達が下校してから7時頃まで、子どもだけにいるということは、親が見なければできない宿題ができず就寝時間が遅くなるという問題はあるが、それが子ども達の安全にかかわる問題ではない。そうすると、このフィリピン人の母親にもセンターにも一理あり、そここのところで議論しても問題の解決にはならない。

(3) 価値観の確認

そこでこの少数コミュニティの中での基準とか価値観とは何なのかを確認する。例えばこのフィリピン人の母親は、11歳の娘に弟たちの世話をさせるという躰をしているとも見なされる。図1にある氷山の行動様式と思考様式に一つの整合性があり、どこにも綻び破れが見られず、子どもに危険がない場合には認められる状況にある。それはフィリピン人の母親は毎晩7時まで働いているが、規則性があり、その中で躰がなされている。そうではなくて、今日はあるが明日はない、明後日は分からないという状況の中で子どもに対する影響とはおのずと違って来る。

(4) 整合性と法的措置

そしてそれぞれが基準とか価値観というものをも自問自答し、2つの世界の違いは何なのかということの一つ一つあげて行く。そうした中でこれとこれは単に違うだけであるという結論になることもあれば、これとこれはどう見ても両立しないということになる場合もある。そして両立できないと判断され、また交渉はできない場合、法律に則った処理をすることになる。

事例 8

アフリカ人の父親が、低所得者向けの

アパートの中で大きな声で子どもに体罰を与えて騒ぎになり、近所の方が青少年センターに連絡してきた。警官が行き、公衆の面前で体罰を加える、あるいは言語による暴力を加えることはケベックでは認められていないのだと説明した。そしてその前でお父さんが子どもにしたことは、おまえは私の言うことに従わなかった、だからおまえに体罰を加えなくてはならないと、みんなが見ている前ではおんぱんと体罰をした。

ここのSWとしては、なぜ他人の見ていられる前で自分の子どもに体罰を加えることができるのだろうかということに疑問を持つ。これに対してアフリカの民族心理の専門家が、ケベックではもし体罰を加えるときはドアを閉めた閉鎖空間ですが、アフリカでは逆に誰も見ていないところで子どもに体罰を加えることは禁じられている。そして村の人達が見ている中で体罰を加えるときは、父親は極端なことはできないという一つの制止力があるのだと助言してくれた。それで村の論理というものをアフリカ人の父親は貫き、まず部屋から廊下に出た。誰もいないため口で叱り続けて、エレベーターに乗る。まだ誰もいないので口で叱り続ける。今度は庭に引き出すと、周りの人たちは声を聞いているから窓から顔を出して見る。そこで初めて体罰をする。そうするとある人がそこまでしたのだからいいじゃないか、子どもも分かっただろうと制止してくれる。そうした役割を、ここでは警察がしたのである。

子どもの虐待が公然と行われているところは無いと思われる。ただ体罰というのは非常に曖昧なところがある。例えば今の例であれば、父親がアパートの前に引き出し

てみんなが見ている前で子どもに罰を加えることは、ここの基準に適合しない。子どもに体罰を加えてはならない、暴力を加えてはならないという法律があるため、これは一番下の交渉からして譲れることではなくなる。こうしたことから父親を乱暴な悪い父親だと決めつけるのではなく、父親の良き意図を聞いて分かるようにすることが大切になる。それぞれの考え方の差というものを出し、それが両立するか、しないかを検証し、両立しない場合は、それが法律などに照らし合わせ譲れるか譲れないか再検討を行う。

(5) 対象に焦点をあてる

SWが女性であったとき問題が起こることがある。アルジェリア人の父親は女性に指示されることに抵抗を持つ場合が多く、話し合いが成り立たない。

事例9

アルジェリア人の父親が、頭を完全に剃ってきた二人の男の子を、非常に怒って暴力を振るった。そのことで、センターが介入して子ども達を引き取ったときに、父親が反対に怒ってセンターを訴えると言ってきた。

そうした場合、ここでは文化的な調停者の助けを借りる。そうした場合にその男性が信じている宗教の指導者にあたる、影響力を行使できる方を呼ぶが、最小限の共通認識を得るのも難しい。子どもに良かれということから出発してお互いに問題点を認識しようというところに、父親も同意してくれない限り物事は進まない。例えばこのお父さんがアルジェリアではこうだとばかりを主張し、センター側もケベックでは

こうだと主張して平行線をたどる場合がある。この場合、子どもに注意が向かないため、子どもには全く意味のないことになる。子どもに焦点を当てるように考えを変えていかなければならない。

(6) コミュニティーにおける対処の実例

次にはコミュニティでの問題の解決の方法を調べていく。

事例10

カンボジア人の子どもが、恐喝で何回も警察に補導された。そしてSWはその子どもの母親と共に考えることを提案した。母親は「この子は生まれたときから悪魔が乗り移っています」と答えた。

SWは、母親の考えを否定するのではなく「悪魔を払うためにはどうすればいいと思いますか」と母親に聞いた。母親はこの20年来、お祈りをしていると話した。

問題はその子どもが怒ったときには、本当に悪魔が乗り移っているのではないかと思われるような怒り方をすることであった。SWは自分でも研究をし、母親にお祈りを続けることを提案した。そして30回お祈りを続けた後も、効き目が現れないときはSWを呼ぶように伝えた。

母親は自分の考えも尊重してもらえたという感情を持つことができ、コンタクトがとぎれずに続いた。私たちのやり方を説明なしに押しつけるのではなく、文化の差を乗り越えて分かってもらい、説明を常にしていくという姿勢が大事になってくる。

SWは創造性に満ち、いろいろなことを考え出してそれを利用している。

事例11

若いエチオピア人の子どもが、小切手を盗んだ。低所得層の住む家庭には毎月同じ日に小切手が配達されるようになっている。それを質屋で現金に換えた。このケースは裁判で拘留の代わりにコミュニティワーク、つまり公共施設の掃除を何時間かしなくてはならないという罰則になった。そしてその子は2週間目には掃除にこなくなった。その子に、裁判官が会ってどうしてあなたは守らないのかと問うと、出身地では村長の息子で、「男である自分がそんな仕事はできない。あなた方は私を侮辱するつもりか」と言った。この子の場合には拘留に変わる手段としてそういうことが罰則として課されているという意味が全く分かっていなかった。それでSWが、「あなたがあなたの村で何かを盗んだとしたらどうなるの」と聞いた。子どもは、「村から追放され、村外の親類の家に行ってそこの畑で働いて盗んだ額を償わなくてはならない」と言った。SWは「ケベックでは、公共の建物の維持費や掃除といった管理に政府が金を出している。そこで掃除をすることは社会に自分がしたことを返すことになる」と説明をした。また「ここで仕事をするのは、侮蔑的な仕事でも卑しい仕事でもない」と話した。この子どもは後々も悪いことを繰り返さなかった上に、SWと子どもの間には一種のおばさんと子どもといった関係まで生まれた。

もう一つのケースは移民の家族が来てから適応できるまでのプロセスを扱ったものである。そして移民の家族というのは、来たときは結束が堅いがここで接している状況によって車の四輪がすべて違う速度で、

違う方向に行きたいと思っている様な状況になることがある。例えば子どもはお父さんお母さんよりも早くこの言葉が理解できるようになる。それからこのしきたりや習慣も子ども達の方が早く習得する。そのため両親は子ども達を翻訳者、通訳者として使うことになる。そうすると親が子どもに依存している形になり、子どもが家庭内で大きな権力を持ってしまう。そして子どもは親を何か力の弱い者、もろい者として見なすようになる。ところが子どもはここに適応し優越感を持つようになり親子の役割の変換が起きる。子どもが社会に出て適応できるようになるための、子どもの大人に持つべき敬意というものが損なわれてくる。そうすると学校で習ったことの疑問を両親に聞けなくなる。私たちは親にも、力を与える方法をとるわけであるが、親らしさを求めるだけでは、親は子どもに一方的に通告するような状況となる。こうした親の状況の改善は大変難しいことである。

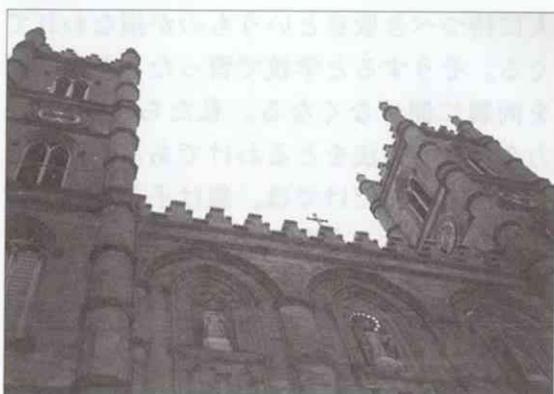
この場合、こういった家族の均衡を失った家族をよりよいレールに乗せるためにとるべきステップ、いろいろな過程というのは大変数多くあり簡単なことではない。そのためこのような家族にかかわるSWは家族のことを詳しく知っている必要がある。

〈所感〉

対象者との間にラポールを形成し、良好な関係が継続する。このような関わりは、基本的に人と人との関係にある。ラポールが形成されない中で、家族やコミュニティーに対しアプローチしても決して受け入れられることはなく、権力の行使者として捉えられることになる。表面的に同意はなされても同じ問題が繰り返されることになる。また移民してくる人達は、自国の文化の中

で培ってきたイメージを持ち、またルールやシステムを持っている。こうした文化のギャップからカルチャーショックを少なからず受けることとなる。また、新天地での期待や希望を持って来た人が、その期待を裏切られた感情を少なからず持ったときに、移民してきたことへの喪失感はより大きな心的外傷を受けることになる。そのためケアが必要とされる。

こうした対象となる家族や子ども側の背景をよく理解するためには深い観察力と洞察力を持ち、その上でじっくりと関わる辛抱強さと謙虚さを持つことが必要である。



ノートルダム大聖堂

カナダ在住の通訳の菊池さんが、「自分がどれだけやれるか、それを試すためにカナダに飛んだ」と言われた言葉が印象的でした。可能性を最大限に引き伸ばす生き方、それは自分にも他人にも必要なことではなからうか。

ケベック州のみならずカナダは多民族、多文化の国である。そのために相手の文化を尊重し自らの価値観を押しつけることなく関わりを持っていくことが必要となる。また社会やコミュニティーを一つのシステムとして、社会全体を一つの輪の中に捉え対応するあり方はアウトリーチといった考え方を越えているのではないだろうか。現状で発生している問題に対し、プログラムを作成し現場に対応していく、またそうしたプログラムを現場が即時に受け入れていく。こうした試みが当たり前のこととして受け入れられている社会や現場の柔軟性には驚嘆させられる。

またコミュニティーや家族へのアプローチの方法が中心のプログラムではなく、SWが現実の問題に対応していく方法として多文化を一つのシステムとして捉えている。ともすれば、ワーカー個人の努力に負うところ多い業務であるが、全体の問題としてワーカーの問題を共有することができる。このプログラムはそうした理解の基礎となる考え方が示されたと考える。(塩見)

Ⅱ バットショウ・ユーザー委員会 (モントリオール)

講師：ミッシェル・ウディ氏 (Michael Udy)

(1) 概要説明

バットショウの中での特徴のある取り組みの一つであり、ユーザー（以下、利用者と訳す）からの苦情処理を行うことを目的として開催する当事者参加方式の委員会である。

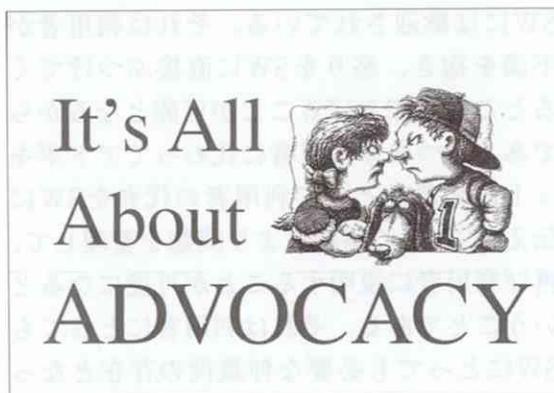
厚生福祉関係法 (Health and Social Service) の中には「青少年センターはユーザー委員会を持つべき」という記載があり、バットショウでは、それが組織されている。内容としては、利用者に対するサポート、情報の提供、利用者がサービスを受けている間に問題が生じた場合、利用者の代弁をすることである。

(2) 組織の構成

過半数は利用者であるが、それ以外の人も参加できる。利用者はユーザー委員会の評議会に利用者代表を2人送ることができる。バットショウはユーザー委員会に力を入れているのでその利用は特に多く、他に比べユーザー委員会の力が強いことが特徴である。構成としていくつかの小委員会があり、児童で構成されているもの、親自身で構成されているもの等がある。ユーザー委員会にはすべての小委員会の代表が参加しており、共に協議している。

(3) 予算

予算についてはバットショウが決めるのではなく、「政府」が決められている。政府から年2万Ca\$, バットショウから4千Ca\$が予算として出ている。



ユーザー委員会のパンフレット

(4) 活動内容

情報の共有化ということでさまざまなグループで行ったミーティングや、バットショウにおけるの議事録をすべての人に公開している。そこで利用者や機関にかかわる問題が発見された場合にはユーザー委員会で協議し、具体的にバットショウに対し「改善の勧告」をすることがある。バットショウで新しいプログラムについての案が出ると、ユーザー委員会との協議をすることになる。いわゆる評議システムの機能も果たしている。つまり理事会に送られる前にユーザー委員会が全てに目を通して意見を述べるのが義務付けられている。バットショウの健全性を保つためのバランスの役割であり、時には勧告もできる立場にあるのがユーザー委員会の特徴である。

ユーザー委員会の活動は、主に利用者の苦情解決を行うことである。さまざまなケア過程の中から生まれた活動内容として、バットショウとユーザー委員会で協議して「アドボカシープログラム」というものを作

ったことがあげられる。これは利用者に代わってアドボキッド（代弁者）が問題を代弁することができるプログラムである。

これらのユニークな活動については特にSWには歓迎されている。それは利用者が不満を抱き、怒りをSWに直接ぶつけてくるところを和らげることが可能となるからである。つまり利用者に代わってアドボキッドが仲裁役として利用者の代弁をSWに伝え、SWとの協議により問題を整理して、再び利用者に説明することが可能になるということである。それは利用者にとってもSWにとっても必要な仲裁役の存在となっている。

フランス語系の青少年センターにもユーザー委員会はあがるが、「アドボカシープログラム」はバットショウ独特のものである。ユーザー委員会そのものや「アドボカシープログラム」も設立当初は敬遠されたが、現在は期待されバットショウに必要で特徴的な活動になっている。

(5) アドボキッドの取り組み

ユーザー委員会におけるアドボキッドは、「アドボカシープログラム」の中心的存在であり、アドボキッドの質がこのプログラムの成否を左右するものである。アドボキッドの取り組みの基本的な方針は以下の内容である。

- ① 問題解決のアプローチをする。相手を責めるのではなく、問題は何か、その解決方法を話し合う。
- ② 問題を利用者に管理してもらう。つまり代弁者がすべて代わって行うのではなく利用者に問題を管理する力を持たせるようにする。
- ③ 利用者をサポートする。利用者の言い分にすべて合意するのではなく、説明をし

て問題に対する理解を深めてもらう。

- ④ 守秘義務を遵守する。いかなる情報も漏れることは許さない、守れない人は許さないという。それはアドボキッド同士でもケースの話をする時は名前を出さず、状況についての話のみを共有する。アドボキッドが得る情報は機関から得るのではなく、利用者から直接得ることになり、SWから情報を得たい場合は両者に守秘義務の署名が義務付けられている。

これらの基本方針をもとにアドボキッドをバットショウが選出する。アドボキッドにはトレーニングが必要になる。内容としてはまず、アドボキッドにバットショウやユーザー委員会の機関がどのように機能しているかということを知ってもらい、どのように代弁するかを具体的にトレーニングする。その後毎月会合を持ち、ケース研究をしている。

(6) 職員の採用とトレーニング

1993年ユダヤ人を対象とする青少年センターが、バットショウに組み入れられたこともあり、翌年バットショウの理事会が以下のような「異なった文化的背景を持つ人々に対するサービス内容」を発表した。

- ① 職員のトレーニングをする。
- ② 利用者の多様な民族、文化に対して慎重に対応出来るサービスを提供する。
- ③ モントリオールにあるさまざまな民族、文化の団体と協力しながら仕事を進めていく。
- ④ 文化的、民族的なハラスメントを規定し、その対処法をはっきりさせる。
- ⑤ 職員の採用、昇進において平等である。

これらの内容は1995年以降に実施されることになった。活動計画の評価については以上の事柄が具体的に行動に移されているかをチェックしている。

多様な文化、民族に対して敏感かつ慎重に対応するためには、まずモントリオールにはさまざまな文化背景があることを知ってもらう必要がある。新しいプログラムを作る時にはそのさまざまな文化的背景による価値観、生活習慣を尊重し反映させていく。例えばユダヤ人の場合は、伝統を重んじる国であり、特殊な食べ物、調理方法を持っている。それを反映させるプログラムを作る必要がある。歴史的な背景に合わせて柔軟なプログラムを作る方法を考えていくのである。プログラムというのはトレーニングであり、基本的なことを教えるのであって、後は職員が利用者に適応していく



ユーザー委員会の説明

ものとバットショウでは考えている。

〈所感〉

ユーザー委員会という日本では聞きなれない組織であるが、何とも驚くばかりである。利用者の発言力が運営や方針にまで影響するシステムがバットショウでは定着している。

日本でも苦情処理委員会、運営適正化委員会、第三者評価といった苦情解決システムが社会福祉基礎構造改革の中で論議され、社会福祉法成立に至る経過の中で施設への設置義務が課せられるようになった。

日本はカナダの後を追っているかのようにも受け取れる内容である。ユーザー委員会の取り組みは、今後日本の福祉施設における差し迫った課題として大いに参考になる内容であった。

アドボキットのシステムでは、日本の取り組みはカナダに比べ、残念ながらかなり立ち後れていると言えよう。そもそも措置制度の中に浸かってしまっていた日本の福祉は、介護保険の導入で否応なく「措置から契約」という流れに切り替わっている。高齢化社会の波に押し寄せられながら、利用者本位の流れがようやく日本でも制度化された。

バットショウの取り組みを羨むよりもむしろ、今回の研修ではカナダの人権擁護の発想からシステムやプログラムにそれをどう生かしているのかを目の当たりにしながら、改めて日本の現状を思い知る良い機会を与えられたと思う。日本の福祉の転換期もカナダの研修を通して教えられることが多かったと感じた。(前川)

<p>COUNCIL FOR CLIENTS AND COMMUNITY LE COMITE DES USAGERS DES CENTRES JEUNESSE ET DE LA FAMILLE BATSHAW</p>	<p>COUNCIL FOR CLIENTS AND COMMUNITY THE USER'S COMMITTEE OF BATSHAW YOUTH AND FAMILY CENTRES</p>
<p>Vous avez besoin de support ? ... d'information ? ... d'un porte-parole ?</p>	<p>NEED - SUPPORT? NEED - INFORMATION? NEED - ADVOCACY?</p>
<p>Vous êtes dans l'incertitude ?</p>	<p>Not sure?</p>
<p>APPELEZ-NOUS</p>	<p>CALL US</p>
<p>Nous sommes là pour vous aider !</p>	<p>WE ARE HERE TO HELP!</p>

英語、仏語で書いてあるパンフレット

Ⅲ 「1,2,3,GO! (アン・ドゥ・トロワ・ゴー!)」のプログラム(モントリオール)

講師：クラウド・ビロドー氏 (Claude Bilodeau)

(1) プロジェクトの概要

今まで就学前の児童の養育は保護者に一任され、3歳までの児童へのサービスは行われていなかった。しかし生後3年間の養育が児童の発達や健全育成に大きな影響を与えるという見地から、プログラムが考えられた。このプログラムはコミュニティーの機能を強化し、3歳までの子どもを持つ家庭をバックアップする力を育成することを目的としている。

(2) 運営主体

現在、このプログラムは実験段階であり、民間の相互扶助機関のプロモーターが運営を行っている。プロジェクトチームは3人の中心メンバーと10人のボランティアにより構成され、青少年センターもメンバーの一員となっている。このプログラムは、ケベック州の6地区において4年前から実験的に行われ、今後7～8年かけて効果を見る予定である。予算は民間からの基金550万Ca\$を基に、民間からの寄付と州政府からの研究費でまかなわれている。

(3) プログラムへの導入

- ① 3歳未満の児童を多く抱える貧困層のコミュニティーを選ぶ。
- ② コミュニティーのいろいろな分野でのリーダーを5～6名選出し、プロジェクトについての理解を得た上でプロジェクトの中心メンバーとして委託契約を結ぶ。
- ③ 委託されたメンバーを中心にコミュニティーの問題点を整理、分析し計画を立案する。



説明をしてくださったクラウド・ビロドーさん

- ④ 立案された計画に沿って協力を得られるパートナー（個人・機関等）を集め体制を整える。

コミュニティーが具体的にプランを提出し実行に移す時は、コミュニティーに対し50万Ca\$の基金が支給される。これは毎年10万Ca\$の財源を5年間保証するという従来のものではなく、コミュニティーの需要に従って5～8年の間に柔軟に使うことができるよう配慮されている。また専門家を派遣し、相談から評価までのサポートも行っている。

(4) 基本的要件

このプロジェクトを推進する上で、4つの規則が設けられている。

- ① 基金はツールとして使い、毎日の調整業務やコーディネーターの雇用、またパートナー間の調整、助成金を仰ぐための手続きなどに使用する。
- ② コミュニティーすべての機能を動員し異分野の参入を尊重する。
- ③ 親は行動を計画し決定する重要なメンバ

ーとして、共に考え行動を起こさなければならぬ。

- ④ 青少年センターは「0～3歳に直接的に働きかける」という原則に従い3歳未満の児童に関わる人間をサポートする。これらの規則を守りながら、コミュニティの活動が行われる。

(5) 活動内容

活動は三つの要素に分けられる。

- ① 子ども、親、ソーシャル・ワーカーの持つ潜在能力の強化
多方面から早期に子どもに直接刺激を与えるような活動を奨励する。相互に言語的機能を高めるための読書会を作る、などである。また親同士の話し合い、郷土料理の会などを通し、孤立した親をサポートする。
- ② 環境の整備
0～3歳の低年齢児にとって公園は安全か、場所や距離は適当か、またより多くの保育所が手の届く所にあるか。他に玩具の図書館「おもちゃテック」の開発など、市町村レベルのパートナーの参加により、実際的な行動を促していく。
- ③ 一般市民の意識に影響を与える
経済分野でのパートナーとともに祭りや食事会などを主催し、どのような活動が児童にふさわしいかを検討する。コミュニティの中に「子どもたちが大切である」という観念と文化の浸透を図る。プロジェクトの対象になった区画の歩道には、小さな子どもの足跡をペンキで描き、一般市民の意識の向上も図っている。

(6) 企業の現状と活動

企業がいろいろな国際基準で品質管理を問われるように、社会福祉や児童文化を通し

てコミュニティへの貢献度を社会的に問われている。そのため企業は科学的研究を分かりやすく伝えるキャンペーンを行い、子どもへの「愛着」「学習」「価値観」の大切さを謳ったポスターを街や各機関に張り出している。各家庭には2週間毎に、親へのアドバイスを絵はがきに載せて送付している。

(7) 結果とアフターケア

プロジェクトを実施した6地区とそれ以外の6地区において、子どもの数、発展レベル、収入レベルが同じ地区毎に分類して比較検討が行われた。その結果、プロジェクトの対象地区では、親が地域の福祉サービスを積極的に利用するようになった。また孤立していた単身家庭が社会福祉のネットワークに参加するようになった。同時にネットワークサイドから子ども達へのアクセスができ、「おもちゃテック」のような新たな企画やサービスが生まれた。またさまざまなメンバー間の協力体制の改善も図られるなど、中長期的に見て良い結果をもたらしている。

各分野からパートナーを集め、多民族からなるコミュニティを動かすには長い時間を要する。強力なリーダー集団のない地区は、自分たちでやっているという実感が得られにくく、プロモーターに問題を持ちかけてくる。逆に強力なリーダー集団があると、具体的な成果も早く表れてくる。プロジェクトを開始した地区は、失敗や成功を繰り返しながら変化する。そこにはビジョンを常に明確に示すプロモーターのサポートが大切な要因となってくる。

コミュニティが活動の継続を望み、またコミュニティのさまざまな機関の協力があり、そして三つの原則にもとづいて行

動している限り、各々のコミュニティーのリズムや方法の違いは尊重される。コミュニティーが脆弱な程時間はかかるが、プログラム推進の意志のある限りサポートは続けられる。

(8) 今後の計画

今後、コミュニティーの窓口となる相談センターを作り、コミュニティーにツールとサポートを提供していきたい。センターにおいて養成コースを設け、コミュニティーの動きを監督していきたい。政府、民間、相互扶助で財源を等分割し、2005年までにさらに20のコミュニティーでのプロジェクトの実施をめざしている。

また、政府より心の準備ができず妊娠、出産する15～18歳の女子を対象にした新たな計画が用意されている。今後6年間に8千万Ca\$の財源で、年間300万人の女子に対し妊娠中から関わって出産後までフォローしていく計画である。

さらに、10代にむけたプログラムが検討されている。

〈所感〉

このプログラムは直接的なサービスではない。未来ある児童の育成のためにきっかけを与え、コミュニティーが具体的に動くよう、民間企業の力を引き出しサポートしていくものである。短い視野でなく長期的な視野で、コミュニティーの中で子どもを養育していくことを目指したこの基本的なプログラムは、青少年センター出身の個人から考案され、認められ、やがてセンターから離れて独立して新たな展開を始めている。コミュニティーの中で一つの目的にむかって役割分担をしながら繋げられたネットワークは強く息づいて、コミュニティー独自のものとなって根付くであろう。こうした社会のシステム作りに従えば、その土地その文化に合った合理的で生きた計画が生まれよう。このプログラムの意図するところと構造には、今すぐに学べるものがたくさん詰まっている。(小島)

一人で歩いてみよう、つい思いたくなるカナダ(安心感)。自分の知識で研修についていけるかなと思うカナダ(不安感)。本当によいメンバーに恵まれたカナダ(満足感)。報告書が…(恐怖感)。薄ら寒いテラスバーで飲んだ黒ビール。頭上のヒーターが身体を包んでくれました。また行きたいな…

Ⅳ 仕事探しのプログラム (モントリオール)

講師：デビンさん、シアソンさん (Ms. Sonia Devin, Ms. Lucie Chiasson)

(1) 概要

もとはモントリオール青少年センターのプログラムの一端として始まったものであるが現在は独立し、非営利団体として活動している。このプログラムにより、16歳から35歳までの就労が困難な人を対象に「職場実習」の場を提供している。連邦・州レベルからの助成申請を毎年行いながら20人のスタッフで年300人に援助をしている。

このプログラムの発足は10年前、まずモントリオール青少年センターを利用した若者で仕事を見つけて社会人として自立を希望する者を対象として実験的に行った。その結果、若者たちの多くは教師やSWなどの関係者の言うことに拒否的であっても、彼らは職場では先輩の言うことを驚くほど素直に聞くということがわかった。そこで自分が働きたい職場で、すでに働いている大人に社会的自立の支援について協力依頼し、若者との精神的な関係を作ることに焦点を当てた。

社会的自立のプログラムは、施設関係者が施設で行うのみでなく、実際の職場で行



デビンさんとシアソンさん

うこともでき、教師やSW等の役割を職場の先輩が担うシステムを考えてプログラム化されたものである。

(2) プログラムの内容

若者達の紹介は教育関係者からが主である。スタッフは仕事探しのカウンセラーとして若者達の就職の手伝いをする。その対応方法は、決して彼らに「権威」というものを感じさせず、個人的な問題には一切触れないことを基本的な態度としている。

プログラムは準備から終了まで25週間設けている。

このプログラムに参加する若者をSW・教育者・関係者が集まって選出する。その後、本人との面接により関心のある職種を特定するまでの準備期間が4週間ある。モントリオールの中で開拓した会社は200社あり、希望職種への実習を依頼する。次に12週間の職場実習プログラムが始まる。職業指導する人は職場の上司ではなく、必ず経験のある年上の同僚という形で行う。この期間では週単位の目標を作る。これは良かったから続けてほしい、次の週の目標はどうしようかということスタッフ、本人、先輩の3者で話し合う。この時期には、達成感を味わって欲しいということが第一にある。この達成感がより良い方向に向かって自立して仕事に就く、あるいは学校に戻るといった形に繋がるようにしている。

実習後、別の所に就職する若者も含め、70%が当初の目的である「仕事を見つける」という実績に繋がっている。実習終了後、成功した若者の例は写真に撮り証書にして

1つは本人、1つはオフィスに飾り励みにする。本人がこれを持っているという意義は深く、勉強面では成功しなかった若者が職場実習で成功したと、自立に向けて大きな自信を持つことになる。この職場実習が終わり、仕事をしたいと言った時、面接指導を行う。面接指導では、契約している会社の社長クラスの方が自分の面接技術を学ぶ場として、若者達の面接練習に協力してもらえるプログラムも設けている。若者が面接練習をして本番に備える場として有効な方法である。



オフィスに飾ってあった証書

(3) 賃金について

最低賃金は時給だが、財源の出所はこの団体である。この団体が実習先の会社を支払い、会社から若者に賃金を支払うシステムにしている。若者達は自分が働いた労働の対価だと思って賃金を受け取る。プログラムの12週間はこの賃金から税金、失業保険を控除しても月に800Ca\$が手元に残る。若者達の住まいについても、こちらでは一般的に住込みや社宅は無く、この手持ちの賃金で家賃、生活費を賄う。

(4) その他のプログラム

12週間の職場実習以外では料理専門、自転車修理専門というようにそれぞれの若者

の関心と能力によってさまざまなコースを設けている。具体的なものとしては、「責任のある大人になるためのプログラム」や「自己を知る」という精神的プログラムなどがある。

(5) 職業安定所、生活保護との関わり

職業安定所との連携もあり、こちらの団体が若者層を対象としているため、逆に紹介されることもある。その際、職安との契約を結ぶため、ある程度の財源を職安からもらっている。生活保護を受けている若者にも関わりがあり、こちらのプログラムに関わった者は社会復帰の助長に繋がるので保護費が550 Ca\$から620 Ca\$に上がる。

(6) 政府への働きかけ

政府から助成金をもらえるまでは、簡単にはいかない。働きかけとしては毎年協力を募り、さまざまなキャンペーンを展開して基金を集める。こうした自助努力と実績により政府からの助成金が得られるのである。何事も手ぶらで行って援助を希望しても絶対に変わらない。

〈所感〉

このカナダ研修の中で、この講義は私が強く興味を持ち、非常に参考になった。私は自立援助ホームの仕事をしている関係上、若者達の職場開拓、職場実習の必要性を痛感している。住まいもなく、行き場がない若者へ仕事を提供し、社会経験が未熟で社会常識、人間関係が保てない者に教育をする必要性など日常的に多くの課題がある。施設で教えていくのか、職場で教わるかの違いはあるが、職場開拓は行き場のない若者に対して立ち直るために必要な資源である。日本はその受け皿となる資源が少

なすぎる現状があり、大きな課題を感じている。

この講義で非常に驚かされたのは、それらの自立支援システムの体系化がなされているということである。職場で実習できる提携関係にある会社の数の多さにも驚かされた。それは営利ではなく社会が福祉に対して貢献するという土壌ができてきているということである。その土壌は初めからあるものではなく、このような団体の地道な広報活動の賜物ではないか。その結果、救われるのは未来を担う若者達であり、社会全体が若者にチャンスを与え、彼らは人との触れ合いの中で成長していくのである。

このプログラムを通して感じたことは、現場が弱い立場にいる若者の存在を見過さず、何らかの手段を講じなければならない

ということである。制度的にも社会的認知度の面からも理解の必要性を促す活動を誰かが始めなければならないと思う。水面の波紋のように現場が感じた必要性を広く社会に伝え、ネットワークを築き、運動を起こし、政府や社会全般に理解してもらうことだ。

その理解が根付いた時、自立の必要性に迫られている若者達にとって、より良い社会となっていくのだと思う。その姿勢と熱意、そして具体的な取り組みを私はこのプログラムに見ることができた。この講義を聞いた時、今の日本の現状を少しでもより良いものにするため、現場で感じた必要性を具体的な実践へと展開し、社会にも大きくアピールしなければという思いを強く抱いた。

(前川)



講義が終わった後の記念撮影

V 「平等に生まれて元気で大きくなる」プログラム(モントリオール)

講師：ディッフェン女史 (Ghyslaine Dyfrense)

(1) CLSCとプログラムについて

CLSCとは日本の保健所に該当する機関であり、ケベック州に144カ所ある。また日本の保健婦に該当する職種がなく、その役割を看護婦が担っている。

ラノディエール地区のジョリエットCLSCでは「平等に生まれて元気で大きくなる」というプロジェクトを2年前から実施した。このプログラムは、未熟児出産が多く、養育機能の弱い貧困家庭のサポートを目的としている。

1) 貧困家庭の特徴

貧困家庭は社会から孤立し、出産や育児、子どもの養育に関する知識不足や経済的問題から危険要因を多く抱えている。愛情や信頼などの精神的な面においても、多くの面での不足している状態にある。こうしたプログラムに関わる機会がなければ、コミュニティーネットワークに姿を見せることが無かったと思われる人たちである。

2) 対象選考基準

プログラムは、州の貧困家庭の基準をもとにジョリエットCLSC独自の基準を設け対象を限定している。その基準は以下の通りである。

- ①中等教育(日本の中・高校にあたる)を終了していない。
- ②生活保護支給額を基準とし、年収5千~6千Ca\$以下である。
母子家庭が対象となることが多い。カナダにおける一般の平均収入は3万5千~4万Ca\$である。
- ③上記の2つの基準を満たした家庭で、さらに低所得の家庭である。

このジョリエットCLSC独自の基準は、少ない予算を効果的に運用することが目的となっている。昨年、州の基準に該当するケースは約90家庭あったが、独自の基準を設けることで42家庭にまで絞り込んだ。それにより、この地域の出産数の約1割が対象となった。このプログラムを知るきっかけは口コミによるものが最も多い。また妊娠した母親が生活保護額の上乗せを申請するときを知るケースもある。



ジョリエットCLSCのディッフェンさん

(2) プログラムの予算

ジョリエットCLSCの通常プログラムとして、州政府からの年間4万5千Ca\$の資金と、CLSCからの持ち出しを加えて実施している。

(3) 対象

出産を控えた貧困家庭を対象とする。こうした家庭はケベック社会のどの地域にも10%は存在すると言われている。



ロレンシャン高原の養蜂場

(4) 目的

児童保護を目的とし、出産時から将来的な予防を視野に入れている。

- 1) 未熟児(2500g以下)の出産を防ぐ。
- 2) 親としての能力を強化し、将来的に虐待やネグレクトを減らす。
- 3) 孤立した状態から、コミュニティーサービスに気軽にアクセスできるようにする。

(5) 内容

サポートチームは看護婦を中心としそのアシスタント、SW、子どもの発達に関する専門的な知識を持つ教育者、栄養士、コミュニティーの代表者がメンバーとして加わる。

期間は妊娠20週から出産後2歳までとし、出産後3カ月は個別セッションを行う。以降はグループセッションになる。

①信頼関係の確立

初めに看護婦が母親と会い、信頼関係を築いてから必要な情報を伝えていく。看護婦により導入がなされ、以降のプログラムも看護婦により進行管理がなされる。

②出産前の講座(全6回)

- ・喫煙やバランスの悪い食習慣が与える影響について。

・妊娠の経過、出産の心理的な準備について。

- ・「赤ちゃんを交えての生活」「子どもに気を配るとは」等。

③ソーシャル・ワーカーの介入

出産準備に入った段階でSWが介入する。信頼関係を得た看護婦の働きかけにより、SWに対する拒否感情を無くし、出産後も気軽にSWにアクセスできるようにしていく。

④父親向けの講座

「親としてどのように関わっていくか」「父親として果たすべき役割とは」「子どもが必要としていることは何か」など内容は母親向けの情報とほぼ同じである。

子どもの成長には父親の存在が非常に大きな意味を持つが、大半の家庭には父親やその役割を担う人はいない。また、母親はパートナーを変えることが多く、ほとんどの場合、父親は無自覚・無責任である。

⑤食べ物の支給

看護婦(もしくはSW)が2週間ごとに家庭訪問し、妊娠経過や食べ物の摂取状況を観察する。妊婦の栄養を考慮して1週間単位でミルククーポンを支給する。店舗でこのミルククーポンをミルク1ℓ、卵1コ、オレンジ1コ(またはビタミン剤)と引き替える。出産後もこのサービスは継続する。

⑥出産時における兄弟の保育ネットワーク作り

カナダでは一般に出産時の入院は2日間である。母親の出産準備をする間に、出産時に兄弟の一時預かりができる私的ネットワーク(隣人等)や公的ネットワーク(里親等)を探す。CLSC

の呼びかけに応じてネットワークに加わる人も多い。こうして新しいネットワークも開発する。

⑦母乳の励行

母乳は最も良質で安価な食品であるため、「出産後はなるべく母乳で育てる」運動を行っている。貧困家庭の母親が母乳で育てている率が20～30%から約60%に上がった（ケベック州一般平均は53%）。

⑧移動ワクチン・クリニック

カナダではワクチン接種が義務づけられていない。家庭の近くまで接種場所を移動することにより家庭の経済的な負担を軽減し、子どもたちがワクチンを受けやすいようにする。

⑨親子でのワークショップ

ワークショップを開催し母子で参加させる。親としての意識を喚起し、子どもとの愛情を確認し、ネグレクトや虐待を防止する。

⑩避妊・中絶と出産の間隔について

中絶はCLSCで受けることができる。避妊に関する情報提供も行う。また、母体と子どもの健康を考えて次の出産まで3年の間隔をおくよう指導する。

⑪アフターケア

出産後2年でこのプログラムは終了する。しかし、予防的観点から（頻度・密度は少なくなるが）5歳までフォローを行う。

(6) 効果

プログラムの実施後、2年間にプログラムの対象となった家庭やその周辺に次のような変化が見られた。

①新生児の体重増加

出産時の子どもの体重は平均345g増加した（母親が10代の場合）。また、昨年このプログラムに参加したケースに未熟児出産はなかった。

②子どもの虐待・ネグレクトの減少

スタッフの精神面へのサポートやコミュニティに所属する安心感から、ディプレッション（憂鬱）が減少した。そのため子どもへの虐待・ネグレクトも減少した。

③子どもの事故の減少

この事故とは「安全面に配慮していれば防げた事故」である。講義や精神的サポートを受けることで、子どもの安全に対する配慮が出来るようになり、子どもの事故が減少した。

④就労率、復学率の増加

無職の母親が仕事に就く、あるいは学校に復学するといったケースが増加した。

⑤スタッフの価値観の変化

これまではサービスを求めてやってくる人たちが対象であり、このような極貧層とのコンタクトはなくスタッフに偏見があった。しかし、プログラムを実行し、このような層と関係を築く過程の中で、スタッフの価値観に変化が起きた。また、アウトリーチの考え方を現場で実際に身をもって学んだ。

ジョリエットCLSCとしては州全体にこのプログラムを広めて行きたいと考えている。しかし現時点では州全体でも50～60%のCLSCでしか行われていない。

<所感>

より効果的なケアを行うために独自の基

準を設ける点は、行政主導の日本では考えにくい。しかも、それが順調な結果に至っており、民間主導によるこの独自性は参考とすべきものである。また、他にも細やかな個別プログラムやミールクーポンの配布など発想として参考となるべきものが多い。ただ、カナダでは貧困層と富裕層との

差が、日本と比較して著しく開いているのも事実である。日本における貧困層というものをこのプログラムの対象層と同一に考えると、イメージしづらくなるかもしれない。もっとも、カナダはそのように極端な貧困層の掘り起こしに成功しているとも言えるのだが。(由利)



ジョリエット地方の田園風景

（以下はぼやけた日本語の文章です）

（以下はぼやけた日本語の文章です）

パークの青少年との交流が数年前より行われており、一昨年私達の施設に泊まったパトリシアと再会することができた。彼女は私達の職員や子どもたちの名前も覚えており感激でした。

VI 「コミュニティにおける家族にどう対応するか」のプログラム(モントリオール)

講師：ゴデー氏、ポワティエ女史 (Mr. Gaudet & Ms. Poitier)

(1) 発 足

これは、複雑な問題を抱えている家庭(文中の「ターゲット家庭」)を12のサポート家庭と9人からなる専門家チームで支援することにより、家族の機能を高め、コミュニティでの生活を営めるようにサポートするプログラムである。ケベック大学の分校であるトワリビエフ校の研究者グループが考案したものである。94~95年にかけて実験的に行われ、98年からラノディエールの2つの地区で実際に始められた。

現在、予算は年間27万Ca\$である。

(2) 対 象

子どもに対して適切な養育ができず、以下のような極度の「ネグレクト」が認められる家庭を対象としている。

①身体的要件

危険回避を怠っている、食事を適切に与えていない、不衛生な環境である、寒暖に応じた服装をさせていない等。

②医療的要件

必要なワクチンを接種させていない、必要な薬を飲ませていない等。

③教育的要件

適切な教育を施していない、発達を促すような早期刺激を与えていない、子どもが学校に行くことに対して全く関心を示していない等。

④感情的、愛情的要件

親自身が子どもからのメッセージを受け取る準備ができていない、適切な愛情を与えていない、感情の交流がない等。



ゴデーさんとポワティエさん

親もまた、同じような環境で成長し良好な人間関係を経験せず育っていることが多い。夫からの暴力や麻薬・アルコール中毒、鬱病といった問題も抱える家族も多く精神的にも健全とは言えない。また学校もまともに行っていない親が多く、定職に就いた経験もなく経済的にも困窮した状態にある。こうした親は子どもとの関係がうまく持てず、社会からも孤立し、子どもと引き離されることを恐れて自ら福祉サービスを求めようとしない。そのためプログラムは青少年センターやCLSCへの通報により開始することが多い。

ターゲット家庭は、通報があった家庭を訪問し、プログラムを導入することにより変化が望めると評価・判定された上で選択される。しかし、親が参加を拒否した場合、子どもは施設入所になる。現在、12のターゲット家庭があり、子どもは25人いる。このプログラムは里親に出すよりコストも低く押さえられる。また、親から引き離されることによって受ける心理的な傷を防ぎ、

次世代に起きるであろう問題をも未然に防ぐ予防的な面もある。

(3) 目的

- ①長期間、世代間にわたり同じ問題が慢性化している悪循環を断ち切り、再び同じ問題が起きないように防止する。
- ②子どもたちの施設入所と、親から引き離されることによって起きる精神的ショックを防ぎ、家庭でサポートを受けながら生活させる。
- ③子どもたちの学力の遅れを取り戻し、社会参加できる人間にする。
- ④このような問題に関わる支援チームを編成し、そのチームにユーザー自身が参加する。

また、ターゲット家庭をサポートすると同時に、支援チームのスタッフのサポートも併せて実施している。このようなケースに対処するのは大変難しく、スタッフが疲弊することがよく見られる。また、支援チームから孤立してしまうスタッフも出てくる。それらを防ぐことも重要である。



ベンションでの講義

(4) 支援チームの編成

このプログラムのスタッフは、ユースセ

ンター、CLSC、教育委員会、コミュニティー組織の4つの機関から編成し9人(8人+チーフ)で支援チームを作る。この中には心理学者、SW、心理教育家、場合によっては人類学者が加わることもある。これに関わるスタッフは、必要に応じて動員される。

それぞれの家庭に応じた活動計画が作成され、計画に従ってケアが行われる。そして、スタッフが2週間に一度集まり、自分たちの関わっている分野での変化を評価し、協力して支援を行う。

(5) サポート家庭について

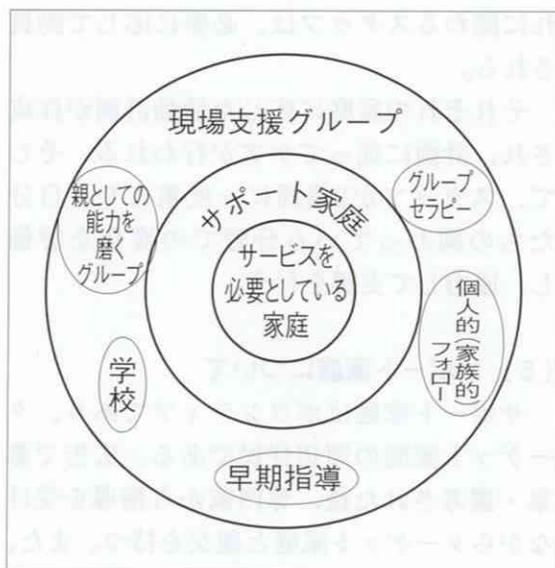
サポート家庭はボランティアであり、ターゲット家庭の周辺住民である。広告で募集・選考された後、専門家から指導を受けながらターゲット家庭と親交を持つ。また、サポート家庭には交通費や電話代等の実費として、週50Ca\$が支払われる。サポート家庭の80%は、かつて自分たちも何らかの問題に悩み、今はその状況が改善された人達である。

サポート家庭の役割は一週間に一度、ターゲット家庭とコンタクトをとり、相談にのったりアドバイスをしたり励ます。また病院等に付添ったり、子どもの保育や、簡単な料理の作り方や部屋の片づけ方を教える、といった身近な援助を行う。サポート家庭の親と子のあり方を見て親子関係について学ぶこともできる。あるいは、専門スタッフにアクセスできない夜や週末にもアクセスできるという長所もある。

(6) プログラムの内容

支援チームとサポート家庭による援助を、ターゲット家庭は2年間にわたり受ける。これをイメージしたのが次の図である。

また、サポート家庭は法的責任を負わないが、支援チームのスタッフは法的な責任を負う。それを各メンバーで分担した集団責任制をとりながらサービスを提供する。



支援グループイメージ図

①個人的（家族的）フォロー

ターゲット家庭で子どもが生活が続けることは危険性を伴う。そのためSWは、子どもの安全性と発達が脅かされないように、週1回は家庭訪問し個人的（家族的）フォローを行う。

②早期指導ワークショップ

18カ月の赤ちゃんから5歳までの児童を対象とし、半日のプログラムを週に3回、その家庭の住んでいる村で行う。このワークショップでは他の子どもたちと遊ぶことにより、知的刺激を与え、これまでの情操面等の不足を補う。また、問題の早期発見などの意味も含んでいる。親にとっては、自分の子どもと他の子どもや大人との関わりを見て、自分の子どもの今まで知らなかった姿を発見し、子どもと接する際のテクニックや知識も学ぶこ

とができる。また2人の専門家により、言語面、認識面、運動面、社会面に関しての評価を行う。

③学校でのフォロー

教育者（教師ではない）が担当し、学習面での遅れや問題行動のフォローを行う。また学校と親、子どもの3者間の調整や支援チームへの情報提供を行う。

④親としての能力を磨くグループ

グループが始まる前に準備のための会が4回行われる。その後、グループセッションを20回（1回2時間半）行う。「子どもにきちんとした態度で接するとはどのようなことなのか」「嫉妬とはどのように行うのか」「愛情を伝えるにはどうしたらよいのか」等、親と子どもとの関係や技術について学ぶ。

⑤グループセラピー

親としての能力を磨くグループと平行して行われる。混乱した自分の子ども時代を振り返り、親としての役割を果たしていない自分とその原因を自覚する。そして、新たに親としての自覚を持つためのセラピーである。

親としての能力を磨くグループとグループセラピーは、夏休みやクリスマスの時期を除いて2年間の間、毎週ターゲット家庭の住む地域で行われる。

(7) 効果

2年前に始めたプログラムなので、まず一回目が終了したことになる。

このプログラムにより、孤立していたターゲット家庭はコミュニティと関わる機会が増え、ネットワークへ参加するようになった。また、サポート家庭との信頼関係が醸成され、プログラム終了後も関係は継続されている。

これまでに関わったケースのうち25%はこのプログラムにより自立している。50%は完全に自立とまでは行かないが、コミュニティーのサービスを活用することが出来るようになった。そして、残りの25%が子どもを施設に入れることになった。しかし、施設入所する際には、施設側にこの家庭の問題点を端的に示すことができるという利点もあった。

また、チームで関わるのがターゲット家庭にも支援する側にも大変効果的であることがわかった。これまでは一人で関わらなければならなかった問題に対し、集団責任制をとることでこの困難が軽減された。

〈所感〉

ボランティアによるサポート家庭の存在と意義に感嘆する。日本におけるボランテ

ティアとは考え方や取り組み方において違うような気がする。このサポート家庭の方がボランティアの本質に近いのではないだろうか。また、それを組織化する力、コミュニティーオーガニゼーションを含めたコミュニティーワークの充実には目を見張るものがある。そして、これらを含めたシステムティックな取り組み、幅広く柔軟な発想や考え方も見習うべきであろう。その中でも、集団責任制をとる支援チームを作り、それぞれの専門家が役割分担をし、計画・実行・評価するというシステムは、日本でも導入可能であると思われる。カナダの他の講義でも述べられていたことだが、その人に必要なプログラムを個別にコーディネートし、サポートしていくという考え方をもとにして、ぜひ日本でも行っていきたい。

(由利)



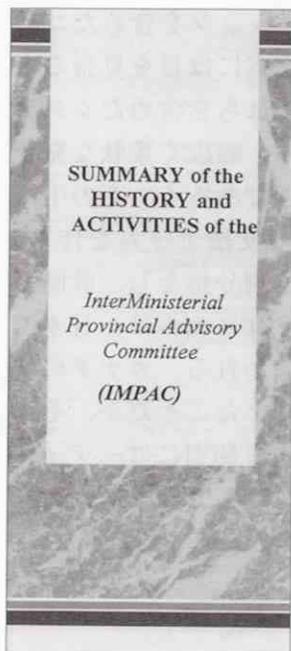
昼食風景



ケベックお別れパーティー

VII 州省際諮問委員会 (IMPAC) (トロント)

講師：ジュディー・フィンレイ女史 (Ms. Jndy Finlay)



IMPACを紹介するパンフレット

(1) 概要

IMPACは1976年、当時のシッスルタウン・コミュニティセンター医療局長の提唱により創設された。1977年、コミュニティサービス省(MCSS)は、子ども家庭サービスアドボカシー事務所を通じて、同委員会(IMPAC)の支援と調整を行うことになった。

子どもが必要としているサービスは一つの省だけではカバーできないことが多い。しかも、縦割り行政のため、有機的な横の繋がりがとれず、必要十分なサービスを施すことができなかった。

また、児童に関する各専門家が一同に会して問題解決を図る場もなく、ネットワークを生かしきれなかった。これらを改善するため、IMPACは省と省の壁を越えて、専門家が集まり対応困難ケースについての解決策を考える委員会である。

同委員会は児童福祉、児童の精神衛生、障害改善、若年犯罪者、教育、家庭療法、児童権利擁護などの分野で医療とプログラムの専門家のメンバーと、コミュニティサービス省、保健省、教育省、厚生省からの代表で構成されている。

(2) ミーティング

IMPACは月に1度、定例会を開きミーティングを行う。ここに持ち込まれるのは、現在ある資源やサービスでは解決できない大変困難なケースである。月に3ケースほどをアドボキットが持ち込む。そして、ケースごとに臨床的に対応するためのサービスを作るのである。そのために必要な資金はサービスを担当する省それぞれが出すことになっている。各省の担当は資金提供の決定権のある人物が出席する。ミーティングは問題の解決策が見つかるまで終わらない。ここでいう解決とは、話し合いがなされ、子どもに必要なサービスが提案され、担当する省が資金提供を約束するまでをいう。当然、これで問題がすぐに解決されるわけではない。「省際」とは、省と省との壁を越えたという意味であり、ここでの決議内容に関してはアドボカシー事務所所長へ連絡が入ることになっている。

(3) コミュニティーとの関係

持ち込まれるケースの中には、コミュニティの各担当者間の意思疎通がうまくいかず問題が複雑になったものもあり、そのため適切なケースマネジメントを指導することによって解決できるケースも多い。また、多数のケースが提出されるため、似たような原因から生じる問題も複数存在する。そのため、ある問題の解決方法が他の類似ケースの解決にも応用できる場合も出てくる。

IMPACにケースを提出する前に、コミュニティにおいて各機関が解決にむけて最

善の努力をすることが要求される。万策尽きた場合にケースを提出するのである。コミュニティーはリソースがなくて解決できないとプレゼンテーションする必要が出てくる。

もっとも重要なことは、違った立場の者が同じ場所に集まって話し合うことである。先述のように省の担当者だけでなく、学校の教師やSWやケアワーカー等、子どもに関わるあらゆる専門家が集まって協議をするため、学際的な性格も持っている。そして、この委員会で目指しているものは「コミュニティーはかくあるべし」というロールモデルを作ることである。これを長期間にわたって行うことで、コミュニティーにも徐々にこの意図が伝わり、IMPACにケースを持ち込む前に、自分たちで学際的な解決を試みるようになってきている。その成果もあって、IMPACに持ち込まれるケースは年々減少している。

(4) スペシャルタスクフォース

しかし、最近は学校や施設でも対応が困難な自閉症のケースが増加してきている。そのためオンタリオ州全土に存在する自閉症児を対象に『スペシャルタスクフォース』というものを組織した。コミュニティーがどのようなサービスを提供できるかに焦点をあて、オンタリオ州に散在する自閉症に関する専門家と自閉症児にサービスを提供する人々に集まってもらい解決策を検討する。

そして、中央管理化されたインテークシステムが発案された。これは問題が生じた場合、一カ所に電話をかければケースコーディネーターに繋がり、いろいろなサービスを紹介できるシステムである。また、各

種の専門家を一つにしたチームを作り、ケースに対応していくことも検討されている。この機会を経て、自閉症に関する知識もかなり深めることができ、以前よりも正確なサポート診断を出せるようになってきた。しかし、残念ながら、診断がかなり正確に出せるようになってきても、治療・対応が難しいという状況は変わっていない。

〈所感〉

情報化社会が進む日本では、福祉システムや施設関係においてもネットワークのあり方が重要になってきている。最近、マスコミでも多く取り上げられ、社会問題となっている児童虐待を例に考えてみると、児童相談所、施設、学校、福祉事務所、主任児童委員、警察、保健所、医師、弁護士などに加え、予算の権限を持った各省（課）の担当が一同に会し、一つのケースについて解決策を話し合う、というIMPACのようなシステムは早急に必要である。

カナダのシステムをそのまま日本の福祉システムに導入することは不可能であるが、子育て支援や児童虐待に取り組むために、地域の中でネットワークを形成していくことは必要である。そのためにも、施設がどれだけの役割を担えるかが大きな課題といえるであろう。地域において福祉施設という社会資源を核として、福祉ニーズの把握と地域への貢献を行っていくことも必要である。そうすることで、施設に対する理解も社会的認知も浸透し、コミュニティーにおける施設の役割も明確になり、コミュニティーの活性化へと繋がっていくであろう。

(小笠原)

VIII グリフィンセンター・プログラム (トロント)

講師：ローリー・ダート所長、ガーベン氏 (Ms. Laurie Dart, M. William Gapen)



所長のローリーダートさんとファシリテーターのガーベンさん

(1) 概要説明

グリフィンセンターは、「トロント子ども援助協会 (CAS)」で受け付けられたケースの中でも、最も対応が困難といわれるケースで「精神と発達の問題で二重にハンディを抱えた子ども (二重診断)」と診断された児童に対応している。過去3年間彼らに密接な関わりを持っている。

プログラムとして「グリフィンコミュニティーサポート」を作り、具体的な支援活動を行っている。このプログラムは、発達障害の専門家、精神科医、更生施設のワーカー等、従来はコミュニケーションがあまり必要でなかったメンバーを中心に作られた委員会である。この委員会の目的は、二重診断でより綿密なサービスを必要とする子どもたちにかんして広範囲なサービス提供を行うのかを考えることである。

サービスの内容や課題は次のようなものである。

① インフォーマルなサービス

子どもの一番近くで関わる人であり、友人、家族など身近な人が援助していく。

② フォーマルなサービス

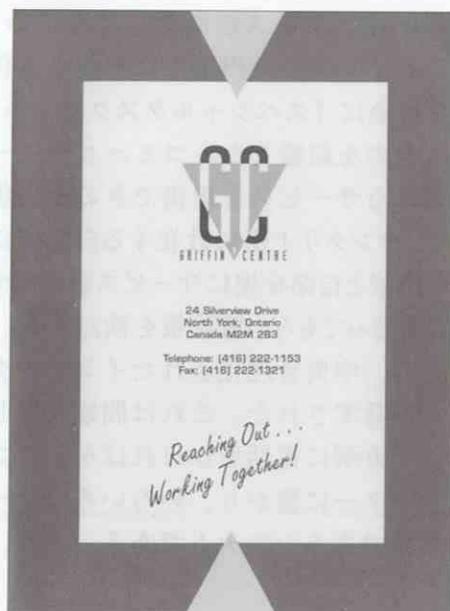
各機関がクライシスサポート、ケースマネジメント、自閉症などのその人特有の専門的サービス、住居保護施設サービス、短期保護サービス、長期のケア等に対応していく。セーフ・ベッドを提供していくことが重要である。

③ 他機関との連携によるサービス

連携して協力しながらサービスを行っていく。省ごとになにができるか明確にしていくが必要になる。

サポートを必要とする児童にとっては、家族や友人等身近な人たちが一番のサポート役であり、その身近なところでネットワークを結ぶというビジョンを組み立てる。その計画を持って、各省に働きかけを行い、省ごとにそれぞれの役割を明確にする。他の機関とも協力して対応していく。

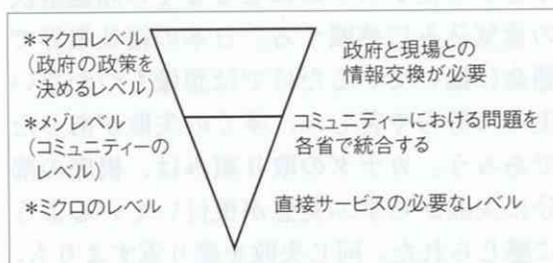
(2) サポートシステムの考え方



グリフィンセンターのパンフレット

サポートシステムを作ろうと考えた場合でも、行政のあり方、地域社会のあり方、サービスの現状など3つのレベルでの分析を行い、「システムティックアプローチ」を行うようにして広範囲なサービスをしていくことが大切である。

〈考え方の図〉



(3) サポートネットワークの目的

- ① 家族が危機的状況になった時、相談するところがわからないという状況への対応をすること

危機的状況に迅速に対応するために、医療機関や福祉現場の専門家などで作ったチームで「モバイル」と呼んでいる。彼らは電話をすればすぐにアクセスできて(クライシス・インテグレート)迅速な対応が可能なチームである。それぞれの専門家が自分の持ち場から迅速に外に出られるようにする(アウトリーチ)ことで、このプログラムの成功の鍵を握るチームでもある。

- ② 二重診断を受けている子どもたちの緊急入院場所を確保すること

インフォーマルなサービスでもあり、クライシスサポートを可能にするためには必要不可欠な条件でもあった。子どもたちに安全な場所を提供することが必要なのであり、危機的緊急時にサービスが必要になる。その場所をセーフ・ベッド(Safe Bed)と呼んでいる。

(4) ネットワークを作る時の基本原則

- ① できないことは約束しない

シェアードソリューション(共通の解決策)を目指してみんなで協力して問題を解決していくこと。参加者それぞれが自分のできることをしていくことが重要で決定的に重要なことは、今何ができるのか、強みは何かに注目することである。メンバーに肯定的なメッセージを伝え、サービスの責任ある人たちがみんな誰でも欠かせない一員であることを自覚することが必要であり、自分の持ち場の役割を確実に果たすことが必要である。

- ② PACING CHANGE-変化をコントロールすること

サービスの変化に対して、抵抗がある場合は職員に現状維持の力が働く。それは抵抗よりも消極的である。何をどう変えていくかわからないという不安から出てくるものである。いきなり変えるのではなく現状からスタートすること。「何かできることはありませんか?」「ここだけでもやっていただけるならありがたいです」などの表現で少しずつ相手の変化を促すようにする。これは抵抗を避ける方法でもある。そして責任は共同であるということを確認する。

- ③ フォーラムの開催

前述したように基本的な考え方をまとめ、「どういう政策か」「どういうネットワークか」「どういうサービスか」という3つのレベルのフォーラムを作る必要がある。

- ④ トレーニングと教育

プログラムを作り参加することによってトレーニングを受けることができる。各レベルに必要なトレーニングがあり、それらを実行する必要がある。

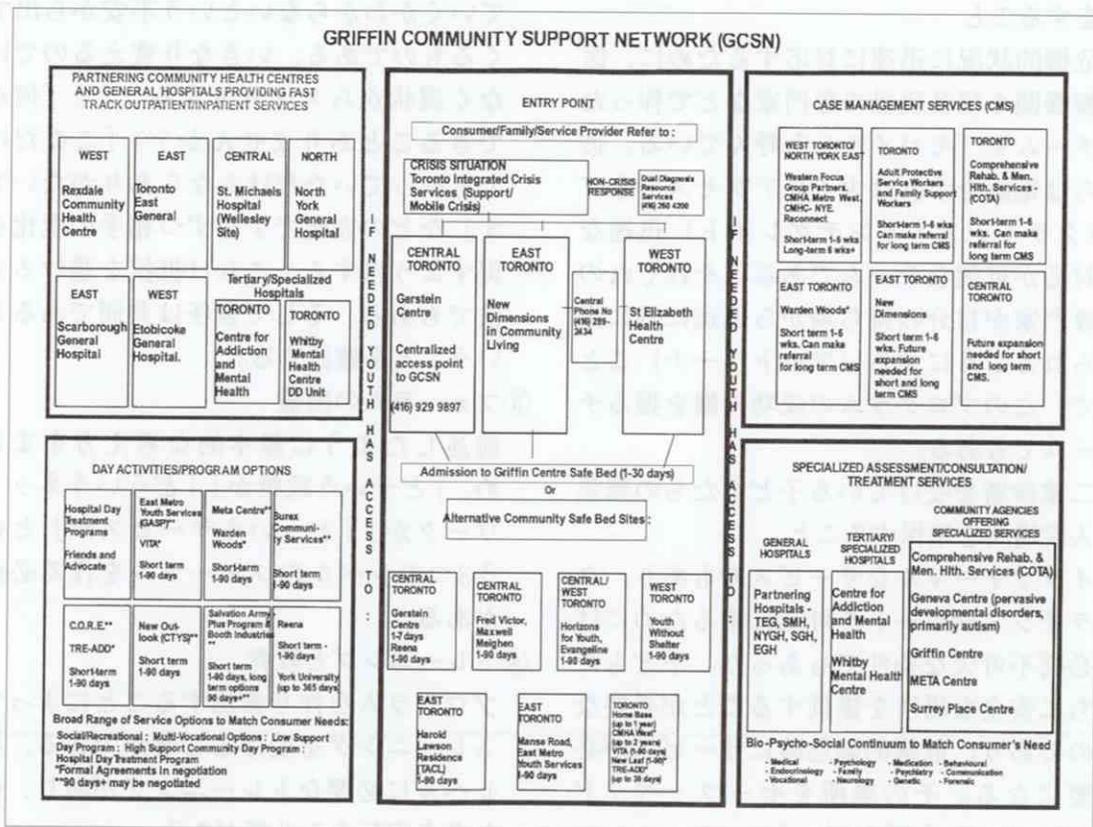
⑤ ネットワークの維持

常に話を聴くなど、機関とのコミュニケーションをとること。人は変わり、状況は変化する。「問題があったらここへ」という場所が必要である。またきちんと各機関と契約すること。ネットワークのメリットは他の機関に理解者が増えること、また各機関が高め合う状況になることである。

〈所感〉

ここでは、二重診断を受けた子どもや家族への危機的状況のサポートシステムや福祉のネットワークシステムの考え方を話していただいた。対応困難で緊急性が高いという場合、日本ではどの機関でも足踏みしてしまったりしている。虐待への対応な

どはわかりやすい例である。そのような場合、困難性より緊急度が優先する。生命の危機は何より最も重要な判断基準である。グリフィンセンターの取り組みは、その緊急性に最も効果的に対処する方法論である。モバイルやセーフベッドを確保すると同時に、コミュニティーをサポートしていくといったシステムになるまでの問題解決の意気込みに感嘆する。日本の福祉業界で懸命に働いているだけでは想像もつかない生みの努力や苦しみ、多くの失敗があったであろう。カナダの取り組みは、根底の部分に失敗から学ぶ発想が根付いているように感じられた。同じ失敗を繰り返すよりも、次の方法をみんなで考えていこうとする気風がある。いかに真剣に自分の抱えている問題に向かい合うかということにも通じる



グリフィンセンターのサポートネットワーク図

だろう。

ネットワークシステムについても、日本では地域福祉サービスを考えていく上で重要視されているが、縦割り行政などのため、なかなか進まないとも言われている。グリフィンセンターにおけるネットワーク作りは、基本原則である「誰の、誰による、誰のための」という点をかなり明確にして推

進されていることを感じた。自分自身が向かい合っている現場の仕事でも、真剣に取り組む、問題解決の意欲を高めることで、解決できるような問題がたくさんあるかも知れない。

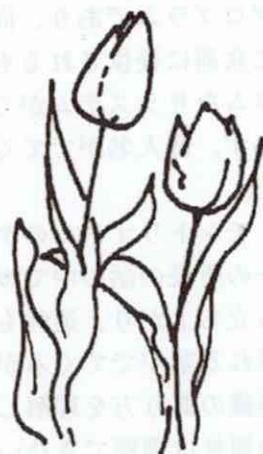
多くのことを気付かせてくれた機会であった。

(村井)



グリフィンセンターの建物

トロントは我が青少年福祉センターが創世期に、その利用者が大勢移民をしたところでした。創設者長谷場夏雄氏が利用者と共に作った店「ZERO」は今もまだ健在で、研修の合間をみてこの目で見ることができました。人が志を抱き、一步を踏み出す行動力、その証しを見た時、なんだか不思議と自分も勇気付けられました。



第4章 研修のまとめ

1. 現場主義とプレゼンテーション



カナダの初日バンクーバーにて

カナダにおいて実践されているいろいろなプログラムの説明を聞いた。こうした話のなかで、スタッフのプレゼンテーションが上手であり、またプログラムが小規模であるという二つの共通点に気づかされた。プログラムは多種多様であるが、少人数のプログラムであり、同じ年齢のすべての人に共通に提供されるものではない。プログラムなりシステムができあがる経緯の中に必ず、個人名がでてくるとも特徴であった。

モントリオールのケベック青少年センターの所長の話の中でカナダの福祉は民間から立ち上がり、運営もすべからく民間に任せられる話がでてくるが、こうした基本的な組織のあり方を理解していないと、カナダの福祉は理解できないであろう。訪問した

ところで話を聞き、その中に子どもを守るといふ強い意志が感じられたこと、福祉そのものが基本的には宗教に根ざした博愛主義からくる慈善組織の考え方から発展してきたことを色濃く反映している。講義の中にもあったが、何をするか何をなすべきかをつねに問われる個人主義の自立性と自己責任・自己決定という考え方が底辺

に伺える。IMPACにしろ、「仕事探しのプログラム」にしろ、多文化理解のプログラム等々、現場で問題と感じられたことやまた子どもを取り巻く環境の中での問題を検討し即時にプログラムとして立案していくそのプログラムを実践する上での問題を、現実的な問題として練り直し必要なことを実践していくという行動力は賞賛に値する。こうしたプログラムは現場から行動を起こし、それが実現されるまで、ねばり強くアプローチしていく姿勢がそこには見られる。基本的な考え方はそのプログラムの効果も評価されるが、「まずやってみて良ければそれは良いのだ」というプラグマティズムの考え方が現に存在することである。よければ個人的資金援助すら行われる柔軟さがある。また政策の転換も柔軟に行

われる。孤児対策として、施設ケアがカナダでも過去には行われてきた。

しかし子どもにとって家庭という環境がベストであると判断されれば、政策もオープンケアに即座に転換された。日本のように現場を知らない人間が政策を作りトップダウンでおろしてくるというシステムはカナダにはない。現場で効果が認められる可能性のあるものについて、「一度やってみなさい、だめなら変更すればよい」という柔軟さの中にこそ、本来の人間味のある活動ができるのではないかと痛感させられた。

しかし現場からのプログラムに資金援助を受けるためには、こうした組織を納得させるため、またプログラムを実践していくためのスタッフを集めるためにもプレゼンテーションを行う能力が求められることになる。このようなプレゼンテーション能力は、カナダの教育にそのもとを見いだすこ

とができる。カナダの教育は日本でいう幼稚園のころから、生徒の批評力と分析能力の成長を図るため、メディアリテラシーの訓練など、特殊なプログラムや教育方式が設けられている。またメディアリテラシー協会（AML）といった機関も存在している。こうした幼児期からの教育が底辺にあるからこそ、自己表現することが当たり前前の社会として存在するのではないかと考える。

日本では、一律の教育、自己表現することを極力抑え、集団の一員として生活していくことを余儀なくされる。学校教育の中で自己表現の強い子どもは、教師からも煙たがられることすら現実にある。教育基本法の見直しが検討されたり、個性を伸ばす教育と言われながらも、同じ規律を押しつけられる現在の日本の教育では、カナダのような批判力も分析力も育つことは考えにくい。

（塩見）

パソコンを持って行き、デジカメで撮った写真を帰りの飛行機の中で、また成田に着いてからデータのやりとりをして、一本にまとめた。

バンクーバーの夜、外に飲みに行ったら天井にヒーターがあり、その暑かったこと、暑かったこと。



2. ジェンダーフリー—女性の地位

カナダで率直に感じたことは「ひとがひととして生きている」「生き生きと生きている」また「権利を意識して生きている」、『生』に対する力強さであり、それは今回見聞きしたどのプログラムにも共通している点であった。

シェアードソリューション（一人ひとりが解決の一人である。皆で解決していこう）と、ペイシングチェンジ（現状から始めよう）という積極的で現場レベルの考え方によく表れているように、個人個人が自分のできる役割を果たそうとしている姿勢に、常に前向きな「生きるエネルギー」を感じた。

このように、まずジェンダーを越えた「生き生きした人間像」が印象深く入ってきた。

このため女性の活躍も、それを受け入れる社会も、今のカナダに見合うものだと感じた。

今回研修で、プログラムや概要の説明に時間をさいて下さったスタッフの男女の比率に差が見られなかったことや、モンリオール青少年センター内で行われている「職探しのプログラム」では、犯罪心理学を学んだ女性スタッフがプログラムの実績をあげていたことなど、女性の活躍に目をひいた。

能力ある者はたゆみなく前進し具体的にものを形成していく。女性であっても、明確な目的と熱意をもってひとつの仕事を展開するとき、そこに賛同し、社会の中の一つのものとして取り上げていこうという共通した意識を感じた。そして彼らの仕事への真剣な取り組みの過程と成果を伺い知る

とき、同じひととして、また女性として、多くの共感と感銘を覚えた。

カナダにも女性が法の上で「人」と認められなかった時代があり、世に認められ、社会のあらゆる面に積極的に参加し進出するまでには長い歴史があった。

また日本の若者の自立傾向に見られるように、かつては18歳が自立年齢とされていたカナダにおいてもその平均は27歳になっているといわれる。

どの国にも長い歴史と新しい課題があり、カナダも例外ではないであろう。

それでも生活の土壤に、文化、教育、宗教、民族の多様性を受け入れながら変遷とともに歩んできた国の、日本とはまた違った暖かさを感じる。

生きていくことにとっても積極的な印象を受けるのは「権利」に対する意識の高さにあるのかもしれない。子どもの権利擁護システムの確立している国カナダは、子どもの権利、人種差別の問題、同性愛を含む性差別の問題など、人権侵害に絡む問題と常に向き合いながらきたのであろう。人々は目の前の問題を強く感じ、自らの問題として解決のための努力を惜しまなかったのであろう。

今ある社会は社会の提供によるものではなく、生きる人々が強くたくましく、そして着実に実績をあげながら築き上げてきたものなのであろう。

一人ひとりを無条件に社会の一員として尊重し認め合うとき、互いの特異性は生きて社会により良い貢献をもたらしてきた。

国土の広さに見合うような受け皿の大きさ、懐の大きさにどこか人間らしさも深い

と思われた。一人ひとりの責任において変えるための行動がとれ、そこに目を向けて変わる社会がある。時間は要しても、よい方向に変化する社会は頼もしい。

二週間の短い訪問の中でジェンダーフリーについてふれることは難しいが、そこには「ひとらしく生きる」バックグラウンドがある。はつらつと生きる足場があり、精神があり、能力を活かす人間を認める文化

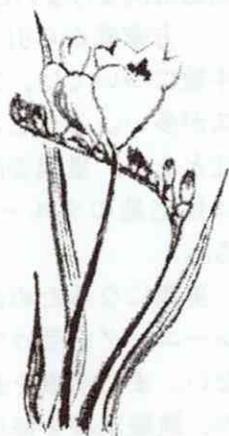


腹話術。大好評だったあずきちゃん

がある。そこに活躍する女性たちの凛とした姿は美しく、明るく心に残った。

このすべての研修を通して「本質を知る」という目的、そこに生きた木があった時、木の根はどうなっているか、なぜ青々としているのかまで知るといふことに、多少なりとも触れることができたように思う。

(小島)



3. 家庭主義—施設より里親

今回の研修で訪れたどの機関も、日本という「養育困難」を理由に施設入所していることはなかった。犠牲となる子どもを救うため、養育困難な問題をかかえる家庭に対しては青少年センターが援助を行い、家庭で養育を継続するためのさまざまなプログラムが実践されていた。その中でケベック州の児童福祉の考え方を簡単にまとめたい。まず、10代の子どもがいる問題のある家庭では、青少年センターの職員が家庭に出向き、親が親としていかに機能していくかを、親と話し合っただけで援助をしていくことに主眼を置いている。

青少年センターは通告を受けた年2万5千件に介入、行動の問題は親の協力にもとづいて解決に導くケースが多い。また親から放任され虐待を受けている児童については、親子分離による精神的ショックを考慮し、基本的に子どもの安全が保証されている限り、家庭から引き離さないようにしている。

これにより結果として通告された子どもの半数が家庭にとどまっている。また、家庭から分離した場合も、いずれ家庭に戻す方向で進めるため、家庭の改善をしないと問題解決ならないという考えに立っている。

一方家庭から引き離さなければならない半数については、家庭の改善が困難なケースが多い。こうしたケースの大半は里親委託となる。里親委託とならなかったケースは住宅地のグループホームを利用している。

里親になるためには青少年センターのトレーニングを受けて認定されなければならない。また治療を必要とする子どものための、継続訓練を毎週受けたり、専門家の定

期訪問を受けている里親もいる。このように里親の条件として、トレーニングを受け、家庭が安定していることがあげられる。また、里親の形態としてシングル、ゲイ、レズビアン、生活保護受給世帯も登録されている。委託期間は短期から最高9年で、1家庭に最高9人まで委託できる。里親委託の平均は2~3人である。対象年齢として6歳未満は養子か里親委託される。また、ハンディキャップを持った子どもについても知的、身体的に対処できる専門的技術を持った里親に委託することで対処し、その後の成長や発達を助けている。

このような里親制度は、家族的な雰囲気を持続することを目的として発展してきた。ケベックでは、子どもは社会で育つものであり、一番自然な環境が家庭という考えにたつて、施設入所より里親委託を行っている。

家庭主義についてカナダから学ぶべき点については、まず子どもは社会の宝であるという考えのもとに里親制度が充実していることである。カナダでは子どもを預けても親が行方不明にならないように家庭の援助をしていこう、また家庭に恵まれない子どもたちについては家庭的な雰囲気を味わえる里親委託を目指そうとしている。養子を目的に子どもたちを委託するのではなく、元の家庭で体験できない部分を補うことを目的に里親を活用し、しかも登録だけでなく里親トレーニングを充実させている。

児童福祉に携わる者として、家庭中心の援助を充実させていくケベック州の方針には考えさせられるものがあった。こうした家族支援や里親制度の充実、児童相談所

4. 日本の保証人制度の現状 —カナダの保証人制度と比較して—

この度の研修にてカナダでの保証人制度について話が出た。カナダでは就職やアパートを借りるための保証人はいらないう。仕事をしていく中で何か責任をとらなければいけない場合、それは就職した会社で面倒を見てくれるというのである。細かい制度については話を伺うことができなかったが、根本的な土壌の問題なのか、発想の転換なのか、日本の保証人制度の現状と比較して学ぶべき所である。

日本は保証人社会である。保証人は人が生きていく上で必ず必要となってくるものである。就職、アパート契約、さまざまな賠償責任を伴う連帯保証人。未成年であればほぼすべての契約に保護者の同意、保証人が必要となる。通常は保護者である親が後ろ盾となり、あらゆる保証に対して引き受けてくれるかもしれないが、それでは親がいない若者、親の協力を受けられない若者の保証は一体誰が引き受けてくれるのだろうか。親の事情により、施設育ちを余儀なくされてしまう児童が全国に何万という現状である。その児童達も同じように社会を生きていくのである。

何らかの保証人が必要となった時、施設に入所していて親の協力が得られない児童は施設の施設長が善意で引き受けるしか方法がない。しかし保証人を引き受けるということは賠償責任が生ずるので危険と負担が伴う。

中学校を卒業して働く年齢になった時、まず必要となってくる就職の保証人。特に未成年であれば就職にあたり、保護者という形で署名をする。それは本人の身分証明

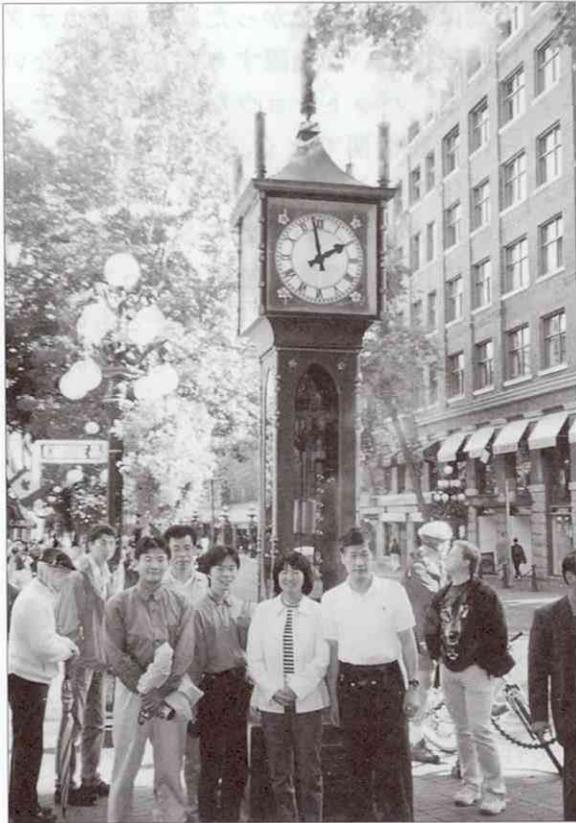
や何らかの賠償責任を請け負うことを承諾する意味合いも含まれる。

住込み就職であればなおさらのことである。極端な例では就職先のお店のお金を盗んで飛び出してしまう等、何か弁償をせざるを得ない事態になった時、本人の支払い能力がなければ当然保証人に請求の話が来る。また、いざ自活する時、一人暮らしをするためアパート契約をする際にも保証人が必要となってくる。アパート契約での危険性は家賃の滞納に対する賠償責任である。自立生活が初めから何一つ失敗無いくことはない。生活が不調になり仕事を解雇され、家賃を払えず不動産屋から連絡が入る頃には何か月も滞納している状況。本人は飛び出し行方不明。仕方がないので保証人になった施設長が賠償を肩代わりせざるを得ない状況になってくる。あまりにも危険性や負担が大きい保証人。時代が変わっても保証人を必要とする児童は減らず、日本の保証人制度が変わらない限り、施設長の永久的な負担と何よりも保証人が頼めない児童には人生の平等な選択権の場が限られてしまう。この現状をこれからの日本の課題として見つめていかなければならない。

さて、保証人を必要としないカナダの土壌はどのようにして培われたのだろうか。そこには子どもの問題に対して社会全体で責任を持つという思想が感じられ、その背景に人間一人一人を大切にする宗教の存在が感じられる。別の言い方をすれば「契約」が言葉通りに生きている社会なのであろう。つまり会社の責任において個人と契約

するわけであるから、リスクは契約する会社と、個人の双方が負うという裏付けがあり、それを肉親やその代理人に転嫁するという発想がもともとないのである。

「自立支援」をキーワードとする日本の児童福祉が、児童にとって真に生きたもの



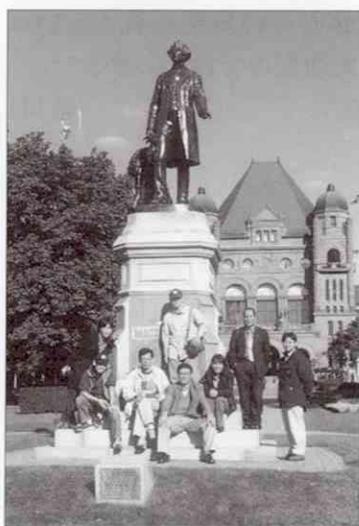
バンクーバーの蒸気時計

になるためには社会的自立に向けた環境整備が必要である。少なくとも児童福祉が対象とする年齢の間は、保証人問題もカナダのように社会全体がその責任を負うといった土壌作りこそ大切なのではないか。

(前川)



5. 利用者中心主義—措置と契約の違いを巡って



トロントの朝

カナダにおける社会福祉の特徴として「利用者中心主義」があることを、今回の研修を通して学ぶことができた。紹介された様々なプログラムやアドボケイトシステムにおいて

も、権利擁護の思想が根付いた利用者中心主義であることが伺えた。

昨年度の研修報告では、アドボカシー事務所の活動を中心として児童の権利擁護に触れていたもので、今回は思想としての権利擁護、利用者中心主義について日本とカナダの文化的背景や制度の違いなどを視点としてまとめてみたい。

日本では、老人福祉制度を巡って、介護保険の導入、社会福祉事業法の改正などが進められた。国家経済の動向によって福祉の内容が決められることが多い日本の傾向はあるが、その主となる思想的な視点は「措置から契約へ」という利用者の視点を導入することにあった。それは情報公開と共に、運営適正化委員会の設置、苦情解決委員会の設置などの義務づけに伴い、利用者及び第三者からの評価を入れてバランスを保たれるように考えられたものである。すなわち、日本では2000年を迎え高齢化社会に至ってようやく利用者中心主義と

いう発想が取り入れられた状況にあると言える。

一方、カナダに見る利用者中心主義には、日本における行政処分である「措置」という言葉は見当たらなかった。つまりカナダには措置権という権限すら存在していないのである。バットショウなどの青少年センターは行政機関でなく、民間団体である。民間団体で行う事業展開には「措置権」という権限は必要ないのである。日本の「措置権」に代わる機能と権限を持っているのは全て裁判所である。一人の子どもの進路選択が裁判所を通して行われているのがカナダの特徴でもある。すなわち、権限が裁判所に集約されているので、判断基準も行政、民間といった立場の違う観点が入り交じることはない。シンプルな発想が可能になる権限のシステムとも言えるかも知れない。

カナダの福祉の進歩は、行政との関係で作るよりも民間の個人の発想が契機となって作られた制度やプログラム、システムに拠るところが大きい。彼らの発想は「理想は何か、この人にとって必要なことは何か」に絞られる。描いてみた理想像について「これが実現できないのはなぜか、どうすれば実現できるか」を考えていく。これらの発想から実践に至るプロセスは極めてシンプルで効率的である。

子どもの家庭崩壊、虐待への対応なども、日本では虐待防止法の制定に伴い、更に児童相談所に権限と機能を集中させる傾向にある。行政機関なので国の責任をその「権限と機能」で果たそうとしているのだろうか。日本における利用者中心主義の流れは、

児童相談所の判定会議の中では辛うじてみられる。保護が必要な子どもの相談があれば、まず里親を考え、その後に施設入所を考えるのが通常の判定の順序であると聞いている。しかし、虐待の通告など、緊急一時的に保護が必要な場合には里親では対応しきれないという矛盾もある。緊急一時保護の受入れについては、乳児院や児童養護施設が中心となるのが日本の現状である。これらのシステムの違いは、日本の「措置から契約へ」という内容とカナダの「子どもの権利を守るシステム」の内容において、作られるプロセスをみると明確な違いが浮

き彫りにされる。つまり、そもそもカナダの発想は、西洋キリスト教の宗教観もあり「利用者中心主義」であったことがわかる。プロセスの違いは文化の違いでもあるだろう。その違いは制度の面からは「官僚主義か民間主義か」とも言えるかもしれない。行政主導の形を主とするか、あるいは実際の取り組みを尊重し、それに対するバックアップシステムを構築していくのか、ここに代弁や利用者中心という重要な責任を果たすことのできるキーワードが隠されているのではなかろうか。

(藤井、千日)



6. カナダで見たマイノリティーに対する考え方



オンタリオ湖のほとりにて

私たちが最初に訪れたバンクーバーは、中国返還後の香港での生活に不安を持った多くの中国人が移民をしてきたところである。そのため、バンクーバーの人口は激増し、国内でもトップクラスの経済的成長を遂げている。また、トロントを訪れた際は、「中華系移民記念式典」が行われており、中華街を練り歩く長く賑やかなパレードを見る機会もあった。

華僑はどここの国でも大きな力を持つことは知られている。オンタリオ州では、日曜祝日に店舗は休業することが法律で定められ、違反すると罰金が課せられる。しかし、トロントのチャイナタウンでは罰金を払ってでも営業していた。そのため、休業している店が多いためトロント市内は静かであったにもかかわらず、このチャイナタウンの一画だけが大変賑やかで活気に満ちていた。また、ガイドの説明によると、さまざまな移民の中でも中国系移民だけは、母国語である中国語だけで生活できるとのことである。それだけ、中国系移民の数と影響力は大きいということだろう。

もちろん移民は中国からの人々だけではない。バンクーバーの空港でポーターを勤

めていたのはほとんどが頭にターバンを巻き、ピンとはねたひげを持つインド人だった。また、PARCでは利用者のほとんどが黒人だった。そして、人種問題を扱ったポスター以外でも白人、黒人、東洋人等と一緒に写っているポスターが多かった。

ここで大切なのはカナダが移民を積極的に受け入れていることである。経済的効果を期待していることが理由のひとつである。

そのため、カナダは移民を受け入れることにより成立・発展を遂げてきた国と言い換えることもできるだろう。

しかし、移民が全て経済的効果をもたらしてくれるか、というとそうではない。発展途上国から渡航費等の必要経費だけを何とか捻出して入国してくる移民も多い。そのような移民の中には、カナダでの市民権を得ても、苦しい生活を営まざるを得ない人々が大勢存在する。そして、その多くは文化的にも西洋文化とは異なる独自の文化を持っている。そのため、マイノリティーとして社会からの孤立や、経済的困窮を余儀なくされることも多い。また、通訳の菊池氏が話した日系移民の血を吐くような苦労も印象に残った。このように、過去から現在において、程度の差こそあれ人種問題も歴然と存在する。

モントリオール青少年センター等では、多様な文化的背景を持った人々に対する支援プログラムの説明があった。これらの説明を聞いて印象深かったのは、それぞれの文化を尊重していることであった。「カナダに移民してきたのだから、カナダの文化にあわせなさい」ではないのである。もちろん、さまざまな文化的背景を持った移民

が集まり、それをまとめて一つの社会として成立させるには、多様な文化を承認することが不可欠という事情もあるだろう。それでも、ここに至るまでには数々のSWの苦勞があったに違いない。また、異文化に対してまだまだ厳しい目が存在していることや、支援の困難なケースが多いことも事実である。しかし、カナダでは文化の差を尊重するマルチカルチュアリズムの姿勢をとり、文化の差がありながらも共存できるようにさまざまな方策を練っている。その中心になるのが「基本的人権の尊重」なのだろう。そして人権に対する考え方が積極的であり、それが浸透している。子どもも大人と同等の人格として尊重し意見を求めるアドボカシー事務所での取り組みや、一人の弱者に対して社会が最善の策を個別に考え対応するラッピングサービス（必要な法で包み込む）等は、その具体的な方法の一つであろう。

PARCで印象的だったのは、利用者が話してくれた「自分たちの夢」である。彼等の多くは問題を抱えながらも、大学や専門学校に通っている。そして、勉強しながら医師や弁護士、SWやレストラン経営などの大きな夢に向かって努力している。レストランで働きながら「すし職人」を目指し、将来自分の店を持つことが夢だと語ってくれた利用者もいた。里親を転々とする、何度も就職し挫折をする、といった困難な状況をくぐり抜けてきた利用者から話を聞き感動を覚えた。ただ、全員がそのような困難を脱し、明るい希望を持っているとは思えない。彼等はPARCの中でも「出来のよい方」ではないかと考えるのは、穿った見方であろうか。

また、PARCでは、利用者のために大学や専門学校の願書や入学案内を取りそろえ

た部屋があるのも印象的であった。入試や学費など日本との違いが多いのは承知しているが、そこまで教育というものを奨励しているのには感銘を受けた。貧困からの脱却のためには、教育や知識・技術の習得というものが最大の武器になるのだろう。低所得層に黒人等が多いことは事実である。しかし、貧困が人種の違いに端を発するとは限らないだろう。黒人がすなわち低所得層ではない。白人の低所得層というものも無論存在する。そのような困難な状況から立ち上がってきた彼等にとって、希望に満ちた将来が明るいものであることを祈らずにはいられない。

貧困層を対象としたプログラムで印象的だったのが、ジョリエットCLSCの取り組みである。限られた予算を有効に利用するために、対象をさらなる貧困層に絞り込み、確実に効果を上げている。また、社会的孤立状態への対応において、このジョリエットCLSCやラノディエール青少年センターなどの社会的マイノリティーについての取り組みが、的確にその役割を果たしている。そして、どれもが対象を絞り込んでいることが特徴にあげられる。もしかしたら、日本に比べるとカナダの方がそれだけ貧富の差や社会的孤立の度合いが大きいのではないだろうか。日本でも生活保護の受給ができずに餓死するケースや、リストラ失業等による経済的困窮からホームレスにならざるを得ない状況に追い込まれるケースも存在する。しかし、日本では中間層が多いため、大きな貧富の差を実感できないように思う。

福祉政策を具体的に推進する上で、PR活動は非常に大切なものである。トロントの地下鉄ホームでは、さまざまな福祉問題等に関するポスターが大々的に貼ってあ

た。そのポスターは畳一枚分もあるような大きさで、企業のポスターなみに多かった。中身も寄付を求めるもの、独居老人に関するもの、DV（ドメスティックバイオレンス：夫やパートナーが女性に行なう暴力）に関するもの等、種類も多かった。このような啓発活動が積極的であるため、これまで述べてきたような問題が生活レベルにまで浸透し、自分たちの問題として考える土壌ができたのではないだろうか。

私たちがバンクーバーを訪れた時には、ゲイのPR運動が大々的に行われていた。そのため、市街には緑を中心とした七色の旗がたくさん飾られていた。ガイドが「同性同士で腕を組んでいる人々がいるかもしれませんが驚かないでくださいね」と説明していた。また、同性の夫婦というものが法的に認められていて、その同性の夫婦による里親も存在する。そして、それらが普通に行われ普通に認められているという事実が驚いた。カナダではゲイにも広くその権利が浸透している。否、「浸透しつつある」というべきか。カナダでもゲイに対して偏見がないわけではない。ゲイに関しての差別もある。先述のゲイ夫婦の里親に関して、「それが子どもに変な影響を与える心配はないのか？」という質問もあった。しかし、答えは「だからこそ、その子はゲイに対して差別や偏見をしないようになるだろう」という明瞭なものであった。その答えにはこの国の懐の深さを実感した。バンクーバーでのPR運動も、実際には根深い差別や偏見があるからこそ必要なのだろう。また、だからこそ青少年センター等にはPRポスター（Are you homosexual? Are you lesbian? You are not alone!）が張ってあるのだろう。

さて、日本ではどうだろうか。「日本は

単一民族国家」というのは、実は間違いである。アイヌや琉球、朝鮮など人種についての問題は存在する。また、近年増加してきた外国人労働者の問題や日本人との間にできた子どもたちの問題もある。「日本語」という一つの言語で統一されていることや、まだまだ異民族の存在が国内において少数であり、身近な問題として考えることができないのであろう。民族問題がないというのは、島国であったが故の幻想である、といっても過言ではないだろう。また、日本では「国民一億総中流」と言うのも実は間違いである。これはカナダのように、的確な絞り込みができず、的確な救済措置をとることができないことが大きな問題だと思う。

異民族の問題にしても貧困問題にしても、これら人権に関する問題を、日本では生活の中で実感する機会が少ない。そのため、自分たちの問題として考えることが少ないのが現状である。しかし、一人ひとりが他人ごとではなく自分のこととして、これらの問題を考えていくことが、今、私たちに強く求められているものであろう。

カナダでもこれらの問題をすべてクリアしているわけではない。人権擁護を積極的に謳うというのは、多民族を一つに束ねるには「人権擁護」がもっとも宣伝性があり手っ取り早くわかりやすい、ということも関係しているからと思われる。また、多くの問題も抱えており、完全に浸透しきっていないからとも言えるのではないだろうか。非常に政策的な部分も多く、純粹に人権主義からだけとていきるのも難しい。

しかし、カナダでは日本よりも、人種の違いやゲイであること等、外見的要素と関係なく、その人の中身を人として尊重する姿勢は、自覚的に広く行われていることを

強く実感した。そして、それに向けて着実に動き、大きな成果を上げていることは事実である。

このことは、自分を振り返り改めて考える機会になった。制度施策だけではなく、

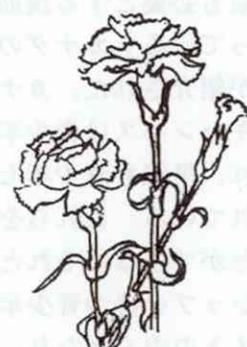


東京大学での授業

このことは、自分を振り返り改めて考える機会になった。制度施策だけではなく、

このような基本的姿勢について学んできたものを、これからどのように生かしていくか。これを自分自身の今後の課題にしていきたい。

このように基本的姿勢について学んできたものを、これからどのように生かしていくか。これを自分自身の今後の課題にしていきたい。



7. ネットワークとコミュニティーサポート

子どもたちを取り巻く社会や環境が多様化するにつれて、利用者が抱える問題やニーズも、多様化・複雑化してきている。一つの機関や施設だけの取り組みでは、このような問題を解決することは難しい。施設だけで対応しきれないような困難ケースになればなるほど、「関係機関の連携」が不可欠なものとなってくる。

しかし、私たちが「自分たちでは解決できないこの部分を協力して欲しい」と思っても、いざとなると、自分たちのコミュニティーにどのような機関があるか、その働きがどのようなものであるかを知らないことが多い。またこのような機関の情報を知る手段が少ない。

カナダの児童福祉はオープンケアが中心となっている。これは在宅ケアによるコスト削減と、施設ケアのリスクを軽減する役割を果たしている。しかし、オープンケアを行うにあたっては、地域情報の入手、整理、利用の方法が、それぞれ明確でなければ成り立たない。こうした情報を得るためにはコミュニティーとのネットワークが重要となってくる。

この研修では「有機的な支援ネットワークを構築した上で、各自の役割を明確にし、最も必要とする援助を最も適切な方法で行っている」カナダの現状や支援プログラムが紹介された。カナダのグループホームやキャンパスは青少年センターにより運営され、里親も青少年センターの管理下におかれている。これらを一つの組織と考えることができる。それと共に、強力なリーダーシップを持つ青少年センターはコーディネイトの中心となり、コミュニティーへの支



パークでの演習風景

援を行っている。また、コミュニティーや施設の情報や青少年センターに集約され、状況に応じた介入を行っている。このような「中央管理化されたインタークシステム」がカナダには存在する。このシステムは、青少年センターを管理する法が、逆に法的な裏付けをユースセンターに与えていると考えられる。

ラノディエール青少年センターやグリフィンサポートセンターが実践的で効率的な取り組みを行っている状況には、羨ましさを感じたほどである。各担当者が自分の責任を明確にし、その上で一つの目標に向かって取り組むシステムは、これまで「こういうのがあれば」と思っていたものの一つでもあった。また、その「ネットワークを作る時の基本原則」というものも、目新しいものではない。しかし、その本質の部分を確実にこなしているからこそ、ここまでできたものなのだと思う。その中で印象的だったのは、ドライに思えるほど効率的な点である。となく日本では情に流されたり、遠慮してしまったりすることもあるが、ビジネスライクに対応していくことの必要性

を強く感じた。

「施設の地域化が必要」といわれて久しい。しかし日本は、運営を各施設に任せ、その責任も個々の施設について回る。こうした施設を統括する団体もなく評価機能も貧弱と言わざるを得ない。苦情処理委員会や運営適正委員会等の設置と情報公開の方針が義務化されたが、こうした委員会をどのような機関が適正に運営し情報の集約を行うのかといった具体的な内容は見えてこない。また民間から立ち上げた活動は、縦割りの行政の中で憂き目を見ることも多々あるのが現状であろう。利用者を守るためにも民間レベルでのネットワークを構築し行政に問題を提起していく必要があるのでは



第1回トロント緊急編集会議

はないかと考える。それと共に、利用者が保護され人権が守られているかを自らに問いかけ、これまで施設が培ってきたノウハウを活かして、地域でどのような役割を担えるのかを模索しなければならない。

子どもに関わる機関は、保健所や病院、学校や保育所、そして地域のコミュニティや福祉事務所など多岐に渡る。こうした機関の情報を集約しうる専門的知識と、利用者の立場に立って国や地方自治体に要請できる独立した権限を持った機関の設立が望まれる。

「できる」「できない」の原因をその国民性に帰するのは短絡的だろう。その国民性を考えながら、その土壤に合うようにシステムを柔軟に変化させながら応用させていくのが大切なことである。その意味では、カナダのシステムをそのまま日本に導入することは難しい。日本には日本の良い部分もある。日本ではビジネスライク過ぎると、むしろ敬遠されかねない部分もある。これまでの良いところを活かし、上手にバランスをとりながら有効なシステムを導入することが、今後の課題になってくるのであろう。

(村井)

トロントは我が青少年福祉センターが創世期に、その利用者が大勢移民をしたところでした。創設者長谷場所夏雄氏が利用者と共に作った店「ZERO」は今もまだ健在で、研修の合間をみてこの目で見る事ができました。人が志を抱き、一步を踏み出す行動力、その証しを見た時、なんだか不思議と自分も勇気付けられました。

第27回海外研修訪問施設(組織、機関)及び関係機関

ケベック青少年センター協会

Association des Centres Jeunesse du Québec
2000, rue Mansfield, bureau 1100, Montréal
Québec H3A 2Z8 Canada

バットショウ青少年家庭センター

Batshaw Youth and Family Centres
5, rue Weredale Park, Westmount Québec
H3Z 1Y5 Canada

バットショウ青少年家庭センタードーバルキャンパス

Batshaw Youth and Family Centres Dorval
Campus
Dorval Campus, 825 Dawson Avenue, Dorval
Québec H9S 1X4 Canada

モントリオール青少年センター

Les Centre Jeunesse de Montréal
Mont Saint-Antoine 8135, East, Sherbrooke
street Montréal Canada

ジョリエット保健所

CLSC de Joliette
245 Curé Majeau, Joliette Québec
J6E 8S8 Canada

ラノディエール青少年センター

Les Centre Jeunesse de Lanaudière
260 Lavaltrie sud, Joliette Québec
J6E 5X7 Canada

子ども家庭サービスアドボカシー事務所

Office of Child and Family Service Advocacy
2nd Floor, 2195 Yonge St. Toronto, Ontario
M7A 1G2 Canada

グリフィンセンター

Griffin Centre
24 Silverview Drive Toronto, Ontario
M2M 2B3 Canada

ペープ青少年資源センター (PARC)

Pape Adolescent Resource Centre
469 Pape Avenue, Toronto, Ontario
M4K 3P9 Canada

第27回 海外研修入手資料

ケベック青少年センター協会

- Social Services to Youth and Families

バットショウ青少年家庭センター

- Batshaw Youth and Family Centres Services (January 2000)
- Youth Protection Act(Revised Statutes of Quebec Chapter P-34.1)
- Pour aider les jeunes en difficulté et leurs familles

モントリオール青少年センター

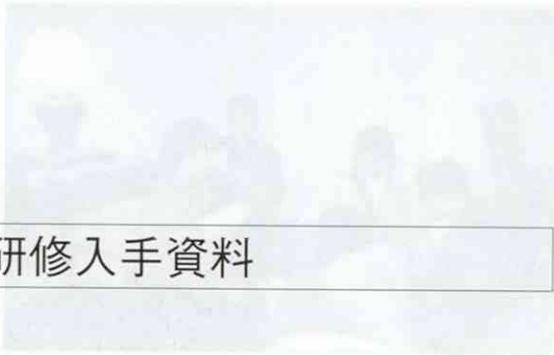
- Programme D'Initiation au Travail

子ども家庭サービスアドボカシー事務所

- A Handbook for Children's Services in Toronto
- Office of Child and Family Service Advocacy(Information Package)
- Griffin Centre(Reaching out, Working Together)

ペープ青少年資源センター

- Opportunities 1999 An Approach to Employment Training For Youth in Care
- Life Skills March 2000(A Final Report)



第27回 資生堂児童福祉海外研修団員名簿

	氏 名	☎	勤 務 先 ・ 住 所	種 別
団長	やすかわ みのる 安川 実	920-8551	石川県金沢市長町1-5-30 聖霊愛児園 ☎076-261-9812 FAX:076-222-7589	児童養護施設
団員	おがさわら まさき 小笠原正樹	202-0015	東京都保谷市本町4-12-7 聖ヨゼフホーム ☎0424-64-2211 FAX:0424-68-5823	児童養護施設
々	おじま 小島いく子	663-8184	兵庫県西宮市鳴尾町1-3-38 三光塾 ☎0798-41-4421 FAX:0798-40-2879	児童養護施設
々	しおみ まもる 塩見 守	674-0074	兵庫県明石市魚住町清水2744 清水が丘学園 ☎078-943-0501 FAX:078-943-6598	情緒障害 児短期治療施設
々	せんいち きよし 千日 清	274-0054	千葉県船橋市金堀町499-1 大久保学園 ☎047-457-2462 FAX:047-457-4069	知的障害 者更生施設
々	たけはな のぶえ 竹花 信恵	349-1155	埼玉県北埼玉郡大利根町砂原中谷277 光の子どもの家 ☎0480-72-3883 FAX:0480-72-6649	児童養護施設
々	なかの としゆき 中野 智行	514-0016	三重県津市乙部33-5 みどり自由学園 ☎059-226-3022 FAX:059-223-3830	児童養護施設
々	ふじい よしのり 藤井 美憲	347-8510	埼玉県加須市土手2-15-57 愛泉こども家庭センター ☎0480-62-2433 FAX:0480-62-1687	児童家庭 支援センター
々	まえかわ あやひこ 前川 礼彦	161-0032	東京都新宿区中落合1-6-22 青少年福祉センター新宿寮 ☎03-3951-9650 FAX:03-3951-9657	自立援助 ホーム
々	むらい とおる 村井 徹	567-0034	大阪府茨木市中穂積2-16-11 救世軍希望館 ☎0726-23-3758 FAX:0726-23-8404	児童養護施設
々	ゆり まこと 由利 誠	272-0827	千葉県市川市国府台2-9-13 国府台母子ホーム ☎047-372-1473 FAX:047-372-1457	母子生活 支援施設
事務局	おがわ ともかず 小川 知一 すずき じゅんじ 鈴木 順治	104-8010	東京都中央区銀座7-5-5 資生堂社会福祉事業財団 ☎03-3574-7408 FAX:03-3289-0314	—

資生堂児童福祉海外研修の実績一覧

開催年度	研修先	団員種別 (人数)	期間 (日数)	研修内容
第1回 (1972)	ヨーロッパ (含北欧)	養・保・児(5)	28	海外福祉事情視察
第2回 (1973)	アメリカ・カナダ	精・重・肢(29)	29	大学・病院及び附属研究所各種施設の視察
第3回 (1974)	ヨーロッパ (含北欧)	養(23)	22	ヨーロッパ6カ国での児童福祉事情の視察
第4回 (1975)	ヨーロッパ (含北欧)	児・教(25)	22	ヨーロッパ5カ国での児童福祉事情の視察
第5回 (1976)	アメリカ・メキシコ	乳・虚(25)	26	地域ぐるみの子育てと里親制度、アメリカ・メキシコの児童処遇
第6回 (1977)	アメリカ	養・母(26)	24	養護施設及び里親制度、母子福祉の視察研修
第7回 (1978)	ヨーロッパ	児・子どもの国(25)	16	テーマ「児童健全育成に関する民間使節活動」
第8回 (1980)	アメリカ	養・母・乳(25)	15	テーマ「児童処遇における施設と地域社会」 「児童の特性に応じた生活指導方法」
第9回 (1981)	オーストラリア	養(18)	14	テーマ「分散小舎制の運営、地域社会関係」
第10回 (1982)	アメリカ・カナダ	養(18)	17	アメリカ・カナダの要養護児童に対する居住型施設の形態及び運営機能についての調査研究
第11回 (1984)	オーストラリア (含タスマニア)	養(15)	15	テーマ「児童養護のネットワークづくり」
第12回 (1985)	ヨーロッパ (3カ国)	養(15)	15	テーマ「家庭の病理からくる情緒障害児・家族への指導」
第13回 (1986)	アメリカ	養(15)	15	テーマ「施設養護と家庭養護」
第14回 (1987)	アメリカ	養・教(17)	14	テーマ「非行傾向を示す児童の処遇問題」
第15回 (1988)	アメリカ	養・教(17)	15	テーマ「非行傾向を示す児童の処遇問題」 ～ファミリープログラムを含めて～
第16回 (1989)	オーストラリア	養・教・情・母・精(17)	15	テーマ「児童福祉施設と地域社会とのかかわり方について」
第17回 (1990)	オーストラリア	養・教・情・母・精(17)	15	テーマ「地域社会での児童福祉の在り方を探る」
第18回 (1991)	ヨーロッパ	養・教・情・母・精(23)	15	テーマ「児童の権利と児童養護活動」
第19回 (1992)	ヨーロッパ	養・教・情・母・精(25)	15	テーマ「児童の権利と家庭機能支援活動を探る」
第20回 (1993)	カナダ・アメリカ	養・教・情・母・乳・精・肢(25)	15	テーマ「家族と子どもの権利を考える」
第21回 (1994)	アメリカ	養・教・情・母・肢(13)	15	テーマ「子どもの権利と家族への支援について」
第22回 (1995)	ヨーロッパ (含北欧)	養・教・情・母・乳(12)	14	テーマ「児童の最善の利益について」
第23回 (1996)	オーストラリア ニュージーランド	養・教・情・母・乳(17)	11	テーマ「日本の児童福祉施設の将来の在り方を探る」
第24回 (1997)	イギリス	養・教・情・母・乳(14)	12	テーマ「地域社会が求める福祉サービスのあり方」
第25回 (1998)	アメリカ	養・自立・情・母・乳(13)	14	テーマ「アメリカの児童虐待の実態について」
第26回 (1999)	カナダ	養・自立・情・母・乳(15)	13	テーマ「子どもの権利擁護と福祉と福祉サービス」
第27回 (2000)	カナダ	養・母・児・自立・情・知(13)	14	自助、共助、公助による自立支援教育など

編集後記

今回このすばらしい研修の機会を与えていただきましたことを感謝いたします。その成果を皆さまにお伝えしたいと思う気持ちが、やっと一冊の報告書になりました。

研修中は、一言も聞き逃すまいと話をテープにとりながらの毎日でした。それを起こすことさえできれば何とか研修報告の原稿ができると考えていました。しかしそんな予想とは全く違う編集作業となりました。カナダでの研修中は、それぞれ熱心に取り組んだつもりなのですが、いざ文章にしてみると自分たちの理解不足が歴然と浮かび上がってきます。

意味がわかるのは書き手だけ、という曖昧な文章をできるだけわかりやすい表現に近づけるために延々と校正を重ね、全く違った文章に落ち着いた箇所は数知れません。

コンパクトにはまとめきれない内容となりましたが、最終章では「研修のまとめ」として、私たちが学んだことを通して今後の方向性を考えていくために、提言を含んだ所感を載せました。ささやかではありますが、思いを共有していただけたら幸いです。私たちの文章力では描ききれないカナダの「子どもたちの権利擁護」への感動と熱い思いを、これからは私たちの「現場」で生かしていくことが課題であると心から思います。

21世紀が始まりました。私たちが生きている日本の社会でも、カナダのように生まれてきたことを喜び合い、最も小さく弱い存在が大切にされる社会にしていくことを願ってやみません。

最後になりましたが、二週間のカナダ研修、そしてこの報告書の作成にいたるまで私たちはなんと多くの方々と出会い、お世話になったことでしょう。資生堂社会福祉事業財団の小川さんには、視野の広い鋭い考え方で充実したプランを立てていただきました。鈴木さんには、研修中、添乗員の役割まで果たしていただき、私たちは安心して研修を進めることができました。安川団長には、児童福祉への豊かな経験と、その人柄からくる暖かいまなざしから教えられ、研修を方向づけていただきました。また、私たちがここに成果を報告できるのは、言葉の壁にとまどうことがないように配慮し、たくさんの質問を適切に伝えていただいた、ベテラン通訳の菊池幸工さんとマレット明美さんのおかげです。そして、私たちに今回の研修に参加する機会を与えてくださった厚生省、全社協の皆様とお忙しい中、受け入れてくださったカナダの研修先の皆様、そして送り出してくださった皆様、すべてに心から厚くお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

(編集委員) 竹花 信恵

第27回（2000年度）資生堂児童福祉海外研修団報告書

発行 2001年3月31日

財団法人 資生堂社会福祉事業財団

〒104-8010 東京都中央区銀座7-5-5

印刷 泰生印刷株式会社

〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-17-8



資生堂社会福祉事業財団